

平成17年太宰府市議会第2回(6月)定例会会期日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
6月1日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明
	本会議散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	
	議員協議会終了後	まちづくり総合問題特別委員会	第二委員会室	
	議員協議会終了後	中学校給食・少子高齢化問題特別委員会	第三委員会室	
6月2日(木)	(午後1時)			(質疑討論通告締切)
6月3日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑・委員会付託
	本会議散会後	臨時議会運営委員会	第一委員会室	
	臨時議会運営委員会終了後	総務文教常任委員会協議会	議 員 控 室	
	(午前10時)			(個人質問通告締切)
6月4日(土)				
6月5日(日)				
6月6日(月)				
6月7日(火)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
6月8日(水)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	第二委員会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	第二委員会室	
6月9日(木)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	第三委員会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	第三委員会室	
6月10日(金)				
6月11日(土)				
6月12日(日)				
6月13日(月)				
6月14日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
	本会議散会後	臨時議会運営委員会		
6月15日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
	本会議散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
6月16日(木)	(午後1時)			(質疑討論通告締切)
6月17日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	
	昼 休 み	建設経済常任委員会協議会	第二委員会室	

平成17年第2回(6月)定例会目次

第1日(6月1日開会)

1. 議事日程.....	1
2. 出席議員.....	2
3. 欠席議員.....	2
4. 会議録署名議員.....	2
5. 出席説明員.....	2
6. 出席事務局職員.....	3
開 会.....	4
散 会.....	18

第2日(6月3日再開)

1. 議事日程.....	19
2. 出席議員.....	20
3. 欠席議員.....	20
4. 出席説明員.....	20
5. 出席事務局職員.....	20
再 開.....	21
散 会.....	30

第3日(6月14日再開)

1. 議事日程.....	31
2. 出席議員.....	33
3. 欠席議員.....	33
4. 出席説明員.....	33
5. 出席事務局職員.....	33
再 開.....	35
散 会.....	100

第4日(6月15日再開)

1. 議事日程.....	103
2. 出席議員.....	104
3. 欠席議員.....	104
4. 出席説明員.....	104

5. 出席事務局職員.....	105
再 開.....	106
散 会.....	162

第5日（6月17日再開）

1. 議事日程.....	163
2. 出席議員.....	164
3. 欠席議員.....	164
4. 出席説明員.....	164
5. 出席事務局職員.....	165
再 開.....	166
閉 会.....	192

審議結果

1. 審議結果.....	195
2. 議員の派遣について.....	198
3. 諸般の報告.....	199

1 議事日程(初日)

〔平成17年太宰府市議会第2回(6月)定例会〕

平成17年6月1日

午前10時開議

於議事室

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 報告第1号 平成16年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について |
| 日程第5 | 報告第2号 平成16年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて |
| 日程第6 | 報告第3号 平成16年度太宰府市水道事業会計予算繰越について |
| 日程第7 | 報告第4号 太宰府市土地開発公社経営状況の報告について |
| 日程第8 | 報告第5号 財団法人太宰府市国際交流協会経営状況の報告について |
| 日程第9 | 報告第6号 財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団経営状況の報告について |
| 日程第10 | 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(太宰府市税条例の一部を改正する条例) |
| 日程第11 | 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例) |
| 日程第12 | 議案第37号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第13 | 議案第38号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第14 | 議案第39号 福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について |
| 日程第15 | 議案第40号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減に関する協議について |
| 日程第16 | 議案第41号 太宰府市公共施設の委託に関する条例を廃止する条例について |
| 日程第17 | 議案第42号 太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第43号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第44号 太宰府市表彰条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第45号 太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第21 | 議案第46号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第22 | 議案第47号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第23 | 議案第48号 太宰府市立太宰府跡遺構保存覆屋設置に関する条例の一部を改正する条例について |

- 日程第24 議案第49号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について
 日程第25 議案第50号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について
 日程第26 議案第51号 太宰府市立運動公園設置条例の一部を改正する条例について
 日程第27 議案第52号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について
 日程第28 議案第53号 太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について
 日程第29 議案第54号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
 日程第30 議案第55号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について
 日程第31 議案第56号 太宰府市立老人福祉センター設置条例の全部改正について
 日程第32 議案第57号 太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について
 日程第33 議案第58号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番 | 力丸義行 | 議員 |
| 3番 | 後藤邦晴 | 議員 | 4番 | 橋本健 | 議員 |
| 5番 | 中林宗樹 | 議員 | 6番 | 門田直樹 | 議員 |
| 7番 | 不老光幸 | 議員 | 8番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番 | 大田勝義 | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵 | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 13番 | 清水章一 | 議員 | 14番 | 佐伯修 | 議員 |
| 15番 | 安部陽 | 議員 | 16番 | 田川武茂 | 議員 |
| 17番 | 福廣和美 | 議員 | 18番 | 岡部茂夫 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志 | 議員 | 20番 | 村山弘行 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

- | | | | | | |
|----|------|----|-----|------|----|
| 9番 | 大田勝義 | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
|----|------|----|-----|------|----|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

- | | | | |
|---------|------|----------|------|
| 市長 | 佐藤善郎 | 助役 | 井上保廣 |
| 収入役 | 松島幹彦 | 教育長 | 關敏治 |
| 総務部長 | 平島鉄信 | 地域振興部長 | 石橋正直 |
| 市民生活部長 | 関岡勉 | 健康福祉部長 | 古川泰博 |
| 建設部長 | 富田讓 | 上下水道部長 | 永田克人 |
| 教育部長 | 松永栄人 | 監査委員事務局長 | 木村洋 |
| 総務部次長 | 松田幸夫 | 地域振興部次長 | 三笠哲生 |
| 健康福祉部次長 | 村尾昭子 | 総務課長 | 松島健二 |
| 行政経営課長 | 宮原仁 | 財政課長 | 井上義昭 |

建設課長 武藤三郎

上下水道課長 宮原勝美

教務課長 井上和雄

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 白石純一

議事課長 田中利雄

書記 伊藤剛

書記 満崎哲也

書記 高田政樹

開会 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名です。

定足数に達しておりますので、平成17年太宰府市議会第2回定例会を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村山弘行議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

9番、大田勝義議員

10番、安部啓治議員

を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

議長（村山弘行議員） 日程第2、「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの17日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月17日までの17日間に決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

議長（村山弘行議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思ます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4から日程第9まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第4、報告第1号「平成16年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」から日程第9、報告第6号「財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団経営状況の報告について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第9までを一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） おはようございます。

本日ここに、平成17年第2回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変ご多用中にご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

最初に、去る3月20日の福岡県西方沖地震及び4月20日のその余震により被害に遭われた市民の皆様方には、心からお見舞いを申し上げます。

今回の地震は、規模がマグニチュード7で、福岡市西区玄界島を中心に県内各地に多くの被害をもたらし、本市では震度4を記録いたしまして、負傷者1名、家屋半壊1棟、家屋の一部損壊52棟、文教施設被害4か所などの被害を受けております。

さらに、ちょうど1か月後の4月20日に発生した余震では、本市は同じく震度4を記録いたしまして、軽傷者1名、家屋の一部損壊76棟などの被害を受けたところであります。現在、市内の公共施設については、一日も早い復旧を目指してその対策を進めているところであります。

本市では、一昨年「7・19豪雨災害」を経験し、災害に強いまちづくりを進めているところでありますが、今後も風水害のみならず、地震などあらゆる災害に強いまちづくりを目指しておりますので、議員各位及び市民の皆様のご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、第四次太宰府市総合計画「後期基本計画」の策定についてであります。この第四次総合計画は、平成13年度から平成22年度までの10年間を目標年次と定め、現在は平成17年度までの5か年間を前期基本計画として、その実現に向け様々な事業を展開しているところであります。本年度は、この前期基本計画の目標年次となることから、過去5年間の実施状況を総括し、平成18年度から平成22年度までの後期基本計画を策定するため、現在地域振興部長を委員長とする職員で構成した「総合計画策定委員会」を本年1月から逐次開催しておりまして、12月定例議会にはご報告したいと考えております。

また、総合計画の中でうたっております“市民と行政との協働・連携”を基本としたまちづ

くりを進めていくために、このたび「市長と語るう～まちづくり懇談会」を市内7小学校区において7月から随時開催させていただき、地域の皆さんの声を直接お聞きする場としたいと考えております。

次に、昭和62年から取り組んでまいりました太宰府市市史の編さんについてであります。本年3月の「通史編」の刊行をもって、太宰府の歴史や風土の集大成となる「太宰府市史」全13巻14冊が完結いたしました。編さんの過程で収集された膨大かつ貴重な歴史資料は、全市民の大切な共有財産であり、未永く後世に継続していかなければならないと考えておりますので、今後も保存、公開、活用の取り組みを進めてまいります。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、報告案件6件、専決処分の承認を求めるもの2件、人事案件2件、規約の協議2件、条例の廃止1件、条例の制定1件、条例の全部改正1件、条例の一部改正14件、補正予算1件、合わせて30件の議案の審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号から報告第6号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、報告第1号「平成16年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」ご説明申し上げます。

平成16年度の繰越明許費は、計16件の事業について設定いたしておりますが、繰越額が確定いたしましたので報告させていただきます。

繰越総額は10億4,923万7,764円で、そのうち災害復旧事業は3件、5億3,506万6,000円の繰り越しを行っております。

次に、報告第2号「平成16年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて」ご説明申し上げます。

平成16年度につきましては、通古賀地区セットバック事業、佐野土地区画整理事業の2件の事故繰り越しを行っております。繰越総額は7,249万9,000円でございます。

次に、報告第3号「平成16年度太宰府市水道事業会計予算繰越について」ご説明申し上げます。

昨年度の建設改良費の配水施設費のうち、散策路、仮称でございますが、配水管布設替え第16-1工区工事につきまして、一般会計施工の散策路整備事業の進捗状況にあわせて必要な工期を確保するため、及び落合橋配水管仮設工事につきまして、福岡県施工の落合橋かけかえ工事が平成17年度に繰り越しとなったことに伴い、適正な工期を確保するために繰り越したものであります。

次に、報告第4号「太宰府市土地開発公社経営状況の報告について」ご説明申し上げます。

まず、平成16年度の事業と決算について報告します。

主な事業といたしましては、公有地取得事業では高雄中央通り線道路改良事業用地の取得を行っております。

また、処分として、公有地取得事業では、御垣野・隈野線道路改築事業用地、散策路整備事業用地、土地造成事業では佐野地区住宅開発事業用地の処分を行っております。

決算につきましては、収益的収入1億3,061万8,436円に対しまして、収益的支出は1億4,989万6,579円となり、差し引き1,927万8,143円の当期純損失を生じております。

次に、平成17年度の事業計画についてであります。公有地取得事業では、高雄中央通り線道路改良事業用地の取得を計画いたしております。

また、処分につきましては、公有用地として御垣野・隈野線道路改築事業用地、散策路整備事業用地、土地造成事業では、佐野地区住宅用地開発事業用地の処分を計画いたしております。

以上、簡単でございますが、太宰府市土地開発公社の経営状況を報告いたします。

次に、報告第5号「財団法人太宰府市国際交流協会経営状況の報告について」ご説明申し上げます。

まず、平成16年度の事業と決算について報告いたします。

事業といたしまして、アジア太平洋子ども会議の子ども大使受け入れ、太宰府市民政庁まつり、日本文化体験講座、世界料理教室、セカンドファミリー事業、フレンズベル倶楽部メンバーのつどい（賛助会員交流会）のほか、初級の韓国語講座を開催いたしました。また、民間国際交流団体が行う事業への助成や後援などを行っております。さらに、在住外国人のための日本語教室も委託事業として実施いたしております。その他、外国人向けに市内生活情報マップ、ごみ出し用ポスターを英語、韓国語、中国語で作成し、市内大学等に配布いたしております。

決算の収入につきましては、基本財産2億円の国債利子収入280万円及び賛助会員等会費収入57万9,820円、市補助金60万円など、前年度繰越金を合わせまして合計697万9,325円となっており、支出につきましては、自主事業費及び一般管理費を合わせて363万6,319円で334万3,006円の繰越金となっております。

次に、平成17年度の事業計画と予算でございます。

事業につきましては、昨年に引き続きアジア子ども会議にて子ども大使のホームステイの受け入れ、あるいは日本の伝統文化体験講座事業、世界の国々の食と文化を知る世界料理教室等の交流事業を行う予定にいたしております。

予算につきましては、収入として615万6,000円を見込み、支出として自主事業費を178万1,000円、一般管理費を437万5,000円見込み、一般管理費のうち予備費として177万6,000円を計上いたしております。

以上、簡単でございますが、財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況を報告いたします。

次に、報告第6号「財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団経営状況の報告について」ご説明申し上げます。

まず、平成16年度の事業と決算について報告いたします。

主な事業といたしましては、12施設の管理運営の受託と文化・スポーツ振興に関する事業を行い、各種教室、講座、イベント等の開催及び主催事業や他団体の開催事業の情報提供を行ったところであります。

この結果、全施設の利用者は、約86万人とたくさんの方にご利用していただきました。今後とも多様化する市民ニーズにこたえるため、施設の管理、運営により一層力を注いでまいります。

決算につきましては、一般会計として主な収入は、基本財産運用収入、受託事業費収入、補助金収入等合わせて、合計4億13万2,187円となっております。

支出につきましては、財団事務局費など合わせ、合計3億9,731万7,615円で、差し引き281万4,572円の繰り越しとなっております。

自主事業特別会計の収入は、自主事業収入、一般会計繰入金等を合わせ、合計7,342万1,310円となっております。

支出につきましては、いきいき情報センター費、文化ふれあい館費等を合わせまして、合計6,196万909円で、差し引き1,146万401円の繰り越しとなっております。

次に、平成17年度事業計画と予算についてでございます。

事業につきましては、スポーツ事業として、あるいは生涯学習支援事業といたしまして、史跡水辺公園、女性センタールミナス、いきいき情報センター、市民図書館、文化ふれあい館の5施設で、合計182の教室や講座等を計画いたしております。

次に、予算につきましては、一般会計として、収入4億6万4,000円を見込み、支出につきましては財団事務局費等で、収入と同額を計上いたしております。

自主事業特別会計につきましては、収入としまして、自主事業収入等で合計3,931万2,000円、支出につきましても同額を見込んでおります。

以上、簡単でございますが、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況を報告いたします。

以上で報告を終わります。よろしく申し上げます。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第1号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、報告第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、報告第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、報告第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、報告第5号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、報告第6号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~

日程第10と日程第11を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第10、議案第35号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」及び日程第11、議案第36号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10及び日程第11を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第35号及び議案第36号を一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第35号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、市税条例の一部を改正するものであり、改正法の適用が本年4月1日のため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいております。

改正の主な内容を申し上げますと、市民税において定率減税が2分の1に縮減され、率が所得割税額の15%から7.5%に、上限が4万円から2万円に改正されたことなどであります。これは平成18年度から適用になります。

また、65歳以上で前年の所得金額が125万円以下の人に対する非課税措置が平成18年度から段階的に廃止されることになりました。給与支払い報告書の提出対象者について改正がなされ、年の途中で退職した人も提出しなければならないようになりました。

次に、議案第36号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

本件につきましても、地方税法等の一部改正がされたことにより、専決処分をさせていただいたものであります。

改正の内容につきましては、関係条文の整理を行うものであります。よろしくご承認賜りま

すようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第10及び日程第11は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑、討論、採決を行います。

議案第35号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」について質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、今市長から説明がありましたが、議会全員協議会でも説明があっておりまして、大変この定率減税の縮減で4万円を2万円という形になりますが、大変な負担にもなります。また、市長の報告の中にも含まれておりましたが、高齢者の非課税範囲の廃止によって、新たに夫婦世帯で4,000円から2万5,000円、単身世帯ではその倍近くの負担になりますし、老年者控除の廃止も大変な負担になります。

また、こういう定率減税の縮減、高齢者非課税措置の廃止、老年者控除の廃止、またフリーター課税というのがありまして、30万円以下については必要ありませんが、30万円を超えるフリーターについては、地方自治体にその報告書を出さなければなりません。あらゆる結果こういうものが、法律が改悪されたために、特に所得の少ない層に大変な負担にもなりますし、国民健康保険、介護保険のはね返りもありますし、また、この徴収問題についても、担当部では大変な苦勞になるわけであって、こういう定率減税の縮減、廃止、国保介護料の負担増につながるこういう地方税法の改正については賛成できません。

以上です。

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

通告がっております。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 議案第35号の市税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについては、反対の立場から討論をいたします。

先ほどの提案理由の説明にありましたように、今回の改正で現行の65歳以上の者のうち前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する個人住民税の非課税措置が段階的に廃止をされます。高齢者の住民税につきましては、2006年6月に公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止、非課税限度額の廃止、定率減税の半減という4つの改悪が同時に行われることになり、税

の負担増のみならず住民税が非課税から課税に変わることによって介護保険料、また医療費の負担限度額などの料金負担にも重大な影響が出てきます。

特に深刻なのは、年金を受ける資格がなく働いて生活をしている高齢者の場合、今は年収204万円程度までは住民税が課税をされていませんが、改悪後は単身者の場合で年収が100万円を超えただけで住民税が課税されることとなります。

また、最近増えております熟年離婚で単身となった高齢女性の場合も大変深刻です。寡婦に該当をしないために、今回の改悪で非課税限度額が125万円から35万円に急激に引き下がります。こうした女性は、年金もわずかしかない場合が多く、こうした深刻な事態に対しては自治体として何らかの救済策を講じることが必要だろうというふうに思います。

小泉内閣が進めております税制改正については、我が党は大企業や高額所得者の減税は温存する一方で、こうした庶民には大增税を強いるというのは理不尽としか言いようがないと、大企業優遇の特例措置を延長拡充していることを批判して、2005年度の地方税法改正には国会で反対をしておりますので、よって、この第35号議案には反対を表明いたしまして討論を終わります。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第35号を承認することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立であります。

したがって、議案第35号は承認されました。

承認 賛成17名、反対2名 午前10時25分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第36号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第36号は承認されました。

承認 賛成19名、反対0名 午前10時26分

~~~~~

日程第12 議案第37号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて  
議長（村山弘行議員） 日程第12、議案第37号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第37号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

太宰府市監査委員の大野勝義氏から、健康上の理由により5月31日付をもって辞職したい旨の願いが提出され、これを受理いたしました。これに伴い、その後任として松下功氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

松下氏は、昭和36年福岡県庁に入庁され、平成4年に福岡県保健環境部理事兼環境整備局長に就任、平成5年には福岡県監査委員会事務局長の要職を経て、平成8年3月福岡県職員研修所長を最後に退職されております。その後、福岡県市町村研究所の事務局長や、福岡県自治振興組合の監査委員などを歴任されており、人格、識見にもすぐれ、人望も厚く、太宰府市監査委員として最適であると考えております。

なお、略歴書を添付いたしておりますので、ご参照の上よろしくご同意いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第37号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第37号は同意されました。

同意 賛成19名、反対0名 午前10時28分

~~~~~

日程第13 議案第38号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長(村山弘行議員) 日程第13、議案第38号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 佐藤善郎 登壇]

市長(佐藤善郎) 議案第38号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

筑紫公平委員会は、筑紫地区4市1町並びに筑紫地区の7つの一部事務組合で共同設置しており、委員3名は関係市町の持ち回りにより候補者を推薦することといたしております。

このたび、現委員の伊藤忠勝氏の任期が平成17年7月24日をもって満了となることに伴いまして、次の推薦団体である筑紫野市から後藤眞智氏のご推薦をいただきましたので、筑紫公平委員会設置規約第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

後藤眞智氏は、昭和21年1月5日生まれの59歳で、現在筑紫野市塔原東に居住されております。昭和43年から37年もの長きにわたり福岡県に在職され、人格識見ともに公平委員として適任であると存じますので、略歴書を添付いたしておりますので、ご参照の上よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長(村山弘行議員) 説明は終わりました。

質疑は6月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第14と日程第15を一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第14、議案第39号「福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」及び日程第15、議案第40号「福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14及び日程第15を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第39号及び議案第40号を一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第39号「福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」ご説明申し上げます。

今回、平成17年1月24日から平成17年3月28日にかけて、議案書に記載いたしておりますように県内7か所において合併が行われましたことから、福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数に増減が生じますので、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体の協議を行うに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、これにより福岡県自治振興組合を組織する市町村の数は、96から11減少して85となっております。

次に、議案第40号「福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」ご説明申し上げます。

本件は、福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の合併による数の増減について関係市町村と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は6月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第16と日程第17を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第16、議案第41号「太宰府市公共施設の委託に関する条例を廃止する条例について」及び日程第17、議案第42号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第16及び日程第17を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第41号及び議案第42号を一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第41号「太宰府市公共施設の委託に関する条例を廃止する条例について」ご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2の改正により、地方公共団体が設置する「公の施設」の管理運営について、公共的団体への委託から指定管理者制度への移行が必要となったことに伴い、公共的団体への委託に関して定めた本条例を廃止するものであります。

次に、議案第42号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2の改正により、地方公共団体が設置する「公の施設」の管理運営については、これまで出資する団体等、いわゆる公共的団体に限定して委託することができていた管理委託制度から、NPOや民間企業等を含む幅広い団体に管理運営を委託することができる指定管理者制度へと変更になりました。この制度は、民間の有するノウハウ等を活用を図ることで、住民サービスの向上、行政コストの縮減につなげることが大きなねらいであります。これによりまして、現在の管理委託制度は経過措置期限の平成18年9月1日をもって廃止となります。

このことから、本市の「公の施設」についても、廃止期限まで“直営”か“指定管理者制度”を導入することが必要となりますことから、指定管理者制度を導入する施設について、その手続等に関する条例の制定をお願いするものであります。

主な内容といたしましては、指定管理者に管理を行わせようとする場合には原則的に公募することとし、候補者の選定に当たっては、市民の平等な利用の確保、サービスの内容、業務の安定性などの選考基準に照らし、最も適当と認められる団体を指定管理者の候補として選定し、議会での議決を受けた上、候補者を正式に指定管理者として決定し、管理の細目事項についての協定を締結することなどがございます。これまでの手順と、その後指定管理者が施設の管理を行っていく上での報告義務等を条例で掲げております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は6月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第18から日程第21まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第18、議案第43号「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第21、議案第46号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第18から日程第21までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第43号から議案第46号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第43号「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、人事院規則の改正に伴い、国家公務員の例に準じて行うものでございます。

改正の内容としましては、職員を派遣するに当たって、任命権者が市長との協議を必要とする派遣の期間について「3年を超える期間」としているものを「5年を超える期間」に改め、後任者への事務引き継ぎ及び事業の終了の遅延等の理由による場合にあって、5年3月を超えないときはこの限りでないものとするただし書きを規定するものであります。

次に、議案第44号「太宰府市表彰条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、表彰基準の明文化を行ったことに伴い、条文の整備を行うものでございます。

改正の主な内容としましては、特別表彰の基準を明確に条文化したものであります。

次に、議案第45号「太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済に関する法律の施行令の一部を改正する政令が本年4月1日に施行されたことに伴い、条例を改正するものであります。

改正の内容は、非常勤消防団員の退職報償金のうち、分団長、副分団長、部長及び班長の支給額の一部を一律2,000円引き上げ、平成17年4月1日以降に退職した非常勤消防団員に適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については従前の例によることとしております。

次に、議案第46号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

太宰府市国立博物館設置促進会議は、平成8年3月22日に文化庁が新たな国立博物館の設置候補地を「太宰府に特定」したことを受けまして、魅力あるまちづくりの核と位置づけた条件整備を推進することにより、国立博物館の早期設置を促進することを目的に、必要な調査研究、要望活動、啓発事業を行ってまいりましたが、九州国立博物館の開館が本年10月15日に決定されたことにより、当会議の目的は達成することができましたので廃止することになりました。これに伴い、条文の整備を行うものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は6月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第22から日程第31まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第22、議案第47号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」から日程第31、議案第56号「太宰府市立老人福祉センター設置条例の全部改正について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第22から日程第31までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第47号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」から議案第56号「太宰府市立老人福祉センター設置条例の全部改正について」までの10議案につきましては、指定管理者制度への移行に伴う改正でありますので一括してご説明申し上げます。

今回の改正は、平成15年9月に地方自治法第244の2が改正されたことにより、地方公共団体が設置する「公の施設」の管理運営について、公共的団体への委託から指定管理者制度への移行が必要となったことに伴い、本市における「公の施設」に関する条例の改正を行うものであります。

なお、議案第56号の「太宰府市立老人福祉センター設置条例の全部改正について」に関連して、使用料関係は今回の改正条例の中で規定するため、「太宰府市立老人福祉センター使用料条例」については廃止いたします。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は6月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第32 議案第57号 太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第32、議案第57号「太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第57号「太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について

て」ご説明申し上げます。

太宰府市環境美化センターの使用料につきましては、平成11年9月に改正して以来5年間据え置きになっておりますが、近隣処理施設との均衡を勘案し、事業系と家庭系の区分を廃止することとあわせて、家庭系で搬入量が40kg以下のときの免除を廃止するとともに、10kg単位で使用料を徴収することによって負担の公平性を図るものであります。

また、平成17年6月から大野城太宰府環境施設組合手数料条例の改正により、可燃ごみの搬入手数料が改正されましたことから、太宰府市環境美化センターの使用料につきましても同様の金額に改正するものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は6月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第33 議案第58号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

議長（村山弘行議員） 日程第33、議案第58号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第58号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ1,863万6,000円を追加し、予算総額を205億5,254万4,000円にお願いするものであります。

歳出の主なものといたしましては、今回の福岡県西方沖地震に関連しまして、被災住宅の補修資金借り入れに対する利子の補給金、災害時の避難所となります小学校・中学校体育館の耐震診断委託料、学校校舎の復旧工事費などの予算を追加させていただいております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は6月3日の本会議で行います。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は6月3日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会いたします。

お疲れでございました。

散会 午前10時47分

~~~~~

1 議 事 日 程 (2 日 目)

[平成17年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成17年6月3日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第38号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第2 議案第39号 福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について
- 日程第3 議案第40号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減に関する協議について
- 日程第4 議案第41号 太宰府市公共施設の委託に関する条例を廃止する条例について
- 日程第5 議案第42号 太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第43号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第44号 太宰府市表彰条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第45号 太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第46号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第47号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第48号 太宰府市立太宰府跡遺構保存覆屋設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第49号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第50号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第51号 太宰府市立運動公園設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第52号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第53号 太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第54号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第55号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第56号 太宰府市立老人福祉センター設置条例の全部改正について
- 日程第20 議案第57号 太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第58号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第22 請願第1号 「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書採択を求める請願書
- 日程第23 請願第2号 市道(鶴畑-芝原線)と市道(芝原-朱雀線)を結ぶ、西鉄都府楼前10号踏切の現状維持を求め現状どうりの通行願う請願書

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	地域振興部長	石橋正直
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
建設部長	富田讓	上下水道部長	永田克人
教育部長	松永栄人	監査委員事務局長	木村洋
総務部次長	松田幸夫	地域振興部次長	三笠哲生
健康福祉部次長	村尾昭子	総務課長	松島健二
行政経営課長	宮原仁	財政課長	井上義昭
地域振興課長	大藪勝一	建設課長	武藤三郎
教務課長	井上和雄		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一
議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛
書記	満崎哲也
書記	高田政樹

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第38号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（村山弘行議員） 日程第1、議案第38号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第38号は同意することに決定しました。

同意 賛成19名、反対0名 午前10時01分

~~~~~

日程第2と日程第3を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第2、議案第39号「福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」及び日程第3、議案第40号「福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減に

関する協議について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第2及び日程第3を一括議題とします。

お諮りいたします。

日程第2及び日程第3は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第39号「福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第39号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立であります。

したがって、議案第39号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時02分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第40号「福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立であります。

したがって、議案第40号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時03分

~~~~~

日程第4と日程第5を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第4、議案第41号「太宰府市公共施設の委託に関する条例を廃止する条例について」及び日程第5、議案第42号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4及び日程第5を一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第41号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号について質疑の通告がっておりますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 議案第42号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について」、2項目にわたり質問をいたします。

まず1点目に、第4条第1項第3号、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。この項目は、法に規定された本来の趣旨ではないので、条例に入れ込むことについては問題があるというふうに認識をしておりますが、これが入ことでやはり経費の縮減を理由に労働職員の身分が脅かされる心配が出てくるのではないかと思います。労働職員の身分や賃金、労働条件の保障等についても確保されることを条例あるいは協定書の中に明記すべきだと思いますが、その点についての考え方を伺いたいと思います。

それと2点目に、候補者の選定を行う構成メンバーと指定管理者から事業報告書が出された後のチェック体制についてお聞きしておきます。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 多様化、複雑化する市民ニーズに効果的あるいは効率的に対応するために、民間のノウハウ、活力を生かすことが有効であるという考えに立ちまして、利用者の満足度の高いサービスの向上、経費の節減、経費の効率的な活用を図ることを目的に今回指定管理者制度が創設されております。このことは、今回の法改正の趣旨を示します法務省通知におきましても、指定管理者の選定基準の一つとして管理経費の縮減が図られるものであることというふうに掲げられておまして、条例で定めることが望ましいとの通知内容もあっておまして、指定管理者制度の導入の大きなねらいであります今回の経費の削減ということから、本市も条例に掲げたものであります。

質問の内容は、2つございまして、例えば現在財団が委託を受けておりますが、その職員の

身分の取り扱いなのかどうかちょっとわかりませんが、財団の方も今度指定管理者制度になることによりまして、収入を自分ところの収入に上げることができます。今までは収入については全部市が吸い上げておりましたけども、努力すればするほど収入が上がるというような経営改善になります。そういうことが今回の指定管理者制度の主な考え方でございますが、もし、努力しますから、恐らく財団も手放されないだろうと思いますけども、もし現在の財団が民間の方に指定がえになるというふうなことになるれば、現在働く職員の身分の取り扱い等々については、やはり財団の問題であろうというように考えます。そういうことから、市の方でこれをどうしなさい、こうしなさいという形では現在のところ考えておりません。

次に、指定管理者の候補者の選定につきましては、公募により行う場合、先ほどの第4条の選定基準をもとにし、施設に応じてさらに詳細な基準を設けていきたいというように考えております。そして、市内部で選考委員会を設置しまして、よりよい候補者の選定を図っていきたいというふうに考えておまして、このときはお金だけではなく、やはり指定事業の内容ですね、等々も考えながら選考していくという形になると思います。お金だけではやはりできないだろうというふうに考えております。

また、指定管理者による指定管理運営が開始された後につきましては、毎年ごとに施設の利用実績や収支等の事業報告書を提出させるとともに、第9条に掲げておられますとおり必要に応じて管理業務や経理状況に関する調査や指示を行うことができるように掲げておられますので、そのようにしてまいりたいと思っております。

また、当然現課の方で、現在もですけども利用者の状況はつかんできると思いますが、意見も今後も聞きながら、管理運営状況については適時チェック体制をつくっていくだろうというふうに考えてますし、そうしなければならぬというふうに考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 部長が言われたように、例えば引き続き、財団が指定管理者になった場合でも、やはり経費の縮減ということを考えて臨時職員あるいは嘱託職員を削減することは十分考えられることですが、これがもし民間になった場合でも、やはり人件費を一番に抑えてくるでしょうから、やはり自治体としてですね、地域雇用の確保の観点から、労働者の身分の保障などについてはどこが指定管理者になろうとも、やはり確約をとる努力をしていただきたいと思っております。

それと、指定管理者から事業報告書が出された後のチェック体制についてですが、指定管理者となった団体が適正かつ公平性を持って住民にサービスを提供しているかどうか、これは事業報告書を見ただけではやはりわからない部分がたくさんあるかと思っております。ですから、事業報告書だけで判断をするのではなく、施設の利用者の声というのも判断材料の一つにすべきです。そういうことから、例えばアンケート調査、意見聴取する機会などを設けて、そういう住民、市民の声を聞くことも必要だと思っておりますけれども、今の段階でそういう考えはお持ち

でしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 財政当局が答えるべきなのかどうか分かりませんが、市全体としては市民のための公共施設でございますので、市民の意見を十分聞くという努力はやはり最大限しなければならぬと思います。その中で、今ご提言がありましたようにアンケート調査が必要であればアンケート調査、そういうものをやると思うし、例えばこの指定管理者制度については、永遠と続くというふうに考えておりませんで、今のところ2年ないし3年で切れると。そこで今までの見直しをして、運営内容がこれでいいのかということをごで問い詰めを我々いたしまして再度指定管理者の指定をしていくと。そういうふうに考えておまして、チェック体制については、十分にその間でも考慮していきたいと、そういうふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の質疑は終わりました。

ほかに質疑の通告はあっていませんので、質疑を終わります。

議案第41号及び議案第42号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第6から日程第9まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第6、議案第43号「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第9、議案第46号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6から日程第9までを一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がっておりませんので、質疑なしと認めます。

議案第43号から議案第46号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第10から日程第16まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第10、議案第47号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」から日程第16、議案第53号「太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10から日程第16までを一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第47号から議案第53号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第17 議案第54号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第17、議案第54号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第54号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第18と日程第19を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第18、議案第55号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」及び日程第19、議案第56号「太宰府市立老人福祉センター設置条例の全部改正について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第18及び日程第19を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第55号及び議案第56号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第20 議案第57号 太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第20、議案第57号「太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第57号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第21 議案第58号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

議長（村山弘行議員） 日程第21、議案第58号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第58号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~

日程第22 請願第1号 「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書採択を求める請願書

議長（村山弘行議員） 日程第22、請願第1号『「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書採択を求める請願書』を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

11番山路一恵議員。

〔11番 山路一恵議員 登壇〕

11番（山路一恵議員） 『「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書採択を求める請願書』について趣旨説明をいたします。

請願者は福岡地区労働組合総連合議長平井和弘氏、紹介議員は武藤哲志議員と私、山路一恵です。

まず、市場化テストとは何かということですが、公共サービスの提供について、官と民が対等な立場、透明、中立、公正な条件のもとで競争入札を実施し、価格と質の面ですぐれた主体が落札をしサービスを提供していくという制度です。

市場化テストの実施は、対象事業をリスト化した上で、第三者機関の評価、決定を経て官・民競争入札を実施し、落札者が決定をするという流れで行われ、民間が落札をしますと、それまでその事業を担ってきた公務員には配置転換、民間への移転、臨時、非常勤の労働者には解雇など、そのほか身分に重大な変化を生じます。雇用の問題で言えば、一たび落札した事業者においても期間満了時に続けて落札できなければ、それまで業務に従事していた労働者については解雇問題が発生する可能性があります。国民、住民の福祉に努めるべき政府や地方自治体が雇用問題を発生させ、地域経済に混乱をもたらすというようなことがあってはなりません。市場化テストが導入され、政府、地方自治体の担ってきた事業が特定の企業の収益の対象とされれば、住民サービスは絶えず低下の危機にさらされます。また、事業者の上げた収益が納税者である国民や住民に還元されるという保障はなく、ただ特定の営利企業のみが利益を独占する結果となるおそれがあります。市場化テストは2006年度に制度の全面的導入というスケジュールで進められており、2005年度はモデル事業が行われているところです。

次に、給与構造見直しについてですが、人事院が8月に勧告する国家公務員の給与構造改革案の全容が今月23日明らかにされました。まず、給与面での改革を先行実施する方向性が示され、秋の臨時国会に給与法改正案を提出、2006年度の実施を目指すとされています。給与制度の見直しは、主に3つの課題が上げられていますが、ちなみに見直し案で幾ら減額になるかを本市の場合で試算をしてもらったところ、行政職俸給表（一）の職員、平均年齢43.1歳の場合で月額4万6,711円もの減額と大変厳しい数字が出されています。

人事院が勧告する賃金の基礎に、調査をもとにつくられる公務員労働者の標準生計費という

のがありますが、この標準生計費は公務員労働者だけではなく、公務員の賃金を適用、準用している750万人の労働者に影響を与えるとともに、年金受給者や生活保護者、農業従事者などにも影響を及ぼしますので、その家族も含めれば約5,000万人の国民に影響を与えると見られています。公務員給与が下がれば、民間も給与を下げるという賃下げの悪循環で、地域経済が一層落ち込むことは必至です。

こうした小泉内閣が進める構造改革のもと、国民や労働者の利益や権利が奪われ、本来の地方自治のあり方そのものが大きくゆがめられようとしています。そのことから、住民に対する行政サービスの確保に必要な権限と財源を確保すること、国民の権利保障を後退させる公務、公共サービスの民営化や市場化テストは行わないこと、人材確保を困難にし地域経済を疲弊させる公務員賃金への地域間格差の導入は行わないことを趣旨とする意見書を国の関係機関に上げていただきたいというのが請願の内容です。請願者の意をお酌み取りいただきまして、採択くださいますようよろしく願いをいたします。

以上で請願の説明を終わります。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第1号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第23 請願第2号 市道（鶴畑 - 芝原線）と市道（芝原 - 朱雀線）を結ぶ、西鉄都府楼前10号踏切の現状維持を求め現状どうりの通行願う請願書

議長（村山弘行議員） 日程第23、請願第2号「市道（鶴畑 - 芝原線）と市道（芝原 - 朱雀線）を結ぶ、西鉄都府楼前10号踏切の現状維持を求め現状どうりの通行願う請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

19番武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） まず、この請願第2号ですが、紹介議員は私となっておりますが、まずこの請願の趣旨を周辺住民からお聞きしました。内容については、平成16年3月に南隣保館でその説明会があったということであります。その説明会については、どの範囲でどの状況で説明されてるかというのがちょっとわからないという問題と、これについては大変その周辺の方々の生活道路でもありますし、また地区道路整備事業もあっておりますが、所管の委員会にもこの説明がなされたのかどうか、また議会全員協議会でもこういう説明があつておれば、関

係住民に私の方も説明できることができたんですが、全くわからなくてですね、進んできている状況であります。

この請願について、まずこの踏切というのはもう大変長い期間利用されておりますが、まず請願書の1枚目は、ぜひこの生活道路として残していただきたいと。

その裏を出していただきたいと思います。

これは、平成17年2月1日に芝原区長さんよりここに出された内容についてですが、踏切の幅員縮小計画、関心があって、芝原の公民館において住民から大変な意見が出されたということで、一気に3項の内容が太宰府市の方に出されております。

それから、次の地図ですが、これは議会も承認をして今後の県道観世音寺・二日市線計画の事業部分で大変事業が進んでる状況ですが、一部買収がまだ行われなくて、事故繰り越しされております。

その裏を出していただきたいと思いますが、まず現在文化財調査が行われておりまして、西鉄東口からまずこういう状況で太宰府線を越えるということになりまして、そして朱雀三丁目のところに左右にロータリー的なものができるんじゃないかと想定をしております、そして一方では筑陽学園から国道3号線、一方は右に行きましてすずらんコーポレーションから太宰府市役所方向という用地買収的なものが、まず右側の方が進んでおりますが、そこに1つの踏切がありますが、この踏切が廃止されるというのが1点です。

それから、新たに県道581号線として当然道路をつくるわけですから、ここに踏切ができるということになります。

そして、現在西鉄二日市駅のホームですが、ちょうど太宰府市と筑紫野市の境界線のところにありまして、今東口に乗り入れするのにも大変便利だし、またこの朱雀二丁目、五条西へ行く道路として使われてますが、この車道を廃止して歩道のみをしたいという状況が説明されておるといことであります。

今この芝原区としては、この道路はやはり生活道路であると。これが廃止されると、一度向こうに渡るのには現在の西鉄の営業所があります大変あの狭い道路ですが、西鉄の前は全く西鉄所有でありまして、中に自転車置き場があったりしますが、商店街のあるところのほんの狭いところが筑紫野市の道路でありまして、西鉄がもともとある西口は、全部西鉄の所有のために駐輪場が置かれたり、それからあそこではどういう車をとめようとも駐車違反にならないという状況が長年続いております。こういう狭いところをバスが入ってくる、タクシーの営業所が2つある、これを回って踏切を渡って、そして今度東口の方に入っていかなければならないという問題が出てくる。

また一方、芝原を通り、榎社の前を渡って、そしてこの581号線を渡って、やはり隣保館方向に回らなければならないということで、この踏切の廃止に伴う交通形態が大幅に変わろうといたしております。

こういう内容については、ある一定所管委員会や議会にも報告をすべきではなかったかとい

うふうに感じております。切実な問題でありますし、今後の問題もありますが、まずこの請願につきましては、所管の委員会ではぜひ協議会でも開いていただいて、関係者から意見も聞いていただければありがたいと思っておりますし、大変所管委員会としても今後の大きな問題でありますし、現地調査もしていただいて、今後の状況がどういふふうになるのか、過去の交通量だとか生活道路としてどのような方法が一番いい方法なのか、またこういう実施をするときには、やはり行政としては関係住民に説明を行う大変な努力が必要ではないかというふうに考えておまして、私はこの問題については今後の太宰府市での関係住民のかかわりがありますので、所管委員会、議会も慎重な審議をしていただき、また西鉄との協議もありますので、そういう経過も含めて、この6月議会だけの問題で解決するとは思いませんが、時間をかけて審議をお願いすることを紹介議員としてお願いいたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第2号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は6月14日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午前10時31分

~~~~~

1 議事日程(3日目)

[平成17年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成17年6月14日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	武藤哲志 (19)	<p>1. 国民健康保険証に関わる乳幼児と老人医療証の交付について 国民健康保険税の未納者には保険証の郵送はしていないが、税の滞納者世帯の中で、4歳未満児の乳幼児や老人医療の対象者がいれば、本人のみ医療が受けられるように保険証の交付を行うよう要求する。</p> <p>2. 同和行政の見直しについて (1) 平成13年で同和対策は終了したのに、運動団体への補助金交付や制度の実施協議機関となっている筑紫地区人権同和行政推進協議会の解散を要求する。 (2) 福岡県は同和関係に支出する予算の終了を平成18年度と決めているが、解放運動団体の要求に応じ、同和地区の実態調査を平成17年7月1日行うとして各自治体に世帯主名簿提出など2回の説明会を行っている。県下の自治体担当者から、対象者の特定や個人のプライバシーの侵害などとの意見が出て、県は強制はしないものの、各自治体に実施を求めており、太宰府市は実態調査しないとのことであるが、回答を求める。また、県の補助の廃止後の対応について回答を求める。</p> <p>3. 文化・社会・生涯活動の育成について 公共施設使用料の減免廃止を平成17年3月の当初予算説明の中で受け、議会で異論となり、市は関係団体に説明し理解いただき、10月から実施とのことだった。市民団体では減免制度廃止は、文化・社会・生涯活動ができなくなることから、中止を求めて要望書や署名活動が行われているので、減免制度を今までどおり実施していただきたい。太宰府市は社会教育団体への補助金が4市1町で一番少ない自治体である。今年度から市民は増税負担が大きくなり、大変な中なので、市民サービス向上と公共施設の開放と使用料の引き下げを行うべきと要求する。</p>
		<p>1. 太宰府市の震災対策(発生時の対応)について 西方沖地震の教訓を活かしたあらゆる角度からの方策を伺う。</p>

2	岡部茂夫 (18)	2. 国立博物館開館とゆめ・未来ビジョンについて 夢に終わらせないための「いつ迄に」「誰が」「どんな方法で」を明確に。
3	安部陽 (15)	1. 散策路(藍染川)について (1) 藍染川の埋め立ては、施政方針のまるごと博物館構想と矛盾する。その考え方について (2) 散策路(藍染川)の文化財保存計画での位置づけについて (3) 散策路の概念について (4) 藍染川の工事内容について (5) 親水性を持たせる藍染川構想について 2. 体育施設減免処置、健康づくりの見直しについて (1) 月曜休日、減免廃止に伴うメリット、デメリットについて (2) 医療費半減に対する考え方と今後の政策について 3. 機構と勤務評定について (1) 人事配置と仕事の見直しについて (2) 昇給、昇格の基準と適材適所の配置について
4	橋本健 (4)	1. 公共施設使用料減免措置廃止の事前説明について 本市では「スポーツと文化の振興」を唱えながら、減免措置廃止については混乱を避けるため、まず、体育協会・文化協会・補導連絡協議会などへの事前説明を実施後、決断すべきだったのではないかと考えるがいかがか。 2. 今後の地震対策について これまで他人事だった地震。3月20日に襲った福岡県西方沖地震は、誰もが身を以って恐怖を実感した。再び起きる可能性もあり、本市の体育館など避難先の建物の安全性は確保されているのか。その対策について伺う。
5	小柳道枝 (12)	1. 生涯学習推進について 平成15年9月まで生涯学習の取り組みが活発に展開されていたと思われるが、所管の変更後の現状とその取り組み、本市における総合的な生涯学習の推進、施設整備等の体制の確立の考えと今後生涯学習に関する全般的な施策、また具体的な考えを伺う。 2. 観光地のトイレ整備と管理について 10月15日九州国立博物館が開館し、多くの観光客が見込まれる。観光地等のトイレ整備と管理は、観光戦略のひとつと考えられるが、今後の整備と管理について伺う。
6	山路一恵 (11)	1. 地域福祉計画について 地域との協働をどう進めていくのか。 2. 防災について

地震を含めた防災対策の見直し、被害者救済支援策の考えを伺う。

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	地域振興部長	石橋正直
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
建設部長	富田讓	上下水道部長	永田克人
教育部長	松永栄人	監査委員事務局長	木村洋
総務部次長	松田幸夫	地域振興部次長	三笠哲生
健康福祉部次長	村尾昭子	総務課長	松島健二
行政経営課長	宮原仁	財政課長	井上義昭
納税課長	児島春海	地域振興課長	大藪勝一
まちづくり企画課長	清本保正	観光課長	木村甚治
市民課長	藤幸二郎	人権・同和政策課長	高田克二
福祉課長	新納照文	国保年金課長	木村裕子
保健センター所長	木村努	建設課長	武藤三郎
まちづくり技術開発課長	大江田洋	上下水道課長	宮原勝美
教務課長	井上和雄	学校教育課長	花田正信
社会教育課長	志牟田健次	文化財課長	木村和美

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 白石純一

議 事 課 長	田 中 利 雄
書 記	伊 藤 剛
書 記	滿 崎 哲 也
書 記	高 田 政 樹

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておとおりです。

議事に入ります。

本定例会での一般質問通告書は12名から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定しておりますことから、本日14日及び明日15日とも各6人の割り振りでまいりますのでよろしくお願いたします。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 通告いたしております3項目について市長に回答を求めます。

初めに、国民健康保険証を滞納世帯でも乳幼児と老人医療証の交付について質問いたします。

現在、国民健康保険証を配達記録郵便で交付していますが、滞納者には別途通知書を持って市役所においでくださいと督促通知していますが、この不況、払いたくても払えない世帯が増え、国民健康保険税の滞納総額は4億957万円を超えています。特に、滞納納税相談件数は特別徴収を含めると1,172世帯となっております。

太宰府市は市税、国保税の徴収率は県下の自治体では5位ですが、今年度より税制の改悪で配偶者特別控除、老年者控除の廃止で、市民税、国民健康保険税、介護保険料など、市民の負担は大変になることは明らかであります。その結果、滞納が増加する予定であります。国民健康保険に対しては、国の補助金は少なく、その結果、所得割、均等割、平等割で課税され、所得が200万円程度で約年間の保険税は20万円近くなり、所得の少ない世帯は大変な負担であります。その結果、滞納額が年々増加していますが、所得の少ない世帯で滞納していても乳幼児医療、老人医療が使用できるよう本人のみ健康保険証の発行をしていただきたいが、このことについて回答を求めます。

次に、同和行政の見直しについて質問をいたします。

平成13年で同和対策は終了しましたが、筑紫地区人権同和行政推進協議会は人権より同和行政を優先する協議機関的で法的権限のない組織として、4市1町の市長、町長、各自治体の部

課長で同和行政の補助金支出協議を32年間続けてきています。以前、明らかになった運動団体の確認書に基づいて補助金の支出割合を均等割、平等割で協議していた点を、私は再三指摘した結果改善されましたが、法の終了後も解放運動団体の要求に対し協議機関となっていますので、協議会は解散すべきですが、このことについて回答ください。

同和行政の2点目の問題として、平成17年3月17日の福岡県議会で竹下人権・同和対策局長は、「平成13年度で地対財特法が失効したことを受け、県は同和対策事業を全般的に見直しを行ったが、配慮すべき事項について5年間の暫定期間を設けるなどを行ってきたが、平成18年度ですべて廃止し一般対策に移行する方針を堅持する」と回答しましたが、その一方で教育、雇用、産業の3分野に限り、実態調査を7月1日各70自治体より対象名簿を提出いただき、地元精通した協力調査員を推薦して実態調査を行いたいと各自治体の担当課に説明を2回開いています。各自治体より世帯主名簿提出など、対象者の特定や個人情報保護法、プライバシーの侵害などの意見が出て、県は強制しないが、実施を運動団体の要求に応じて行おうとしています。太宰府市は以前実施しているので、今回は県の指導に応じないとのことだが、事実か回答を求めます。

また、福岡県は平成18年度、国に遅れること5年、旧同和地区特別対策を終息させると回答していますが、太宰府市は今日まで同和対策として42業のうち廃止1事業、一般対策移行1事業、県補助事業8件、市単独縮小は25事業、廃止は10事業を行っていますが、補助金、給付金、これは市民の税金で6,000万円を超える支出が今年も続けられています。今後の方針と対応について回答を求めます。

最後の質問は、太宰府市民の文化、社会、生涯活動を育成する行政責任があると考えられますが、市は公共施設を指定管理者制度に移行を含めて補助金の縮小を考え、公共施設使用料の減免廃止を実施しようとしています。今年の3月の予算特別委員会で各議員より異論発言が出されました。その結果、市は運動団体に説明し理解をいただき、10月より実施したいとのことですが、現在文化、社会教育団体をはじめ市の協力団体より、減免制度中止を求める要望書や減免制度中止を求める署名活動が取り組まれています。市の減免制度がなくなれば、文化、社会、生涯活動は停滞が考えられます。特に4市1町で市民活動に対する補助金は少ない上に公共施設の使用料は高く、今後各団体、市民の負担は大変ですので、今までどおり実施していただきたいので回答を求めます。

また、市は3月議会以降、各団体に説明を行って理解いただきたいとの報告をしていますが、その内容を報告してください。

再質問については自席で行います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 国民健康保険証にかかわる乳幼児と老人医療証の交付についてでございますが、市長の回答をということでございますが、私の方から回答させていただきます。

国民健康保険証が未交付の世帯につきましては、交付するための納税相談においていただくようにお知らせをいたしておりますが、連絡がなく全く接触できない世帯には保険証を交付できない状況がございます。その世帯に老人や乳幼児の方が含まれる場合の対応につきましては、納税相談の中で納付できない事情等を詳しくお聞きする中で、家庭の事情に配慮しながら適切な対応を心がけていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 大変簡単な回答で、ありがとうございます。

なかなかその、私の質問した趣旨についてですが、現在この太宰府で納税相談、先ほども言いましたように、大変な1,172世帯も払えない。特に、先ほども言いましたように、所得が200万円そこそこで20万円の健康保険税、しかも延滞すると大変な延滞額になるわけですが、はっきり言って、もう2年、3年すると100万円近くもなれば当然納税相談といって来たからすぐ健康保険証を、はい、渡しますということにはならないと思うんですよ。そのために誓約書を書いたり、それなりに1か月とか2か月の短期保険証が発行されてるわけですが、現在短期保険証153世帯、資格証明書が25世帯というふうに報告を受けておりますが、そういう状況の中で、相談に応じて、そういう乳幼児や老人医療の方があれば、直ちに、わかりましたという形で発行していただけるんですか。

こういう6月1日の西日本新聞に、あなた方も読まれたと思うんですが、特に今、国民健康保険者の少なくとも57%近くは年金暮らしの方が中心で、そして零細企業の方が20%、農林水産業とかあるんですが、もう国民健康保険の加入状態の全部が大きく変わってきている。リストラされて、昨年の収入の多い方が国民健康保険にも入ってくるわけですが、そういう状況の中でほんのわずかな今の対象者ですが、短期保険者の中にも、それから保険証の未交付者の中にもたくさんあると思うんですが、そういう納税相談というのはどんな相談ですか。やっぱこう、誓約書を書かせる、そしてそれが誓約書を守らなかったらもう出さないということで資格証明書を出していったるようですが、納税相談の実態は、ちょっと問題がありまして、健康保険証の発行はやはり国保年金課でやる。税金の徴収は、はっきり言って納税課や特別収納課がやる。この窓口が別々で、だから、こういう滞納問題については、やはり窓口の別々といったところにも問題がありますが、今回答は簡単ですが、そういう滞納者に対する、私は、家族が4人おったら4人とも全員に健康保険証出さないじゃなくて、少子高齢化という中で滞納者の中にせつかく4歳未満まで医療費の無料化をしましたと。お年寄りが安心して病院に行けるように高齢化、世の中を今日つくっていただいた方々のお年寄りのために老人医療証、乳幼児医療証と老人医療証があったって健康保険証がなかったら病院へ行けないわけですが、こういうものを含めてもう一度回答をいただけませんか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 健康保険制度、医療制度はどんな努力をしても維持をしていかな

ければならない大切な制度であると考えております。

その中で約3割の方が老人医療保険対象者でございます、また乳幼児医療者もでございます。保険証未交付世帯は5月31日現在のところで老人医療世帯が8世帯、4歳未満の乳幼児世帯が3世帯ということになっております。こういった中で納付が困難という方の場合は、議員さんがおっしゃいましたように、国保の窓口あるいは納税課の窓口でご相談をいただきながら、短期医療証あるいは資格証という形の中で対応させていただいております。また、その納税相談は、やはりどうしても生活が困難である、税金が払えないというご相談でございますけれども、実際に医療機関に緊急に駆け込まなければならないというようなご相談があればその旨のご相談というところで個々に対応を行っているということになります。しかし、今のところ、そういったケースは今現在ほとんど聞いておりません。税が納めにくいというご相談というところの中で、資格証あるいは短期医療証という形で対応させていただいておりますが、それぞれ個々の事情がおりだと思しますので、またその件につきましては、その都度それぞれのご家庭に合った対応をさせていただくというふうに考えておりますが、ただ一律的に納付をしなくても健康保険証を交付するということは今のところ考えておりません。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） だから、その滞納世帯が太宰府であって、もう大変な金額になっている。それを支払いなさい、分割納付しなさい、そうしないと出しませんよという形で資格証明書や短期保険証を出しておるわけですが、さっき回答いただいた中で、現在286世帯450人の中で、その中でお年寄りのおられるのはたった8名だと、それから、4歳未満がいる世帯は3名だと、保険証の未交付ですよ。ただし、短期保険者、それから資格証明者の中にもはっきり言ってお年寄りの方や4歳未満の方がいるんですが、やはり納税相談や保険料を納めないと分離した健康保険証は一切発行しないということなんですね。だから、私が言ってるのは、本人だけでもそういう思いやりのある行政はできないんですかと、こう言ってるんですが、担当課としてはできない。

ただし、納税課としては、そういう状況で納税相談に来たときには、どういうふうに考えるんですかね、納税課の方は。あくまでも国民健康保険の窓口からそういう状況、あなたの方が一番大変苦労されてると思うんですよ。太宰府市の、はっきり言ってこの収納率というのは県下の中でも5番目ですから、大変すばらしい税金の徴収率。滞納のあるところというのは、特に30%近く当年度の国保税が徴収できない自治体もあるようですが。まず窓口として2つの窓口で論争していくということにはなるんですが、分離はできないのかどうか。納税課ではどういう実態でしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） この健康保険証の未交付という一つの問題なんですけども、この保険証を未交付にするまでの、いわゆる経過といいましょうか、担当納税課あるいは特別収納課の

職員が日々そういう滞納者に対しまして、まずは電話で、あるいははがき、文書、それから夜間、夜、昼含めて家庭を訪問して徴収、納税相談を受けるという長い時間をかけて、そして最後には分納相談という流れの中で納税誓約書を書いていただき、お互いに信頼関係の中でそういう納税相談を行った結果で、最終的には先ほど福祉部の次長が申しましたように、全然そういう誓約書に対しての、いわゆる誠意が見られないと。全く連絡もなし、行方もわからないというような方が最終的にはこういう未交付という流れになっております。しかし、私どもも徴収の担当といたしましても、そういういろんな生活苦も含めて家庭の事情がございますので、それら誓約書も書いていただいておりますけども、その中でも誠意をもって対応をさせていただいております。少しでも納めていただければ、そういう事情に関して短期保険証を交付したりというような方法を重ねて今までもやっております。ただ、窓口が違うというふうにおっしゃいますけども、そういう滞納をされてる方については、当然賦課をする健康保険の担当の方と私どもの徴収の担当は常に情報を、いわゆる連絡を取り合いながら対応をしておりますので、現状のままでできるだけ少しでも納めていただくような努力をしていくというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） だから、そのあくまでも納税相談でそのときに幾らか入れるかどうか、次入れるからという形で誓約書や確約書を書いてしないと保険証を出さないという状況ですが、あなた方は国の方針をそのまま2月15日に国の健康保険局長名で各都道府県の民生局、所管あてに文書が出されて、その文書を見ますと、具体的に収納率の低い自治体では徹底した収納を上げるようにとか、口座引き落としが40%以上になるようにとか、コンビニで税金が払えるようにとか、こういう状況、そして都道府県ではその専門を派遣して指導するとかという通知文書がありますが、その中に、やはり国民健康保険税が払えないということは、より一層病気を悪化させて、そして医療費がかさむ状況になるということも考えられるわけですね。診療機会を奪うことになるわけですが、こういう通達の中で一面では、まず担当課は納税相談もあるでしょうが、国民健康保険の払えないこの世帯、はっきり言って1,100を超える世帯があるわけですが、実態を窓口だけではなくその被保険者の資産や収入状況を把握して、そしてこの健康保険税が払えない場合には生活保護の申請を勧奨しなさいという文書がここに来てあるわけですね。だから、窓口で納税相談っていうのは、見ておりましたら、いつも本当、トラブルですよ。大変な仕事と思います、担当課を見ておまして。だから、そういう状況もあるんですが、あなた方が窓口の中で、太宰府市の国民健康保険税、今健全な、はっきり言って収納率の高い状況ですが、そういう状況の中で言うこととすることが違う。少子高齢化、21世紀をいっておりますが、それでもやはり未納者には分離した健康保険証の交付はしないと、こういう幹部会議の決定ですか。時間も余りとりたくありませんが、市長、私は余り大した数じゃないと思うんですが、せっかくあなたが4歳未満まで乳幼児の医療費の無料化をやりました。それから、70歳以上のお年の方もいるんですが、市長自らそういう対象者だけには本人の医療

証を交付しなさいと。今のところ、先ほど次長が回答した世帯としてはお年寄りは8人、4歳未満は3人ぐらいですが、滞納世帯にもありますが。この辺、市長としては、やはりあくまでも滞納の部分の解決、誓約をしないと出さないのかどうか、最後にちょっとこの問題をお聞きしましょう。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま、国民健康保険の保険証の発行の問題、いわゆる滞納の問題あるいは手続の問題等のご指摘でございますが、担当部の方からただいまご回答申し上げましたように、滞納に至る、未納に至る原因等々につきましては十分事情等を聴取した経緯がございます。そういう経過の中で、無条件で未納者に発行するというものはいかがかと考えております。したがって、十分皆様方の特別の事情等をご相談いただきますと同時に、生活が本当にできない場合の救済措置等々につきましては、同じ保護の方で十分検討連絡ができるわけでございますので、そういうものを含めまして今後とも慎重に対し、できるだけそういう困った方々に対する適切な措置につきましては努力してまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 一度その市長も現場の窓口でどれだけ苦労されてるのかも、ちょっとやはり実態の報告を受けられたらいいと思うんですよ。本当に大変だと思います。そういう状況の中で、減免制度というも余り活用できないというか、こういう状況ですが、こんな状況の中で全国ではいろんな公私の扶助を受けてる減免制度を、こういうものをつくったりしながら配慮してるわけですが、もう少しこういう制度的なものを活用して、しかも納税しやすいように、今のこの滞納額が、大変努力はしていただきますが、累計すると5億円を超え6億円近くになる。これはもう実態ですので、今後またこの問題については質問いたします。

2点目の問題について回答を求めます。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） それでは、2点目の同和行政の見直しについて。

市長へのご質問でございますが、まず私の方から回答させていただきます。

筑紫地区人権同和行政推進協議会につきましては、筑紫地区における同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を図ることを目的に、人権、同和行政の推進に関する調査、研究、協議を行っております。

地对財特法は終了しましたが、これは国として財政面での法的特別措置を終了したものであり、同和問題が解決したわけではありません。こうした同和問題をはじめ、女性問題、身障者問題など、あらゆる人権問題解決のため4市1町の共通課題の取り組みとして必要と考えております。

次に、平成17年度同和地区生活実態調査につきましては、本年1月末に県人権・同和对策局主催による市町村課長会議が開催され、その中で今回の調査目的や県の考え方など、概要の説明がありました。県からの説明を受けまして、今回の調査については本市が平成13年度に実施

した同和地区の生活実態調査及び住民意識調査から3年数か月しか期間が経過していないことから、調査を受ける側の地区住民の心情を配慮する必要があることなどから、今回の調査は辞退をさせていただくことで県に報告をしております。

次に、県補助金の廃止後の対応でございますが、県では法失効後の同和対策事業全般の取り組みについては、5か年間の暫定期間を設け、廃止または一般対策に移行をしていく方針と聞いておりますので、県の推移を見ていきたいと思っております。また、これまで、平成13年6月から市独自で40回に及ぶ同和対策事務事業評価検討会での見直しを行っておりますので、事業の廃止や縮減、また一般対策への移行など、その方針に基づいて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今、部長が言った内容ですが、はっきり言ってこの筑紫地区人権同和推進協議会を見ますと、目的は同和行政推進、こういう状況になっておりまして、第3条も同和行政の推進に関する調査、研究、協議を行う。そして、市長、部長、課長でやると、こうなってるわけですが、今言いましたように、障害者とかそういうあらゆる人権という問題についてあるならば、はっきり言って同和というのはもう平成13年でなくなったわけですから、筑紫地区人権推進協議会ならわかりますよ。ただし、この要項は何の法的拘束力のないままに同和行政を推進する推進協議会、こういう状況でしょ。こんなものは要らないでしょう。それから、太宰府市の例規集の中にある、これは太宰府市の例規集で拘束力のある中でも、本当にもうはっきり言って見直していただきたいのは、太宰府市同和対策審議会条例、昭和51年につくっておりますが、これが生きています。太宰府市の人権同和政策基本策定委員会という条例は平成15年3月26日、訓令第1号だとか、太宰府市同和対策推進協議会規定、これは平成9年6月。こういう同和地区扶助支給規則、太宰府地区、同和地区自己負担医療費等支払い貸付規定、もう本当こういうこの部分で見ますと、ある一定、同和という名前を消してるのは人権センター使用料管理規則、こういうものになってるわけですが、ある一定、同和同和というやつを例規集の中にも堂々と入れている。こういう状況の中で何の権限もないのにそういう補助金を出すために推進協議会が、市長や助役が集まって協議をしてる。40回にわたって見直ししてきたがと言うけど、いまだにまだ生きてるものはたくさんあるわけですから。だから、こういう状況の中で、やはりこういう推進協議会があるばかりに春日市や大野城市については毎年1,500万円近くのお金を解放同盟や全日本同和会に支出をせざるを得ない。だから、もうこういうものをなくしたら協議する必要もない、独自性を持つことになるわけだけれども。足並みをそろえるような法的拘束力のないこういう規約、団体でいう申し合わせ事項は廃止すべきじゃないですかと私は言ってんですが、やっぱり必要ですか、これ。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 先ほど申し上げておりますように、同和問題をはじめという形の中

でこの規約はなっております、いわゆる人権という大きな広がりの中になっております。

先日5月31日にこの協議会の総会がございまして、たまたま私も出席をさせていただきましたが、そのときには男女共同参画の話でありますとか、在日朝鮮人の関係の話だとかって話が出ておまして、そういうふうな4市1町の共通の課題でありますところの部分の人権問題、それは同和問題をはじめとして同和問題からの広がり、同和問題の市の解決を図っていくことでそういう広がりをつくっていくということでの取り組みではないかというふうに理解しておりますので、引き続きこの協議会は必要ではなからうかというふうに理解しております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 国は同和対策を終了させて、早う言えばその運動団体でさえ人権と、こう言ってるわけですよね。それから、ここにあなた方の代表者も行かれたと思うんですが、この定期大会の議案書がありますが、この議案書の中にも運動団体自らが、早う言えば、今までのこういう自治体の補助金についても見直しをしなきゃいかんという文書も入ってますよ。あなた方の手前に資料があると思うんですが。こういうその運動団体自身も反省をし得る状況の中で、あなた方はいつまでもこういう大変な一般財源を入れるのかどうか。

ここ読んでみますと、「部落解放運動を目指す部落差別解消の闘いの中で、物とり主義を廃し、社会性や正当性を持った扶助、補助金制度のみを活用し、一般対策へ移行を視野に入れた闘いを展開していきます」と、こういう文書なんです。あなたも目を通されたと思うんですが、やはり物とり主義を廃するという、やはり私はこの人権問題の中で、大変生活が困窮してる方については必要と思いますよ。それは一般対策移行後、どの市民もそうなんですが、こういう規約、法的拘束力のない中に4市1町の代表者や部長、課長が集まって、人権の名による補助金の支出を行ってる。これは拘束力がないわけですから廃止をなささいというけど、あくまでも回答は同和の問題を全面に出しておきながら、一方では障害のある人、外国人問題などに物事をかえてくるところに問題がある。だから、以前指摘してこの推進協議会をトンネルに、はっきり言って運動団体にお金を出してた。今度はそのお金を出す均等割、平等割や補助金をどう少なくするかとか、協議をする団体になってるが、そういうものは必要ないと思ってる。ところが、あなた方は必要と言うが、内部検討を一つ一つしていただきたい。また、再度質問します、時間も余りありませんから。

実態調査は平成13年に行ったから今回はしないということについて、評価はします。そういうものはですね、本来すべきでないわけですから。ところが、まず先ほども言いましたように、やはり太宰府では様々な制度があります。こういうものを40回も行ったということですが、もう国は終わってますが、福岡県は暫定的に5年間行ってきた。ところが、平成18年度で一切行わうわけですが、現在ある制度を先ほどの部長の回答では県の推移を見るということですが、この問題については、助役の方がいつも担当されてるようですが、大変あなた方も努力をされてるようですが、これだけ40事業、そして廃止は10で、あと残りはまだありますが、こう

いう部分については今後どういう形で県が一切補助金も出さなくなる、そういう場合についてはどう対応するんですか。あくまでも市民の税金を、6,000万円近くを毎年毎年出していくわけですか。その辺をお聞きしておきます。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 私ども、この地域改善対策同和事業につきましては、昭和40年の同対審答申、それから昭和44年に特別措置法ができました。ただいまご指摘されておりますように、特別措置法は平成13年で終了、確かにいたしました。この特別措置法の意味合いは緊急かつ一般の例に比較しまして、特別の措置を講じなければ抜本的な改革はできないと、こういった考え方のもとに、いわゆる一般に優先する特別法として今日まで、平成13年までその措置を背景として、いわゆる差別の解消に向けて行政的に努力してきたというような経緯がございます。

本市にありまして、平成13年から41回にわたりまして、この失効に伴っての見直しを行ってまいりました。同和問題の解決に、本当にこの平成13年までの四十数年間が同和問題の解決に本当に役立ててきたかどうかというな、こういった視点、あるいは真に地域住民の皆さん方の自立の向上に役立ててきたかどうかというようなこと。それから、この同和対策事業等については、国の措置があるとはいえ、やはり市民の税によって賄われておると。そういった中においては、やはり市民の理解と共感、支持が得られておるかどうかと、こういった視点。あるいは、今私どもが行っておりますあわせて事務事業の評価、施策評価、あるいは政策評価と、こういった観点からもこの評価を進めてまいっております。

それで、今、議員の方から指摘のありましたような形で廃止すべきもの、あるいは修正をし、あるいはこれもまた一般対策として残すべきものと、こういったことに分けまして、今、整理を行っておるところでございます。

基本的に押さえておかなければならないというふうに思っておりますのは、この特別措置法の終了が、いわゆる同和問題の解決を意味しない。そこにやはり弱者であります人権の問題、困ってある方々、あるいは就職、あるいは結婚の際にまだまだそういった厳しい状況、現実があるというふうな状況を顧みますと、そういった事象が本当の意味において人権の意識の中で解決するまで、やはり行政的な責任は放棄できないと、このように思っております。そういった中におきましても、今の3つの視点でもって、私どもは一般施策の面から、これは対応していこうというような考え方でございます。

今、お尋ねの県の補助等が、これは切れた場合についてどうするのかと、あわせて私どももこの問題等については熟慮中といいましょうか、廃止あるいは継続に向けた、今見直しをかけたところでございますので、基本的に県の補助金云々ということもありますけれども、同時期にそういった事象等についても解消すべく努力をしていきたいと、このように思っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 私もその長い間こういう問題について議会でも論争もしてきました

し、30年近く見てきましたが、本当に混住率はもう本当にすばらしいものですよ。本当に混住率や、そして大変な市民の税金を投じて地域改善事業を行いまして、立派な道路もできました。こういう状況ですよ。そういう状況の中で、今年の予算審査の中で、大変お金がないからぜひ、次の質問にも入りますけど、お金がないからといって何でもかんでもちょっと大変削ってきたでしょう。ところが、ここだけはさっきも言うように、大変なお金を特別に使ってる。ただし、今言いましたように、いろんな問題が出てきたりすると、これは一般の方々も同じですよ、結婚問題であれ就職問題であれ、そういうリストラだとかってというのはですね。だから、やはり一般対策に国がしなさいというふうに言ってきたのは、一般も同じだと。特定の人だけにそういうことをしなさんと言って5年前に法律がなくなった。そして、その間猶予を持ってきたわけですが、この調子だとずっと同じことを繰り返す。特別扱いすること自身が行政として問題ですよ、あなた方が差別をつくり出すこと。だから、私は先ほども言うように、例規集や規則や訓令や協議、規約を一切見直して、同和という字を一切全部外してしまう。これが行政の責任で今全国でやられてる内容ですが、太宰府はそういうものをいつまでも続けようとするについては内部検討をしていただいて今後の方針を明確にするように、次回に質問します、あと16分しかありませんから。この問題については、この場で論争して解決する問題じゃありませんから、次回にさせてください。

それじゃ、最後の回答を求めます。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 文化、社会、生涯活動の育成についての質問について、市長からの回答ということでございますけども、まずは私の方からご回答申し上げます。

なお、多少長くなりますがお許し願いたいと思います。

本市の財政状況はご存じのとおり、経常収支比率の急騰が示しますように硬直化が一段と進行しておりまして、今後の少子高齢化等の新たな行政需要への対応が困難となってきております。

このような状況におきまして、経常経費の徹底した削減はもとより、事務事業全般にわたる見直しを行うことによりまして現状の打開を図りたいと考えております。

ご質問の公共施設の減免廃止につきましても、このような財政状況に伴う見直しの一環として行うものでございます。

現在、公共施設の減免につきましては、市条例の規定を受けまして規則で定めておりまして、障害者等につきましては2分の1、小・中学生については2分の1から5分の4の減免を行っております。また、体育協会及び文化協会等の会員につきましては特別な理由があるものとして、申し合わせによって長期間にわたり10分の10から2分の1の減免をしてきたところでございます。

今回の見直しの観点といたしましては、受益者負担の原則から一般利用者との公平性を図るということ。2番目に、今回地方自治法の改正がありまして、指定管理者制度の導入に伴いま

して指定管理者が利用料金を収納するようになります。そうしますと、そこに人為的に減免があるというふうになりますと、非常に指定管理者制度の趣旨を阻害いたしますから、そういうふうなことがないように明確に料金を制定しようと、そういうふうな考え方でございます。

3番目に、使用料収入は使用料収入として全額収入していただく。しかし、育成団体のための支出については補助金で支出をする。要するに、収入支出とも見えるように予算化することで議員の皆さん、あるいは市民の皆さんがわかるようにしたい、透明性を図っていこうというふうな考え方を持っております。

4つ目が、今般、事務事業評価の導入を図っておりますけども、これによりまして、収入をはっきりすることによりまして、あるいは支出が見えるようにすることによりまして、費用対効果がわかるようにしようと、そういうふうな料金体系にしようというふうに4つの視点を持って今後やっていきます。

今後は、障害者、小・中学生につきましては経済的あるいは教育的観点から、現在の減免をやっているものを条例で金額として定めていこうというふうに考えています。減免した後の金額を参考に条例化しようというふうに考えております。体育協会及び文化協会等の会員につきましては受益者負担の原則から、無料から2分の1というふうにしていた使用料を一般市民と同様の負担をお願いするように考えております。そして、均衡を図ろうというふうに思います。

しかしながら、この体育、文化の団体につきましては、市の、それこそ体育、文化の振興の観点から必要に応じた、やはり支援は必要であろうと思っております。今まで、会場使用料については無料から2分の1だったんですけども、一定の補助を、必要な補助をしていこうと。それも皆さんの方にお諮りしながら、これだけの補助をしますよと。会場使用料についても同じように補助を考えております。

なお、先ほど言いました4つの視点から、今後は市及び教育委員会が主催する事業については、今は全額免除というふうになっておりますけども、これもやはり大きな事業をするときには、市が事業をする場合においても費用対効果を見るために、やはり支出として使用料収入を上げていこう。そして、費用対効果がどうであるかということを検証していただこうと、そういうふうなチェック機能を果たそうというふうに考えております。

そういう観点で、説明をしたつもりでございますけども、各種団体にはこのことを1月か2月にかけて一定の説明をいたしておりましたけれども、これらの趣旨が関係団体の方に十分に伝わらずに今回まで来ておりまして、減免による一つの優遇措置の存続ですかね、を求める声が寄せられてきたところでございます。まだ、理解が十分というふうに思っておりませんので、3月議会後も、あるいは今後も施行日までには十分に理解を求める努力をしていきたいと、そういうふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 時間がなくなりましたが、今のあなたの答弁を聞いておりまして、本当ちょっと怖くなりましたね。やはり、公共施設を民間に、指定管理者制度として指定をして

いく。その指定管理者制度の趣旨に反するから利用料を、やはり廃止をして全額負担をしてもらう。ただし、小・中学校の利用については条例である一定の半額、体育協会、文化協会、様々な団体は指定管理者制度に基づいて、やはり全額使用料を払ってもらうが、補助金を支出してるので、そういう理由になるということですが、太宰府の文化協会に対する、体育協会に対する補助金4市1町比較してみましたら、太宰府はたった200万円ですよ。春日市1,635万6,907円、大野城538万7,000円、筑紫野市381万円、那珂川496万8,800円。太宰府は何ですか、たった200万円じゃないですか。これで、様々のここに資料をいただいておりますが、この中からその体育施設を使うたびにお金を払ったたら、さっきも言うように何もできなくなる。指定管理者制度にしたらお金を払わなきゃならない、減免は認められないというのは、大変な問題ですよ。私ども、そんなあなた方の態度ならばねえ、9月議会ははっきり言って請願とか陳情されてますが、こういう減免制度を実施しないような議決をしますよ。あなた方、どれだけ説明して納得させてきたんですか。ここにある、これだけの団体、100%減免されてる団体が全額お金を払う。50%のところもあります。30%もある。これだけ厚い太宰府にある文化協会、体育協会やら様々な団体が、やはり社会教育活動、文化活動、生涯活動してるのを全部廃止されたら大変なことでしょう。そのことを考えて、ほんの今の部分についてもう少し文化活動や社会活動、教育活動をするために配慮するべきじゃないですか。まさかあなた方の口から指定管理者制度の趣旨に反するから減免を廃止するなんて、こういう回答を、以前から私どもに説明しなさい。そしたら、私どもはこういう指定管理者制度については賛成しませんよ。どうですか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 体育協会、文化協会等についての重要性というのは認識しております、敵対するという考えはございません。やはり、援助、育成あるいは支援をする団体だというふうに考えてます。

今の補助額の金額は申されましたけども、それとは別に会場使用料についての全額支払っていただきますけども、その中で会場使用料についても一定、必要に応じてさらに上乘せして支出をします。それは、皆さんと同じように相談しながら、どれだけするのかということはまだありましようけども、そういう考えだということです。今の補助金の中から出しなさいということではございません。

それから、指定管理者制度に支障があるからということじゃなくて、やはり私たちもこの減免制度については非常に不明確なんです。減免することはできる、市長が認めた場合に減免することができるだけなんです。担当者によっては、この人は減免しない、この人は減免しようということは、はっきり明確でないもんですから恣意的になる場合でもあるということに考えてます。ですから、その方については、すべて収入は一般市民と同じように取っていただく。そして、必要に応じてやはり公益性があるという場合については、皆さんの許可をもらいながら支出の方でその部分は援助する、補助をする、そういう仕組みの方が非常に恣意的じゃなく

て透明性がある、公平性があるのではないかというふうに考えてます。

先ほどは、減免制度のお話がありましたけれども、例えばこの財政事情が苦しい中で、ちょっと長くなりますけども、北谷運動公園の例をちょっと出してよく説明するんですけども、北谷運動公園は今1時間当たり野球場を使うと1,000円で使えます。2時間使いますと2,000円です。大体2,000円ですが、野球をするときには10人ずつはいるんですね。そうすると1人100円です、1回汗を流すのにですね。それを今半分にしていますから、50円です。大人の方が使う場合に50円あれば2時間ゆっくり遊べるんですね。そういうことで、じゃあ維持管理をそれで賄ってるかといいますと、大体100円払ったら300円はだれ、使わない一般市民の方が負担してるんですね。それを……。

議長（村山弘行議員） 続けてください。

総務部長（平島鉄信） そういうことから、減免は一般市民と同じようにまず払ってくださいということでお願いをして、必要であればやはり体育の振興という、かわる重要な課題を担っていらっしゃると思いますので、その分については必要に応じて補助をしよう。そういうふうな制度で、皆さんにわかりやすい制度にしていこうということですのでご理解をしていただきたいと、そういうふうに思います。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 長々とその答弁、あなた方ね、私ももういろんな資料を引っ張り出しましたがね、平成7年にこの太宰府の文化振興に関する意識調査まで出してきました。本当にお金をどのように使うかということと、文化や社会、生涯活動をどれだけ市が援助するかという、あなた方がつくった基本方針ですよ。それを、はっきり言って守らないっていうか、そういう状況ですが、それじゃあ今減免してるいろんな部分精査して、そして今のわずかなお金しか出しておりませんが、これだけあなた方が出してきた減免してる団体にそれだけ活動できるような補助金を出してあげるのかどうか。たった今、体育協会で200万円で、そしてこの体育協会に入ってるいろんな様々な方が利用料を払うと大変なことになるわけですが、そういう補助金を大幅に引き上げるのかどうか、その辺はどうなんですか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） ただいま北谷運動公園の例で申しましたように、これを使う場合にはだれかが払わなければ使えないんですね。使う人が払うのか、使わない人が払うのかっていうことですから、私たちはもう少し使わない人が払わないでいいような制度に少し皆さんをお願いをしたいということが一つです。

使用料の値上げが、じゃあ今後あるのかなないのかって言いますと、先ほど言いましたように、やはり平均的に太宰府市全部の公共施設の使用料と維持管理を比べた場合は今20%が使用料収入でございます。あと80%は一般市民の税金で賄ってます。これはこれでいいのかというのは、やはり執行部の方からこの議会の側の皆さんに今度資料を提言して、やはりこれでいいのか、もう少しどうかするのかということは今後提案となると思いますけども、今の時点では

それをどうするというの具体的な考えは持っておりません。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） もう残り時間2分になりましたが、あなた方の発想が違うんですよ。こういう不況の中で、やはり社会教育施設や様々な生涯学習や文化活動するために、今こそ本当に利用率を高める。

大体、公共施設でもうけようなんていうのがそもそも発想の違いですよ。公共施設というのは市民に開放するための施設です。あなた方は公共施設で利益を上げてもうかろうという発想、市民に開放するという考え方が全くないということがわかりました。まだ、この問題についてはほかの議員も質問があるようですから、特別に1分間残して終わってあげます。

終わります。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

~~~~~

再開 午前11時10分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番岡部茂夫議員の一般質問を許可します。

〔18番 岡部茂夫議員 登壇〕

18番（岡部茂夫議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い2点について質問いたします。

まず、第1点の震災に関する問題ですが、この福岡の地にこれほどの大規模な地震が発生しようとはだれしも予測できなかったというのも無理からぬ話でございます。

平成16年3月議会の渡邊議員の質問の中で、学校の建物の耐震診断の指摘に対して、この太宰府に大きな地震の発生はないといった執行部発言がございまして、国の方からはぜひ実施するようにとの通知は来ておりますが云々の答弁が記録されております。くしくもそのちょうど1年後に未曾有の大地震が発生したわけでありまして。今や過去のいろんな事象が先例にならないという世界的異常気象は、さきの東南アジアの津波に見られるごとく、今後どこで何が起こっても全く不思議ではなくなってまいりました。

今後の早急な対応策として、避難場所の安全確保の見地からも、公共施設全般にわたって入念なチェックが不可欠であり、昭和56年の耐震に関する建築基準法の改正以前と以後に分けて、どれとどれが改正前の建物で、耐震性はどうか等といったチェックと補修工事の必要性も含めてご検討いただきたいと思っております。

さらには、避難場所に関連してのもろもろの対応、福岡市の例に待つまでもなく季節的な備品から共通の用品類、トイレの問題、ふろや畳に至るまで多くの教訓を得ましたので、市民に対する日常からの指導も徹底して進めていただきたいと願うものでございます。

備蓄につきましては、ある自治体の取り組みとして、市役所の地下駐車場を活用する方法として、車をもう外に出してしましまして、季節的溫度差の少ない地下を備蓄基地とした例等もございませう。

また、人目につきやすい公園の一部を利用して、例えば折り畳み式簡易トイレなどの備蓄用品倉庫の設置など、各自治体での取り組みは創意工夫を駆使して懸命な作業を進めておられるようです。例えば東京の日比谷公園にも今度行かれたらわかると思いますが、そんな大きなもんじゃございませうけども備蓄倉庫が2つつくられております。

それと、これは危険性の伝達に関する用語、言葉についての市民の理解度の不確かさも日ごろの啓蒙の必要性が指摘されております。例えば避難勧告と避難指示の具体的な違い。意外とわかっているようで漠然としていることも見直してみる必要があるのかもしれない。危険性の的確な伝達、情報のきめ細かさなどのすばらしさでは、鹿児島県の旧郡山町の取り組みが紹介されておりましたが、緊急時には避難用のバスの運行まで、見事な対応をやれるとのことだす。

ともかく予想だにできないことが続発する昨今でございませう。あらゆる角度から研究討議されまして、いかなる災害にも対応できる先進的な方策を見出して、他の自治体の模範となられんことを期待するものでございませう。

第2点の問題は、本市のまちづくりについてであります、今回この太宰府市ゆめ・未来ビジョン21と題しまして、その位置づけから始まってまちづくりの理念と目標、さらには地域別の整備指針が網羅され、この冊子を読んでいくうちにいつしか夢のようなユートピアが浮かんでまいりました。水城跡、御笠川、蔵司の復元、国博と天満宮周辺の整備イメージ、もろもろの歴史的遺産の保存活用、東は高雄地区から西は大佐野全般に至るまで、道路公園の整備や観光の仕掛けづくり、その構想のすばらしさにうっとりとしてしまいましたが、はてさて22年の私の市政参画の間にも考えてみれば似たような本市のまちづくりの話は出ては消え、出ては消え、似たり寄ったりの構想があったことも事実でございませう。

皆さんも幼いころのおとぎ話の中で「ネズミの相談」という物語をご記憶だと思ひます。ネズミたちは自分たちの安心できるまちをつくるために、もし猫が来たときすぐわかるように、猫の首に鈴をつけたら平和で過ごせるという話がまとまりました。すばらしいアイデアでした。このまちづくりの構想もどこか「ネズミの相談」に似ていて、ここまではすばらしいアイデアですけれども、さて実行に移す段になり、いつだれがどんな方法で猫の首に鈴をつけに行くかとなって、結局このすばらしいアイデアも夢物語に終わってしまったのでございませう。いつまでにどういう方法でだれがどうするのか、肝心なところが出てこない。問題はそこなんです。バラ色の夢が網羅され、こんなまちづくりが実現した暁には、まさに陸の竜宮城になるんじゃないかと思ひますが、どこかの専門会社に委託作成したのでなければ、いつまでにどんな方法でやるという具体策がはっきりと示されなければ意味がありません。

今回、市町村合併によって柳川市・大和町・三橋町の3つが新しい柳川市として誕生いたし

ました。結果として、合併後の有権者数わずか23%の大和町長の石田さんが当選されて、54%の有権者を有する柳川からは市長の誕生はなかったということでした。人間運、不運はありましようけれども、石田さんという人は今回ローカル・マニフェストと題して、その施策の一つ一つについて、1年以内とかいつまでにとか、期間期限を明示して公表された。やはり、有権者の側からいたしますと、いつまでかが明示されている安心感があってわかりやすい。これからの施政方針やビジョンはいつまでにどんなやり方で等、構想を示す以上はそのところが一番肝心なんですね。

今回示されたこの構想がまかり間違っても夢に終わらないよう、期間や期限を含めた具体案をできるだけ早いうちにお示しいただきたいと思います。ビジョンの中身がよいだけに夢物語に終わるのは惜しい気がいたします。9月議会までぐらいには示してほしいんです。佐藤市長の在任期間が迫っております。もう一期継続して市政を担当していただくとおよいとは思いますが、どういう対応をお考えか、「ネズミの相談」に終わらないためにあえて申し上げます。多少耳障りな質問だったと思いますが、明日の太宰府市のすばらしいまちづくりを念じて発言いたしましたのでご海容をいただきますよう。

あとは自席にて質問させていただきます。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） ただいま岡部議員さんのご質問へのご回答につきまして、市長ということですが、まずもって私の方からご回答をさせていただきます。

まず1点目の震災対策についてでございますけども、今回の地震につきましては本市も震度4を観測いたしました。この地震によりまして、負傷者2名等をはじめ、公共施設や住居の一部損壊などの被害が発生をいたしました。初めて体験いたしますこの地震の恐怖感と申しましようか、危機感あるいはその対応策には様々な教訓をもたらしたわけでございます。

先ほど岡部議員さんの方から、先進市の方の事例等も含めまして大変参考になるご提案をいただいたわけですが、まず1点目の避難場所の点検の必要性についてでございます。この避難所の件につきましては、本市におきましては1次避難所とそれから広域的避難所、つまり2次避難所に分類をいたしまして、それぞれ1次避難所につきましては各区の地区公民館、44区の公民館を指定いたしております。それから、2次避難所、つまり広域避難場所としては、全小・中学校11校プラスいわゆる公共施設といいたましようか、体育センターあるいは女性センター、いきいき情報センター等々で16か所を広域避難場所に指定いたしております。

しかしながら、先ほどご指摘をいただきましたように、老朽化した公民館、特に地区の公民館等につきましては、44の公民館のうちいわゆる昭和56年以前に建設をされました公民館が19地区ございます。今回の地震によりまして公民館、1次避難所のいわゆる被害、損壊があったところは内山公民館1件の届け出がっておりますけども、しかし中には昭和40年代に建築された古い公民館等もございます。

それから、広域避難所につきましても、ご承知のとおり水城小学校の体育館の屋根が崩落したという事実もございます。今回の補正予算にも5校のそういう耐震点検の補正予算を計上させていただいておりますので、これらを含めまして特に1次避難所、地区公民館の点検につきましては、できるだけ早いうちに各区の区長さんを通しまして、点検等も含めて今後の対応策を協議していきたいというふうに思います。

それから、2点目の備蓄関係でございますけども、本市の場合も先ほど申しました全くこういう大きな地震を体験したことがございませんので、備蓄の準備も全くしていないのが現状です。いろいろ先進地の事例もいただきましたので、そうしたいろんな手法、事例を含めまして今後の一つの検討という部分で進めていきたいというふうに思います。

それから、3点目の伝達の手法。これにつきましては、鹿児島県の旧郡山町でしたか、事例をいただきました。つまり避難勧告とか指示とかと、いろんな一昨年の風水害の事例も含めまして、その辺の仕分けといいましょうか、誘導の仕方もあるような教訓をもたらしましたけども、私どもが一番考えてるのは、やはり各地域ごと、地区ごとの自主防災組織を早急にやっぱり設置する必要があるというふうに思います。地域ごとにお互いに近所同士に声をかけ合いながら素早く誘導する、そういうふうないわゆる避難訓練の実施でありますとか緊急連絡網の点検、そういうものを地域ごとにきちっとした体制を整備すれば、かなりこの部分については対応できるのではないかというふうに思います。

こういうことから、機会あるごとに、これも含めまして、区長を通してできるだけ早いうちにこういう自主防災組織よっての体制づくりというのを今後も続けて指導をしていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 2点目の国立博物館開館とゆめ・未来ビジョンについてご回答申し上げます。

本市には、豊かな自然と数多くの歴史、文化的遺産が点在し、市内の至るところで原風景と渾然一体となっております。これらは先人たちの情熱とたゆまぬ努力により築かれてきたものであります。そして歴史、文化的遺産にあふれる太宰府の将来を見据えて、守り育てながら後世に誇れるまちにすることが本市の重大な使命であると考えております。

「太宰府市ゆめ・未来ビジョン21」は、総合的にまちづくりを進める観点からまるごと博物館基本計画をもとにこの計画を進化させ、都市計画マスタープラン、第2次環境基本計画、景観形成基本計画、緑の基本計画、そしてこの3月に策定しました文化財保存活用計画など、同一方向の施策や事業とリンクしながら一元的にまちづくりを展開するための本市の道しるべとして作成したものであります。

そして、この「太宰府市ゆめ・未来ビジョン21」は、20年あるいは30年後を展望して、地域別にストーリーを持たせて、こうあるべきだ、またこうなればいいなという地域の夢と、同時

に現時点での政策課題を整備方針に盛り込んでおります。

位置づけとしましては総合計画を補完するもので、いわばまちづくりの総合的な参考書ともいべきものでございます。そして、都市再生整備計画によるまちづくり交付金をはじめ、地域再生プログラムや構造改革特別区域計画、いわゆる特区申請なども視野に入れて、地域ごとのまちづくりの青写真として作成しております。

今後はゆめ・未来ビジョンの実現を目指し、限りある財源でまちづくりを進めるため、国や県の補助を受けながら、地域ごとに周辺環境と調和をとりながら、地域の個性や魅力を最大限に引き出しつつ、緊急度の高い施策や事業を総合的、一体的に展開していく考えでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 18番岡部茂夫議員。

18番（岡部茂夫議員） 先ほど第1次、第2次の避難所の問題もございました。

まず、各行政区ごとの公民館も、1981年の耐震基準の改正以前のものが相当あるんじゃないかという気がいたします。

今回福岡の例でいいますと、九電記念体育館がやはり一番多くの方が避難をされた。しかし、あれは数年前に福岡市に移管されてるんですね。その後、2003年に福岡市は2億円をかけてそういう避難場所を含めた大改造をやってるんです。ところが、大変問題が多かった。例えば、新聞等で報じられたには、基本的にコンセントが足りないと西日本新聞にも書いてありましたね。これはどういうことかということ、結局、まず水や食糧備蓄もなかったけども、せっかく何しようとしてもお湯を沸かすのにコンセント1つ、1つというか2か所しかないみたいに書いてありますが、とにかくこういったことで満足にお茶ももちろん飲めない、お茶も用意されないもんだから食事ものを通らないみたいなことで、まずこういう基本を忘れてたと。

神戸市では、やはりああいうことが起こってからすぐ、ずうっと各学校の体育館の耐震基準の強化に取り組みまして、こういったことを神戸市の場合は各体育館に20個ほどのコンセントをつけたとか、それから雨水とかをトイレにうまく使うための工夫をやってると。これはもうぜひ私見に行ってほしいなって気がするんですけども、こういったことが現実にやっぱり、既に震災のあったとこ、気の毒ですけども大きな私はこれ参考になるんじゃないかという気がしますので、こういったことでやはり地道に取り組んでいただきたいと思うんですが、各小学校単位の体育館の場合、専門家等を呼ばないとわからないかもわかりませんが、現時点で例えば震度何度ぐらいまでなら安全が確保されるとか、そういう何かお調べはされとりますか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 体育館等、つまり広域避難場所の16か所につきましては、そこまでの点検はまだ現在やっておりません。

議長（村山弘行議員） 18番岡部茂夫議員。

18番（岡部茂夫議員） まあ少なくともそういったことで、これ耐震基準にまだ完全にとまで  
いかないにいたしましても、やはりちょうど今のいきいき情報センターを買って、あれの工事  
を始めるときに私たち議会には約3億円ぐらいの費用がかかりますという説明でしたね。とこ  
ろが、工事着手したすぐぐらいだったんでしょうか、着手前だったんでしょうか、国、県から  
耐震基準の改正前の建物だから、公共施設になるのであればやはりいろんな改善要望ってい  
いますか、補強をしろってということで、倍の6億円のようになってしまったという例もあり  
ました。まあお店だからよかったということじゃないでしょうけども、やはり公共施設であ  
れば避難場所としても大事だからそうするという節でもあったと思うんですけども、これ  
やっぱり本当に大事なことだと思いますね。

そういったことで、やはり今後学校の体育館に限らず、補修改善計画をできるだけ早くつ  
くって、そしていつごろまでにやれるのかということ等も我々議会の方に示していただ  
ければ、やはり私たちもそれに沿ってご協力も申し上げていきたいと思えます。

それから、今後の防災全般の基本構想の問題、それからひとり暮らしの後継者の問題、そ  
れから最近太宰府市は非常にマンションが林立いたしましたけれども、マンションという  
のは意外と隣同士といえますが、のつき合いが希薄であるというような問題等もござ  
いますね。そうしますと、これを果たしてどう指導していくのか。あるいはひとり暮らし  
のそこに対してのそういう緊急時に周辺の方々との連絡がつくようなこと等ができる  
のかどうか。見殺しにするわけにはいきませんので、そういったこと等もいろいろ  
と考えていただきたいと思えますが、そういった点ではどうなのでしょう。例えば半  
年か1年かかかまして、できるならば、例えばさっき、私、用語の問題を申し上げ  
ましたけど、そういうことからいろんな緊急時に関するイロハ、あるいは含めてま  
あ半年じゃ無理かもわかりませんが、少なくとも1年ぐらいかけて、そんなに金  
はむちゃくちゃかけられんでしょうけども、小冊子をやはり全家庭に配っておく  
というようなことは、これはもう大事なことじゃないかと思えます。それに近い  
ものは神戸市さんあたりはあるというように聞いておりますけれども、とにかく  
そういったことまで何か対応をされるのかどうか、ちょっとその辺お尋ねしたい  
と思えます。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） この地震といいましょうか、いろんな風水害を含めて、  
いわゆる備えあれば憂いなしという言葉がございますように、やはり市民全員に  
そういう防災意識の高揚といいましょうか、そういうものが非常に大切だとい  
うのを改めて痛感はいたしております。

先ほどの提案でありますようにいわゆる小冊子、マニュアル、防災の手引きなる  
ものを配布しないかという提案なんですけども、当然私どもも早急にそういうふう  
なマニュアルを作成いたしまして、市民一人ひとりにそういう防災意識の高揚  
を図りたいというふうに思えます。

今回の特に地震につきましては、初めて体験する方が多うございましたけども、  
この地震の知識そのもの、なぜ起こるのかというふうな部分から触れまして、  
地震がもし発生したときの個人個人のいわゆる行動マニュアル、それから地震  
に備えての家の中の安全対策、家周辺の安

全チェック、そういうものを含めて、あるいはご提案の非常持ち出し品とか備蓄品、こちらあたりも含めたそういった総合的なマニュアルの必要性は感じておりますので、できるだけ早い時期に全市民に周知を図りたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 18番岡部茂夫議員。

18番（岡部茂夫議員） ひとつ前向きにご検討いただいて、おつくりいただければありがたいと思います。

大体の問題で申し添えておきますけれども、やはり冒頭申し上げました1年前の関連質問の際の答弁のように、前例がないから起こらない的なことは絶対あってはなりません。やはり今や地球規模での天変地変というのがもう既に始まっていると考えるべきであろうと思いますし、少なくとも過去の固定観念あるいは既成概念等にとらわれて、思考力に柔軟性が欠如するということがないように、どうか市民の安全、安寧というのはすべてに優先する行政課題であることを、改めてここでご認識いただければありがたいと思います。

そういったことで、次は第2点のお尋ねをいたします。

私これをあえて壇上に持って行ってかざしましたのは、ゆめ・未来ビジョンと書いてあるから、これできなかつたときに、後であれ夢って書いとったでしょうがと言われたら困るんで、あえて聞くんですけども、最初そう思ったんですね。本当すばらしいんですよ、これ、一つ一つ。これなら本当友人、知人来ても誇らしげに連れてまいりたいなと思ったりしたんですけどね。

ただその問題は、一番今悪いのは、財政的に厳しいときですからね、そう簡単にそりゃもうできないことはわかります。わかりますが、何とかですね、やはりできそうなもの分だけでもいいんですが、やはりこう計画年次を出していただいて、我々にお伝えいただくと助かるなあというふうに思います。

私は先ほど柳川の新しい市長の話をしましたけど、要するに明日を思い今日を動くという、この柳川の石田さんのこれ見ますとローカル・マニフェストなんていうふうにされてますけども、やはり何と言いますかね、いつまでにみたいなのを非常に政策宣言で1年以内にやりますと、これこれこれこれとか。こんなふうにされてますが、これやはり市民の立場からすると何か非常に安心感といいますか、これならやってもらえそうだなというのがあります。それであえて私そんなにしたんですけども、本当にそういうことが半年か1年ぐらいでも、全部じゃなくていいと思うんですよ。幾つかのことについてですね、これは大体これぐらいまでにはやりますと。だから、恐らくこれをやり遂げるためには、市長はもう一期やっていただけるのかなあというふうにも期待もしますけども、とにかく何をいつまでにみたいなものがある程度できるのか、ただそれは無理だよということなのか、ちょっとその辺ひとつご答弁いただければありがたいなというふうに思いますけど。まあどなたでも。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 以前にまほろばの里づくり、太宰府ルネサンス21という、今回つく

りました太宰府市ゆめ・未来ビジョン21の縮小版みたいなものを作成いたしました。そのときもまだ事業着工等のめどは立っておりませんが、着実にその事業は完成をしております。

そういうことから、この太宰府市ゆめ・未来ビジョン21の中にもありますが、既にかなり難しいソフト的なものも実行してきております。門前町の美しいまちづくりということで宰府のまちづくりで、平成12年には非常に困難性が高い、絶対15m高度地区と、それから門前町特別用途地区というようなことにも既に手をつけまして実行いたしております。

そういうことから、先ほども申しましたように、あくまでもまちづくりの参考書として、事業着工するときはこういう視点に立って、こういうものを盛り込み、そして事業を遂行していくということで、今のところ事業計画等につきましては、財政的な問題も考慮しまして実施計画等の作成については考えていないところが現状でございます。

議長（村山弘行議員） 18番岡部茂夫議員。

18番（岡部茂夫議員） 第1点、第2点あわせて申し上げますと、まず第1点の問題につきましてはですね、この後、この後ってというか、何段目でしたか、私同僚の橋本議員からもこの関連のといいますが、質問が出されておるようでございます。私の方で十分な回答が得られなかったような部分につきましては、その時点であわせてご回答いただければ幸いです。

それから、第2点の件は、やはりこのすばらしいビジョンをつくらただけに夢に終わらないように、まかり間違っても表題のゆめ・ビジョンの夢の文言のようにならないように、やはりある一定期間の内部検討をされた上で、いつごろまでにどんな方法でだれが、あるいはどこがやるのか等々もご明示をいただきながらお進めをいただきたいと思います。どうかよろしくお願ひ申し上げます、私の一般質問以上で終わります。

議長（村山弘行議員） 18番岡部茂夫議員の一般質問は終わりました。

次に、15番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔15番 安部陽議員 登壇〕

15番（安部 陽議員） ただいま議長から許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

散策路、藍染川について。「染川を残して輝る博物館、せめてもの残してください想い川」。

今まさに歴史と名所の1ページが消え去ろうとしております。それは、現在整備中であります散策路の工事に伴う藍染川であります。

私は久方ぶりに光明禅寺に行きました。途中道路工事が行われ、今までの面影がまるっきり消され、道は広々となり藍染川はほとんど埋められておりました。光明禅寺の後お店に寄ると、この横の川も埋められてしまうそうです。理由は消防車が通りにくいからだということだそうです。お店の方は今までずっとこの藍染川を清掃され、この歴史と景観を守ってこられたのです。この藍染川の歴史と景観はどうなるのでしょうかと言われ、嘆いておられました。工

事内容を担当課に聞きますと、光明禅寺の鐘つき堂の横3 mくらいを残すとのことでした。

現在の太宰府市のビデオによる観光案内は、太宰府天満宮、光明禅寺、藍染川が一体となって太宰府駅前の観光案内所や太宰府館等で放映されております。また、この藍染川は太宰府天満宮、光明禅寺、藍染川の三者により、歴史的には平安時代に世阿弥によって謡曲にも謡われ、物語の上でも切っても切れない関係でもあります。

観光ビデオでの紹介でも、藍染川の紹介はまさに埋め立てられようとしている場所が放映されており、市が残そうとされている箇所とは雲泥の差があり、また史説解説員の案内の際にも、この竹林と昔ながらの緑豊かなこの場所が使われ、歴史の深さと自然の景観が私たちの心を和ませてくれている場所でもあります。

福岡市は、全国的に有名だった平和台野球場を移転させ、鴻瀨館を史跡地として復元しようとしております。また、桧原坂のところに市道拡幅を行おうとした際に、まさに桜の木が切られようとしたときに、1枚の短冊により桜の木が残り、市道の拡幅工事が中止され、1枚の短冊がエピソードとなり、今でも桜の時期になるとそのときのことが話題ともなり、テレビや新聞で報道されております。

藍染川は謡曲や伊勢物語にも歌われ、全国的にも親しまれております。また、太宰府8景3山3淵2家寺の場所でもあります。歴史は二度と帰ってまいりません。藍染川を残すと聞いておりましたが、親水性をなくし、このようなずさんな残し方とは知りませんでした。観世流の家元が光明禅寺に参られたときに、藍染川を見られながら、ここは本当に風情があってよいところですねと言って帰られたそうです。

そこでお尋ねいたします。

平成17年度の施政方針の中で、歴史と国立博物館を生かしたまちづくりの中で、歴史的文化遺産あるいは文化財を後世にどのように残していくか、取り組みを市民と協働で進めていくとありますが、今回の貴重な藍染川の埋め立ては、施政方針あるいはまるごと博物館構想と矛盾すると思われませんが、その考え方について伺います。

2点目として、藍染川は市民の歴史的遺産であり貴重な財産であると思いますが、文化財保存計画での位置づけはどのようになっておるのでしょうか。

3点目として、散策路についての概念はどのようにお持ちなのか伺います。

4点目として、観光、PRとして使ってある藍染川の箇所は現況のままに残されるのか、それとも埋められるのか、工事内容について伺います。

5点目として、親水性を持たせる藍染川とするための構想について、どのようなお考えか伺います。

「思いやる心に染まるふる里の志るやしらぬや宮居の小川。語り継ぐ藍染川の水清し」。

これが現在まだ着手前の藍染川の場所でございます。この場所が観光案内所、あるいはその他のビデオでの場所になっておるわけでございます。その一步手前まで現在工事がこのよう

に、このダンプによって壊されていっております。このように藍染川がほとんど埋め尽くされて、残っておるのがなくなってきておるわけでございます。したがって、このような短冊で市民の皆さんから、これは1枚のあれですけれども、現在七、八枚かかっておると思います。このような短冊が藍染川にかかっておりますことを参考までにお知らせいたしますとともに、いかに市民の方をはじめ、多くの方々がこの藍染川に思いを寄せられ、関心をお持ちかがわかると思います。歴史と景観、環境を守っていただくように切にお願いいたします。

次に体育施設、減免措置、健康づくりの見直しについてです。先ほど武藤議員から質問がございましたが、私は違った観点から質問いたします。

5月15日号の広報は、体育施設の休館日と利用料金改定のお知らせが掲載されております。この中で特に目を引いたのが休館日の新設でありました。それは、毎週月曜日が各体育施設等を今後休日にするのであります。このために、今まで使用されていたソフトバレーや卓球、テニスなど多くのクラブや市民の方が使えなくなることであります。

一方、別のチラシでは太宰府よか倶楽部が会員とボランティアスタッフを募集してあります。種目も15種目ほど、対象が小学生、中学生、高校生以上となって、小学生から一般市民までいろんなスポーツを実施するため、月、水、金あるいは曜日を問わず15か所で一生懸命に今まで頑張ってきたし、今後も実施するために募集されておられます。

しかしながら、今回は一方では会員を募集し、一方ではこれに水を差すような月曜休日が市の広報によって知らされました。どちらを選択されるのか伺います。

私は、市民の健康のためによか倶楽部を支援し、月曜日は休日にすべきではないと思います。でき得る限り、文化施設、体育施設を市民に開放すべきと思いますが、このような施設を休日にするによりメリット、デメリットについての考え方を伺います。

私は機会あるごとに、市民を元気にするのは食と適度な運動にあると進言してまいりました。しかしながら、今回は市民を寝たきりや認知症に追い込むような政策としか言いようのない、悪い政策としか思われてなりません。市民の皆様も今回の休日設定と減免制度の廃止には大変失望され、戸惑っております。福祉の健康政策は、目に見えない歳入面での何倍もの大きな予算だと思えます。テレビをはじめ、報道関係におきましては食と適度な運動を行うように報道しております。6月10日には、食育基本法が成立いたしました。また福祉部に限らず各部におきまして、新規にイベントをするにも予算がないので、仕事に活気がないように見受けられます。職員の元気は市民の元気でもあります。担当部あるいは市民の方がやる気がある機会を失ってはなりません。これらの予算は医療費を削減、すなわち寝たきりや健康づくりの対策をすることにより生まれると思料いたします。医療費半減に対する考え方と明るい市民生活、すなわち市民の健康づくりについての今後の政策について、市長、助役の見解をお願いいたします。

次に、減免措置について伺います。

公共施設につきましての使用料につきましては、維持管理上応分の負担は理解されるわけで

ありますが、これは予算上目に見える数字であります。しかしながら、健康な人の数字と価値については予算に見えてきません。でも、寝たきりや認知症の方が一人でも多く増えたならば、1人当たり年間300万円から場合によっては1,000万円もかかり、減免による措置による収入よりも医療費による支出の方が大きく、市民にとっては大きな損失でもあり、また市の財政面にも大きな負担ともなります。すなわち、医療費や介護費の増加ともなり、減免措置以上の支出ではないかと思いますが、今回の減免措置についてどのようなお考えか伺います。

この減免措置の問題がありまして、周辺の4市1町の使用料と減免措置について調査しましたところ、学校施設につきましては無料であったり、昼間の体育館使用につきましては自動的に半額の処理が行われたりしてあります。また補助金につきましても、4市1町で太宰府市が最低の補助であります。寝たきり、認知症あるいは医療費削減のために、元気な市民のまちづくりのために文化施設、体育施設等の休館、減免措置について再検討と見直しを強く要望いたしますとともに、その考え方について伺います。

機構と勤務評定について。

私は、平成15年9月の一般質問の中で機構改革のあり方でも指摘いたしましたことが、今回その問題点として如実に現れてまいりました。特に、介護保険事業やすみよか事業で個人に補助をしてあります住宅改造費であります。ある方が車いすで外に出かけるためにできました車いす通路が余りにも急勾配のため、いまだ一度も使用されていないと聞き及んでおります。また、ある方は手すりをつけられましたが、本人の不必要だと言われた部分にまでも手すりをつけられ、不愉快だったと言ってありました。何が原因かと申しますと、すこやか長寿課の人員不足、すなわち必要とされる課に土木建築の技術職員がおられず、事前審査、完了検査ができないところにあるのではないかと思量いたします。

私は、公金であるので、一日も早い機会にすこやか長寿課に土木建築の技術職員を配置すべきと思いますが、その見解を伺います。

また、社会の進展に応じた体制をつくるため、福祉関係、生涯学習、市民の健康づくりのための重点施策として、職員の人員配置を見直すべきと思いますが、その見解を伺います。

勤務評定の採用につきましては、以前の一般質問でも取り上げ、その際の答弁では平成17年度から採用したい旨の回答を得ておりましたが、その取り扱いがどのようになっておるのか伺います。新聞報道によりますと、人事院が8月に勧告する給与構造改革案では、能力や実績を重視する昇給制度の導入があるようですが、勤務評定との関連において、実施面についてどのような対応をされておられるのかあわせて伺います。

再質問につきましては自席にて行います。

議長（村山弘行議員） ここで午後1時を目途に暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

~~~~~

再開 午後1時07分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部長。

建設部長（富田 譲） 市長にお尋ねでございますが、まず私の方からご回答させていただきます。少し長くなりますがお許し願いたいと思います。

初めに、散策路整備事業の基本的な考え方についてご説明申し上げます。

市内に点在する豊富な歴史的文化的遺産を散策路で結ぶなどネットワーク化を図り、市民そして来訪者の方がどこでも歴史や文化を感じる、九州国立博物館を核としたまると博物館構想の実現に向けた魅力あるまちづくりとして推進するものでございます。また、由緒ある藍染川を生かし、快適で親水性の高い九州国立博物館への歩行者動線としてのアプローチを形成するとともに、歩行者の博物館周辺での回遊性を高めたいと考えております。

なお、散策路は国の基本計画において多様なアプローチの一つとして位置づけられたことを受けまして、本市の緊急かつ重点事業として推進をいたしております。

事業の推進におきましては、平成9年から地元馬場区においてまちづくり委員会を設置していただき、道路整備のあり方や先進地の現地視察を行い、関係者及び関係地権者を含めて議論しながら様々なご意見をいただき、平成13年度実施計画を行い、平成14年度から用地交渉、平成15年度から工事と、開館に向けて鋭意努力をいたしております。

さて、1点目の散策路の計画が施政方針、まると博物館構想と矛盾するのではとのご指摘についてでございますが、散策路が西鉄太宰府駅から国立博物館を結ぶ歩行者のメインアプローチである以上、バリアフリーに関する一定の水準は確保すべきものであると考えられます。このバリアフリーを確保するため、藍染川を暗渠化する箇所が一部発生いたします。

藍染川の歴史的な重要性につきましては十分認識しておりまして、藍染川の暗渠化は必要最小限にとどめ置くつもりでございます。全線にわたって残すことはできませんが、残すところ、やむを得ず暗渠化するところ、水路を新設するところを計画的に配置し、現存する藍染川の親水性を少しでも補ってまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

2点目に、ご質問の藍染川の文化財保存活用計画での位置づけでございますが、昨年度に策定いたしました本計画の中では、藍染川については特段の位置づけはいたしておりません。しかしながら、散策路沿いの藍染川や、その中にある梅壺侍従蘇生碑などは、平成13年度から平成14年度にかけての悉皆調査の中で文化遺産として調査いたしております。

3点目の散策路の概念といたしましては、前述いたしましたとおり市内に点在する豊富な歴史的文化的遺産を結ぶネットワークの一部であり、かつ国立博物館への歩行者によるメインアプローチであります。

4点目の観光PRとして使っている藍染川の箇所の工事内容について説明する前に、当事業に関する藍染川の全体的な取り扱いについてご説明申し上げます。

まず、黒板商店から筑紫女学園の手前までの45m区間においては、緊急自動車を通り抜けできる車道5.0mに、福岡県福祉のまちづくり条例に準拠いたします2.5mの歩道の幅員を確保す

るために暗渠化いたしております。

次に、筑紫女学園和敬寮の前の60m区間においては、同学園のご協力をいただき藍染川の付けかえをいたしております。

次に、伝衣塔前の25mの区間においては、江戸時代からの石橋や石碑があるため、現況のまま保存いたしております。

次に、光明禅寺前の38m区間は、先ほど申しました計画幅員を確保するために暗渠化する計画でございます。

次に、光明寺と水月庵に挟まれた45m区間については、現況のよい雰囲気を残すために保存いたします。

次に、湯ノ谷から下ってくる市道と散策路との交差点から九州国立博物館までの100mについては、循環式で水を流す浅い水路を新設いたします。

なお、太宰府天満宮が施行されます浮殿景観整備工事においても親水性に配慮をいただき、水路や池等を新設される予定でございます。散策路との相乗効果によりまして、より高い親水性を確保できるものと期待いたしております。

お尋ねの観光PRとして使ってある藍染川の箇所の取り扱いにつきましては、現計画が何度となく地域に足を運び、検討を重ねた結果でございます。現時点での修正は考えておりません。

5点目の親水性を持たせる藍染川の構想についてであります。先ほど申しました湯ノ谷から下ってくる市道と散策路との交差点から九州国立博物館までの100mについては、循環式の水路を新設いたします。水深は最大15cmに抑え、夏の間は子どもたちが水遊びをできるような構造と水質にいたしております。なお、水路の仕上げは表面を玉砂利洗い出し仕上げとし、夏以外は枯山水のように水を張らなくても水を連想できる仕上げといたしております。

以上のように、散策路の計画は画一的な表面、断面や規定の線形にこだわらず、親水性や歴史的景観など、その場その場の「場の特性」を極力配慮し、さらに国立博物館への歩行者によるメインアプローチとしてあるべき姿を重ね合わせた結果でございます。部分的に歴史的景観と安全性がバッティングし、いろいろなご意見もあろうかとは思いますが、この計画は地元の皆さんをはじめ、議会の皆様と協議させていただいた結果でもあります。その趣旨をご考慮いただき、ぜひご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今回答をいただきましたけど、本当に残念でたまりません。これによりまして、私ども市民の方は恐らく反対署名運動をされると思います。それだけ、まず前もって申し上げます。

市長、助役に聞きますけど、この散策路の概念はどういうふうを考えてありますか。どれぐらいの幅員を考えてあるんですかね。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） ただいま建設部長から回答したとおりでございます。

（15番安部 陽議員「ちょっともう少し、幅員だとか」と呼ぶ）

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

（助役井上保廣「詳細な面については建設部長が適当であろうと思
います」と呼ぶ）

建設部長。

建設部長（富田 謙） 先ほどお答えいたしましたように、この散策路計画におきましては車道
5.0m、歩行者道路として2.5m、計7.5mで計画をいたしておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） この「太宰府 - 人と自然の風景」、これの中にも文芸の散歩道、その
後の染川、そういうふうでやっぱり重要視されてるんですよ。だから、先ほど岡部議員も申
しておりましたこの太宰府ゆめ・未来ビジョン21、これにも太宰府天満宮周辺の整備イメージ
でこういう言葉があるんですよ。「にぎやかな参道から一步入ると、落ちついた雰囲気整備
された藍染川沿いの散歩道が旅人を九州国立博物館へと誘います」と、ね。これにきちっと、
これは夢ですね。もう既に着工しとるから、午前中これはもう夢ですよじゃなくて、もう実際
に入ってるんですよ、ね。こういう政策のやり方はちょっと間違ってるんじゃないですか。そ
の点助役、答弁いいですか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 散策路の整備について今安部議員のご指摘でございますが、詳細経緯、現在
の計画については建設部長が申したとおりでございます。

そもそも散策路の経緯につきましては、太宰府市が宿願の、悲願でございました国立博物館
があつた建設地に決定したときに、いかにアクセス道路をつくるか、これが、国が示した大きな
計画の路線でございます。そのメインに示されたのが現在の光明禅寺前から通ずる道路の計画
線が第一にあつたわけでございます。しかしながら、いわゆる工事搬入道路として古賀線から
入ります県道の国立博物館線、それから現在九州歴史資料館があります南側の線、そして太宰
府駅から国博に至る、いわゆるメインの道路、それと天満宮の横を通つての道路であつたんで
す。その後経過いたしまして、ご承知のような、現在、東西南北、天満宮からはエスカレータ
ー、トンネル等の設置がございしますが、メインはやはり散策路の必要性は当初からの計画のと
おりでございます。

この経緯につきましては、ご承知のように古い町並みがありますし、あれをどう広げなが
ら、しかも藍染川のそういう親水性、光明禅寺の周辺の整備、景観、どう残すかはもうご承知
のように地元の皆さんに検討委員会をつくりながら十分協議いたした結果の現在の計画でござ
います。十分その経緯は安部議員ご承知のとおりだろつと思ひます。しかるが上の計画でござ
いますので、今ご指摘のとおりには最大限、太宰府天満宮の浮殿周辺の整備につきましても天

満宮にいろいろ協議しながら、天満宮、光明禅寺、そして散策路をつなぐ全体的な整備がきちんと今、計画しながら進めておるところでございます。それから、なお光明禅寺から国立博物館に至る散策路の中に約100m、新しい親水性のある水路もつくっております。と同時に、国立博物館、あの17万㎡の中にも国におきまして、県におきまして、あの藍染川の源流に至る周辺につきまして親水性のある散策路が現に整備されておりますし、そういう一体性を持たせておるつもりでございます。と同時に、あそこにかかっております橋には我々の希望を入れて、藍染橋という命名もさせていただいております。

そういうことで、一部の皆さんの意見がございますが、全体として私はあの歴史的な遺産、梅壺侍従蘇生碑でございますが、あの周辺の整備、あるいは光明禅寺、そして国博に至る藍染川のその流れの源流はきちんと整備、残されていくものと思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） この部分、私は今度施設解説員にもなってるんですよ。この場所で、私どもはこの天満宮、光明禅寺、藍染川の説明をするんですよ、ここの場所で。そして、この歴史がこういうふうであったということ、私ども全員ここの場所を使っておるんですよ。それで、これはテレビでもご存じのように放映されておるんですね、毎日毎日。ここに来て、わざわざ鎌倉から見えた人でも本当に太宰府はいいところですねって言って帰ってあったのが、今度はこんなに都市化したような道をつけてと言って帰られたそうですよ。それだけ太宰府の、いつも市長は言っているですね、本物の史跡があるから太宰府は皆さんが来るところだと。皆さんもそうでしょ。本物の史跡があるからみんな太宰府はいいところだと言って自然を愛し、自然景観を頼られて見えてるんですよ。だけど、このように崩されていけば、私に言わせれば、7億円かけて山の中買いよるけど、ここは一晩で崩してしまうんですね。600年の歴史がここで消えるんですよ。あなたたちは600年の歴史を還元できますか。そういう、私は大事なところだと思いますけど。その点どういう考えか。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） ただいま、この散策路整備事業等につきましては、着手は平成7年、8年、9年、経過についてはここで話しましたが、これは、私が総務部長のときでありますけれども、何十回、それほど50回ほどこれを行っております。そのことについては、建設部長の詳細な経緯で示したとおりです。

初めに、あそこの藍染川等々については残すというようなことで、私どものその基本は変わっておりません。このそもそものテーマ、整理テーマにつきましては、散策路周辺におきましては、太宰府天満宮あるいは光明禅寺、著名な文化遺産が多く点在するというふうなことから、藍染川という、そういったことを含めて親水性を持たせるということでの出発はあります。ただその過程の中においていろんな意見が出ました。藍染川を、やはりもうこれをやめてほしいと、ごみの捨て場になっておるとか。その中においてはいろいろな面が、中傷誹謗も含

めてありましたけれども、最終的にはこの水でありますとか緑でありますとか、こういった親水性を生かす遊び場あるいは休憩所を設置しながら、やはり市民が憩いの場といいましょうか、潤うというふうなことを含めて私どもは説得をやってきたわけです。住環境の、あるいは景観、修景保全のためから、あるいは緊急時におきましては、やはり緊急自動車が入るというふうなこと。歩車道を通して緊急的なものも想定しながら、道路法線を考えていこうというふうなことで、それこそ住民の皆さん方と一緒にやってつくり上げてきたという経緯がございます。

そういった中でやむを得ず残すところ、あるいはやむを得ず暗渠化するところ、あるいは新設して藍染川を生かしていくと、還流させるというふうなことも含めて今現在の姿になっておると。初め、議会の中で言われたこと、私は忘れません。本当にこの散策路はできるのかというような問いかけがありました。それこそ、夢を見とるんじゃないかという指摘も得ました。私どもは何とか周辺のこの国博が建設されると、その際に何としても、やはり多様なアクセス、周辺の皆さん方も日常の散策しながら憩いの場としてもそのことが活用できる、そういった散策路をつくっていこうというふうなことで、私どもは懸命に財源等を含めて今日まで来たというふうなことです。やっと今日に見える形で、今そこに散策路整備が10月まで完成させられると、竣工するというところになったと。これが完全にでき上がった段階におきましては、ああ、なるほどと言えるような形で評価されるのではないかなというふうに、私どもは思っております。

そういうふうに、ある程度自信を持って、皆さん方の意見を聞きながらプロセスを大事にして今日まで来ておるというようなことについてご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） この問題については、私も地元の方と何人が、本当この一般質問する前にお会いしまして、いろいろな角度から聞いてきました。

結局、最終的には市が強行突破をされたというような、わかりやすく言えばそういう言葉が出てきました。昨日会った人はここの藍染川がこういうふうで短冊が下がったりいろいろした関係で、付近の若い人たちは蛍の里づくりに着手しようというような声まで聞いております。そういうような地元での動きもあるわけでございますので、私はどんなことがあってもこの場所は残していただきたいということを申し上げておきます。

（「議事進行についてです」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） いや、引き続きどうぞ。

15番（安部 陽議員） それで、一応この場所については現在のところどのように、再度確認したいと思います。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 事業の推進に当たっては地権者の同意、そういうのが必要でございます。計画は最初申しましたとおりの計画で進む予定でございます。しかしながら、まだ地権者

の同意を得てないところがございますので、そこについては極力同意を得るように努力してまいりたいと、そういうふうを考えております。

お尋ねのところにつきましては、開館前に間に合わないという判断でございますので、暫定的な措置として危なくないようなことを講じてまいりたいと、そういうふうを考えておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） この藍染川につきましては、一応3年前ぐらいには、本当は最初の今まであった水路を全部生かして親水性にしようというようなことを聞いておりましたので、今回、私が工事を見まして本当にびっくりいたしましたのでね、こういうような質問をさせていただいたわけでございますけれども、やはり歴史、自然景観、環境というものを大切にして、行政としては進んでいっていただきたいと思っております。極力これをお願いしときたいと思っております。

2点目に入らせてもらいます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 体育施設、減免処置、健康づくりの見直しについて、私の方からご答弁申し上げます。

ご質問のスポーツ施設での休館日の設定及び諸団体に対する使用料の減免廃止についてのご質問でございますが、先ほど武藤議員の質問に対し総務部からご答弁申し上げたところでございます。

そこで、月曜休館についてでございますが、現在、市の社会体育施設につきましては、施設の老朽化等から維持補修費の増加、加えて厳しい財政状況のもと、現状のままの管理員配置、運営体制で維持していくことは非常に難しい状況となっております。今回、休館日を設けた施設につきましては、年間の施設利用者数、他市町の状況を勘案するとともに、施設の人件費及びランニングコスト等を考慮し、管理員が常駐している施設のみといたしております。

また、休館する曜日につきましては、他の曜日と比較して利用者が少ない月曜日といたしております。図書館やルミナス等、他の公的施設と統一性を図ることによりまして、市民に認知をしていただくという目的から定めております。

ご質問の太宰府よか倶楽部につきましても、月曜の種目を移動することを現在検討をいたしております。7月1日から他の曜日で実施する予定でございます。

次に、諸団体に対する使用料の減免廃止についてでございますが、今回市の方針として公平な受益者負担の原則から一般利用者との公平性に配慮し実施することといたしております。

団体等の支援につきましては、時代の変化及び社会経済情勢の変化を踏まえ、行政のかかり方としても重要な課題があり、行政の役割の見直しとともに市民との協働という視点からの検討が必要であると考えております。

これらの措置については、社会教育、社会体育施設を利用していただいている市民の皆様

は非常にご迷惑をおかけするところでございますが、市民、関係団体等の方々のご理解とご協力を切にお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 医療費半減に対する考え方と今後の政策について、市長、助役からの回答をということでございますが、私の方から回答させていただきます。

体育施設減免処理、健康づくりの見直しの関連の中で、医療費の半減に対する考え方はこのご質問は医療費適正化の取り組みをいかに進めていくのかというお尋ねであろうかと存じます。

国民健康保険の被保険者の方々が健康でいかに元気に日々の生活ができる環境づくりが求められており、今後も国保年金課と保健センターがより一層協力連携しながら健康づくり事業や保健事業を進めてまいります。

これらの事業を実施することによって市民の方が健康になられることが、結果として医療費の適正化につながるものと考えております。

健康日本21では、生活習慣病の予防に重点が置かれております。本市でも、誕生月健診の実施、その結果に基づきます生活習慣、食生活の改善、運動の指導や健康教室等の各種保健事業を実施するなど、市民の生活習慣病の予防対策に努めております。生活習慣病の改善には市民の方の健康に対する意識の向上と実践が重要と考え、今後も継続的な健康教育や健康相談を充実していきたいと考えております。

健やかで安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、太宰府市地域保健計画実施計画に基づいた、生涯を通じた健康づくり事業は、各種団体や組織の協力を得ながら取り組むことが最も大切であると考え実施いたしております。

また、健康づくりの啓発事業としては、3か月に1度、南隣保館、南小学校、文化ふれあい館におきまして乳幼児の身体測定、育児、栄養相談や成人、高齢者の血压測定、尿検査、保健、栄養相談などの健康相談を実施し、あらゆる世代の健康づくりの対策に今後も努めてまいります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） この体育だとか文化施設、そういうものについての減免が廃止されると。これを一度に廃止するんじゃなくて、5年間ぐらいかけて順々と減免の措置の率を下げられないのか。そういうことによって、また考え方も変わってくるんじゃないかと、一つがですね。

それからもう一つは、その館でないところ、外での競技ができる場所は現在観世音寺でテニスコートを使用しておりますが、ああいう自主的な管理の方法をとられたらいかがなものかということではありますが、その点についての考え方を。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 5年間ほどかけて段階的に減免率を下げていってはどうかというご提言でございますが、今回減免制度の見直しに当たりましては、極めて厳しい財政状況等から平成17年10月1日から実施をするというところでご理解をお願いをいたしておるところでございます。

それから、2点目の外での施設については自主的な運営ができないかというご提言でございますが、平成18年から指定管理者制度にも移行をしまいらいますので、ご提言も含めて検討をさせていただきたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） ちょっと減免のあり方については財政の方がいいんじゃないですかね。ちょっとそういうふうであわせて聞いてみますけど、この休館をすることによって大体どれぐらいの収入になるのか。減免をすることによってどれぐらいの金額になるのか、それも含めて。

そそで、一遍に減免を廃止するもんだから、皆さんはびっくりしてあるんですよ。それを1割ずつぐらい下げたら、また自覚の仕方も違ってこようと思えますし、市民の考え方も恐らく、やはり変わってくるんじゃないかなと思うんですけど、今のところちょっとみんな戸惑ってありますから、その点あわせてお願いします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 減免のやり方にはいろいろその手法があるだろうと思ってます。

私は、午前中申し上げました4つの視点から今回見直しを行ったということでございます。5年で少しずつ減免の率を下げていくというような方法もやっぱ一つの方法だろうと思えますけども、やはり今こういう状況の中で本当に対費用効果の面、あるいは受益者の負担の原則等々を考えますと、やはり早急に是正しなければいけないんじゃないかなっていうふうに考えておまして、この件が、実を言いますと利用されてる方が特定されてるんですね、定期的使用されてる団体ということで。ですから、もう少しこう私たちの今となつての反省でしょうけども、理解の説明の仕方が少し悪かったのかなあと思えますけども、私たち今、私が考えてる4つの視点から十分広がって説明すると理解していただけるんじゃないかなというふうに、気がしております。利用する団体に対しても今後は私たち、やはり大事なことでございますので、文化の面あるいは体育の振興の面からもしっかり支援をしていきたいという気持ちがございます、どうもその辺が減免することによってもう市は知らないというようなふうに感じておられた面もございまして、その辺を今後は強調して、やはりこう協働してまちづくりをしていくという視点の中からご理解を今後はいただきたい、進めていこうとそういうふうに考えております。

減免の額そのものがどのくらいになるのかということで、当初予算では480万円ぐらいというふうなことを議会で申したと思えますが、いろいろ、いろんなことを調べてますと、今約

1,000万円を少し超すのではないかなという感じがしております。その辺は、また今度は必要な部分についての補助というようなことを考えておりますので、それからどうなるかっていうことはありますけども、まだ正確にはその辺がつかめておりませんので、その辺の金額ではないかというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 利用者が限られておるということは、結局団体で使っておるからそうだと。しかしながら、市の行事だとか、そういうことをする場合にはそういう団体に一番にお願いするというような結果にもなって、持ちつ持たれつの関係だと思っております。

今、金額についても1,000万円超すと、超してもいいんですよ、病人をつくらなければいいんですよ。あるいは認知症の方をつくらなければいいんですよ。そういう人ができることによって300万円、1,000万円はすぐ出てくるんですよ。そういう団体で皆さん、わいわいがやがや言うことによって毎日の生活が楽しくなるというようなことも考えられますので、この減免措置については年度減というものを検討していただきながら、これは要望しておきます。

ひとつ、今後も市民の健康づくりのために、10月まで時間ありますからよく考えていただいて、実施に踏み切っていただきたいと思っております。

以上。

3問目です。

議長（村山弘行議員） 3番目、機構と勤務評定。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） まず、機構と勤務評定についてご回答申し上げます。

まず、介護保険事業の住宅改修関係ですけども、所管は、私はしとりませんけれども、もう一緒にお答えしていきたいと思っておりますが、要介護者の状況を最も把握してるのはだれかと言いますとケアマネジャーですね。現場に入ってる方です。このケアマネジャーが本人の要望を受けながら必要な改修場所、内容、方法、そういうことを判断をしまして、そしてこういうような補助金が必要ですよってなことを申し込みます。これを技術者が、私どもの技術が入るっていうことになると民民の關係に技術者が入ってこうだ、ああだという形になります。それにはちょっと非常に難しいのでございますけども、いずれにしましてもその人の健康状態、歩けるのか、どんなことができるのかできないのか、そういうことをやはりつかむのはケアマネジャーが一番実態を知ってますので、そちらの判断が一番有効ではないかと思っております。ただし、いろんな不満があるというふうなお話でございますので、要介護者の説明不足があるとすれば、今後は十分にその辺のわかるような説明を指導していきたいと、そういうふうに考えております。

次に、社会の進展に応じた体制づくりのため、職員の人員配置を見直すべきだというご質問については、ご指摘のとおり、その時々々の社会情勢の変化を踏まえながら、対応すべき行政需要の範囲、それから施策の内容、手法について改めて見直しを行い、適正な定員管理に努めて

いるところでございます。

次に、勤務評定の採用についてですが、平成15年9月議会の時点で、これは私から申し上げましたけれども、国は平成18年度を目途に新評価制度に移行するというふうに予定の通知が参って参りました。それについて、恐らくこういう形になるであろうということで、今後はそういう検討を進めていきたいというふうに議会で、私申し上げて参りました。しかし、本制度の構築に向けて調査を私たちがすると言っておりましたけれども、現在までに、どうも公務員の共闘会議とかいろんな関係団体との調整がスムーズにいかずに、具体的な内容はまだ示されな
いままに現在至っております。しかしながら、新聞報道によりますと、現行制度の枠内で改革を進めるとい
うふうに考えられて参りまして、今年度の人事院勧告の中で触れられる可能性が大きいというふうに考え
ます。かなりの大きな改革の人事院勧告が出るというふうに予想して参ります。

いずれにいたしましても、現時点ではまだはっきりして参りませんので、今後国の動きを注視しながら進めていくことが重要であるというふうに考えて参ります。

なお、実施に当たりましては国に準ずるといのが太宰府市の基本姿勢でございますので、国がそういうふう
に改革を行えばそれに沿った改革も太宰府市の方としては行っていくべきだと、そういうふう
に考えて参ります。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 先ほど、要介護の問題でケアマネジャーとの絡みでということと言われ
ましたけれども、私は公金を出して参る以上は、やはり行政の方でチェックする義務があると思
うんです。やはり、使われないような施設ができたりして参るといことは、ケアマネジャ
ーが言われるとおりという感じになって参りますので、やはり技術的な面があると思
うんですがね、そういうところでもう少し公金というものを大切に参らうために、こ
ういう今の縦割り行政をもう少し動きやすい体制にすべきと思
いますが、その点の考え方は。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 先ほど言いましたように、私もそのケアマネジャーの本来の仕事等がわ
かりませんが、補助金を出すということですよ。2割の補助金を出して参ります。それにつ
いては、やはり私どもの方で確かに要介護者のために使われる施設をつくったのかどうか、そ
ういう確認をしてやはり検収というんですかね、それをしながら補助金を出して参ります。こ
れはですね、私が答えてあれですが、本人からの申請で上がってくるんです。本人がこうし
たいという形で上がってくるんですね。それに対してやはり必要であるかどうか、むだなも
んではないかどうかという審査をして、補助金を決定して補助金を交付します。そのと
りされたか
どうかということですよ。ですから、これはだれかがつけてやって、はい、お金をくださいな
んてい
うことじゃなくて、本人がこういうように困ってるんでやりますよという内容で上が
りますので、そのチェックはやはり職員がして参ります。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） はい、どうも済みません。

この問題は、午前中武藤議員から国保と納税課の問題も出ておりましたし、そういうやはり2つの課に相談したり、あるいは今回の場合はケアマネジャーと市の方との絡み、そういういろんな問題点がありますので、もう少しこの機構のあり方と仕事の内容を検討してもらいたいと、時間ありませんから、これは宿題的に申し上げておきます。

それから、勤務評定につきましては先ほど部長言われましたように、恐らく今度の人勤は多岐にわたってるだろうと思いますので、やはり勤務評定することによってやる気があったり、いろいろもう出てくると思いますので、ぜひともそれを含めて今後の行政に携わっていただきたいと思います。

これをもちまして私の質問を終わらせてもらいます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、4番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔4番 橋本健議員 登壇〕

4番（橋本 健議員） ただいま、議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の2項目について質問させていただきます。

まず、1項目めは、公共施設使用料減免措置廃止の事前説明についてお尋ねいたします。

公共施設における使用料金減免措置の廃止については賛否両論ございますが、私が今回訴えたいことは減免措置廃止の是か非かではなく、執行部の初動のあり方、その取り組む姿勢について大いに反省をしていただきたいということでもあります。

さきの3月予算特別委員会におきまして、財政悪化の事情により、公共施設の利用団体につきましては使用料金を一律にしたい旨を伺いました。すなわち、体育協会や文化協会所属の加盟団体やサークル及び同好会の使用料金の減免を廃止するという説明は余りにも唐突であり、施設利用関係者の意見も聞かず、ただ執行部の一方的な説明に対し憤りを覚えた議員や職員の方も多かったのではないのでしょうか。

体育協会や文化協会、さらに社会教育関連団体である補導連絡協議会や、小学校を拠点とした南小アンビシャス団体、また太宰府市民吹奏楽団、宝満太鼓など約5,000名以上の利用関係者を対象とした今回の見直し策は、太宰府を愛し、また文化とスポーツを愛する者にとって大変影響が大きく、これに伴って自主運営が厳しさを増し窮地に立たされるという団体も数多くあります。事前説明のない行政執行部のやり方に感情論が優先し、これでは体育協会や文化協会に所属している必要はないと主張されているところもあり、本部組織から脱会する団体が出てくるとも懸念されます。減免にあやかっていた団体の方々は、そのお返しとして本市主催行事である市民政庁祭りに積極的な協力と奉仕の心を持って警備や交通整理、会場案内、市民の参加動員など、イベントを大いに盛り上げ、太宰府市の縁の下の力持ちとして貢献されているわけであります。過去十数年間、ギブ・アンド・テイクという、お互いに支え合う円満な関係にありながら、組織団体を軽視した今回の説明のあり方にはどうしても納得できません。

ここではっきり申し上げたいことは、減免措置の廃止についての説明は、まず、いの一に組織の長である体育協会長や文化協会長、あるいは補導連絡協議会会長などに対して事前説明をし、なぜ理解を求めようとされなかったのか、甚だ残念でなりません。次のステップとして体育協会や文化協会傘下の各同好会、サークルの代表者に招集の働きかけをし、例えば今回の減免廃止の件は、まず指定管理者制度の導入へ向けての整備であり、財政事情の悪化も手伝ってやむなく英断をくださったのでぜひともご理解いただきたいといったような説明であれば、行政に対する反発した感情や憤りは和らいだはずだったのではないのでしょうか。こういった確固たる事前の理由説明のアクションがなかったがために、文化協会では減免の言葉だけがひとり歩きをし、会長は知っているくせに行政から口止めされ隠しているという疑いをかけられたり、定かでないうわさが会員同士に飛び交い、それぞれが疑心暗鬼になるという混乱を招いているということをご存じでしょうか。とっぴなやり方が現場を混乱させ、感情的な対立を生み出すのです。

昨年の都府楼保育所民間移譲問題のときも事前の説明不足で大変紛糾いたしました。今回の行政執行部の方々に望みますことは、今後二度と同じ轍を踏まないよう、現場の意見を聞き、現状を十分に把握された上で、行政としての考えを余裕を持って事前説明していただきたい。そして、むだな時間と労力を避け、混乱回避のためにしっかりとした手順を踏んで進めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。助役のご回答をお願いいたします。

2項目めの今後の地震対策について質問させていただきます。

玄界灘を震源とする福岡県西方沖地震が去る3月20日の日曜日午前10時53分に発生、福岡市と佐賀県南部では震度6弱、マグニチュード7.0。太宰府市は震度4でありましたが、数字以上に激しい揺れであり、だれもが身にしみて地震の怖さを体感されたことだと思います。ブロック塀の下敷きになって亡くなられた方や負傷された方々、また天神地区のビル街には444枚の割れたガラス片が散乱したり、ビルの亀裂やマンションの壊れた渡り廊下、地割れが起きたシーサイドももち海浜公園など、大きな被害に見舞われました。

また、今回最大の被害はご承知のとおり人口700人の漁業の島、玄界島で大多数の家々が損壊しました。玄界島の住民の皆様に対して、この場をおかりしまして衷心よりお見舞い申し上げます。その後も体に感じる軽度の余震は続いておりましたが、福岡県西方沖地震から1か月後の4月20日水曜日の午前6時11分に、これまた不安をあおる大きな余震が発生。同じく太宰府では震度4、マグニチュード5.8という大きな余震でしたが、福岡県では負傷者41人、倒壊、一部損壊が279棟で、前回の地震で崩れかかったものに拍車をかけるという結果となってしまいました。福岡管区气象台では、余震の回数は減少傾向にあり、終息に向かうという発表も出されているようですが、まだ不安が払拭できない方々が大多数ではないかと思えます。

昨年、10月23日の夕方に発生しました新潟中越地震では、震度6強で死者40名、負傷者4,522名、家屋の全壊2,801棟、半壊1,534棟という甚大な被害に見舞われました。安全地帯であった北部九州の方々は、新潟、中越の地震被害に同情こそすれ、正直申しまして、これまで

他人事でしかなかったものが、実際に激しい揺れを身をもって体験し、初めてその恐怖が実感できたのではないのでしょうか。

本市におきましては、先日の全員協議会の場で被害状況の説明報告をいただきました。人的被害や住宅の被害など多少ございましたが、私がここでお尋ねしたいことは、文教施設である各小学校及び中学校の体育館の安全についてであります。

九州、山口において、マグニチュード6程度の地震を引き起こす活断層が数百か所も存在していると言われております。いつやってくるかわからない地震に対し、早急の安全確保が必要だと思われまます。二次災害をこうむらないよう地震災害の安全対策の一環として、避難先の小学校と中学校の体育館の耐震診断と補修補強をぜひとも実施していただきたいと思いますが、行政としてどのようにお考えでしょうか。ご回答をお願いいたします。

以上、2項目につきまして、件名ごとのご答弁をお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後2時00分

~~~~~

再開 午後2時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 助役からの回答ということでございますけども、まず私の方から回答させていただきます。

公共施設の減免廃止につきましては、実は平成16年度の予算を組むときに非常に大きな三位一体の改革がございまして、6億円という財源不足が出てまいりました。そういうことから考えますと、これが解消する見通しはございませんでしたので、平成17年度予算編成におきましては、平成16年10月に編成方針を出したわけでございますけども、そのときにはすべての歳出の見直し、あるいは歳入の見直しをするようにということ、特に手数料、使用料については住民負担の公正があるのか、あるいは受益者負担の原則にのっとった利用料金になっているのか、経費を含めて見直しを行ってほしいということの、市長からの編成方針が出されておりました。それについて、いろいろ歳出の削減は議員の皆さんにも痛みを分けていただきましたように、かなりの絞り込みを行いましたけども、歳入の方はなかなか進まない状況でございました。しかし、それにしても予算が組めないということでございましたので、やはり総務、財政部門の方から少し受益者公平の原則からある程度の改正をしてほしいというようなお話をいたしました。それが、最終的に4月にそういうふうな指針を出しました。ですから、それから橋本議員言われますように、まずは協会の代表であります事務局を通して関係課よりも4つの視点、これはもうくどくど申しませんが、いろんな4つの視点を通して理解を十分求めるようにということで、お願いをいたしておりました。

私ども、かなり協会、文化協会、あるいは体育協会、それぞれ市のいろんな応援、持ちつ持たれつというお話がありましたが、そういうことで関係はできてるのではないかということで、団体も限られておりますので、理解は得れるだろうなあということも考えておりましたけども、結果的には皆さんに迷惑をかけるような形になりまして、十分に説明はしましたけども理解を得ることができなかったという形で今回まで来ているところでございます。

そういうことでございまして、2度も3度も同じ轍を踏むなということでございますので、私どもそういうつもりで今後説明してまいりたいと思っております。

特に、文化協会あるいは体育協会、あるいは社会教育団体の方々が先ほどの回答で申しあげましたように、支援をもうやめるのではないかというふうなことがですね、この減免についてどうも何かそういうふうに感じられてる状況もでございます。今回初めて私もいろいろな方とお話しする中でそういうことが見えてまいりました。太宰府市も、やはり文化振興あるいは体育振興、いろんな市の行政運営にはこれらの団体、社会教育団体の必要性は十分認識いたしております。

そういうことで、今後同じような補助ができるかどうかわかりませんが、補助もしていきたいし、あるいは今回会場の使用料について公益性があるものについては、会場使用料も上乘せして補助をしていきたいと、そういうふうな考え方を持っております。3月議会後、今日まで団体の代表者、代理人等々いろいろお話をし、説明をしてまいりました。まだ、完全な十分な理解というふうには至っておりませんが、施行時までにはもう一度市の考え方あるいは相手の意見も聞く場もありましょうけども、十分に説明して理解をいただいきたいと、そういうふう考えております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ただいまのご答弁、わかるのはわかりましたんですが、私がやっぱり申し上げたかったことは、こういったことはじっくりとそれぞれの組織の長がいらっしゃいますので、その方々にですね、しっかりとお話をさせていただいて、その傘下の同好会、サークルの方にまた改めて説明をしていくという、必ずそういった方法、手順を踏まえての事前説明を今後ともしていただきますよう、よろしく願いいたします。

さて、3月予算特別委員会では、減免廃止については我々議員からの反対もありました。当初7月1日が3か月先送りの10月1日からの実施という説明もいただきました。先ほどの松永部長のご答弁にもありましたけども、もう一度再確認させていただきますが、実施は10月1日から変更ございませんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 3月議会で申し上げましたように、10月1日を施行日と考えまして十分に説明をし、理解を求めていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） では、実施までに3か月半ほどございますが、目下体育協会から陳情書

が提出されておりますし、また現在反対の署名活動が展開されていることはご存じのことと思います。体育協会をはじめ、文化協会などへの減免廃止の説明は今後どうされるおつもりなのか。その予定がございましたらお伺いしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 3月議会で実施日を10月1日というふうに、市の方針として説明をいたしておりますので、それに基づいて体育協会等十分な説明をしていきたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 説明をしていただくというご答弁ばかりなんです、その減免措置の廃止についてですね、いつ、だれが、どのような形で説明に当たられるのか、具体的にお教えいただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 3月議会までの経過といたしましては、体育協会の役員会に減免の廃止の方針を説明いたしました。それで、2月の体育協会の役員会後に社会教育関係団体の責任者へ電話や直接お会いをしまして減免の廃止方針を説明いたしました。その時点では、体育協会の事務局からの連絡等で、既に多くの種目団体の周知が図られておったという状況がございます。また、2月の下旬の体育協会の役員会、理事会の方には私自身出向きまして理解を求める説明をさせていただいた後、3月の役員会にも再び出まして理解を求めたという経過がございます。それで、内容等については、体育協会の役員さん等もう十分ご理解をいただいておりますので、今後も引き続き種目団体等へ社会教育課を通じ説明をしていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） もう過去の経緯は、もう過去は過去としてですね、もう結構なんです。今後どうするかということ、私はお尋ねしております、特にですね、文化協会についてはどういうふうな説明をされているのか、まだされていないのかですね。されていなければ、いつ、だれがされるのか、その辺をお答えいただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今、利用料金、使用料については、私が大体述べましたけども、あと利用についての公益性があるものについての補助の方法、これについてはいろんな活動団体の内容がございまして、今それを取りまとめているところでございます。これは6月いっぱいまでぐらいには、それを大体こんなふうでっていうようなことの最終的な結論出そうと思っておりますので、今度は支援する内容をきちっと固めて、そしてまた最初から減免についてはこうだ、あるいは支援方策についてはこうだというふうなことをもって、橋本議員言われるように、まずは代表の方に説明を申し上げて、それからその下の加盟団体等々に説明、理解を求めると、そういう形になるかと思っておりますので、そういう形でもう一度フィードバックをして、最初からきれいに太宰府市の方針あるいは太宰府市の置かれる状況も含めて、今後は理解を求めてい

きたいと、そういうふうを考えております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 減免廃止についてはですね、まだ各同好会とかサークルの末端の会員の方々はですね、納得してないという方が多いんじゃないかなと思っております。ですから、そういう団体、同好会などございますので、その約3か月半の間にですね、行政としてしっかりとしたお考えを明確に示していただければと思っております。

それで、午前中は武藤議員の質問の中でご回答いただきましたけれども、こういった対象者が支援をいただけるのか。一律に減免を廃止、一律にするということでございますけれども、例えばですね、ジュニアとか、それからスポーツ少年団、こういった団体に対しての減免措置は従来どおりなのか、それとも一たんいただいた上で後で支援するという形なのかですね、その辺ちょっとわかりましたらお答えいただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 現在、大ざっぱに皆さんにお知らせしておりますが、今、取りまとめをしているところでございます。いろんな3月議会の議員の皆さん、あるいは会派のいろんな意見を取りまとめられた内容を見させていただいたり、あるいは市民の声を聞いたり、あるいは教育委員会という組織の方からもいろいろ提言をいただいております。それを取りまとめておるところでございますが、まずは青少年等についての、小学生・中学生についての料金のあり方等ともご提言いただいておりますので、今議会の終わるまでにはある程度きちとした取りまとめをして皆さんに提言しなきゃいけないんじゃないかというふうを考えておまして、最終的に市長、助役のトップの方の判断をもらってやっていきたいと思っておりますが、市民の声を大事にした結果になるように、皆さんに皆さんにお伝えできればなというふう考えております。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 先ほど、文化協会についてご質問がございましたので、私の方からお答えいたします。

文化協会の会長には2度ほどお会いしまして、減免廃止の理由等について説明をいたしております。その中で、役員会等でいつでも説明が求められれば、いつでも出向いて説明しますというお話をしております、会長としては、自分から下ろしてぜひまとめたいというような回答をいただいております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） わかりました。

いまひとつ、気がかりなのがですね、ちょっと具体的な団体名を上げますけれども、非行少年とかそういった取り締まりをなさっていただいております、本市に欠かせないですね、補導連絡協議会、この方々の公共施設利用についてはどのような扱いをされるのか、お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） ここで具体的に、いろんな団体が社会教育団体ございますので、ここだけ申し上げるということについてはちょっと誤解を生じますので、固めつつありますというのはその辺です。議会が終わる最終日あたりぐらいには、その辺の方向性あたりをお話しできたらというふうに考えておりますので、それまでで理解をお願いしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 今のお答えは何かちゃんと裏づけが、何とか支援をしていただけるといような感じに受けとれましたんで、ひとつよろしくお願ひいたします。

やはり、文化協会の傘下団体、それから体育協会団体、何百という数があるんですね、合わせますと。これらの団体の色分けっていいですかね、その支援をする、減免なし、支援する支援しないをですね、どういうふうにされるのか知りませんが、判定されるのか知りませんが、そういったもし仮に結果が出ます。200なら200という数の団体の支援ありと支援なしが出るとします。それははっきりさせるわけでしょ、一団体一団体。させられたら、その後その判定結果をどのような形でお伝えになるのかですね。

そういうお考えだろうと思うんですが、これ大変な作業だと思うんですね。一団体一団体をやっていくっていうのは、はっきりさせるっていうのは。そういう作業はされないんですか。200なら200という数の団体がありますね、文化協会それから体協団体。この一つひとつの団体を精査されるわけですね。そこで、手当てをするっていいですか、その支援する団体と、もう全く一般扱いだという団体と分かれると思うんですが、その辺の作業をこれから進められるんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 幾つかに区分できると思うんですね。

例えば、文化協会では春の祭典とか秋の祭典なんかしてありますよね。それについては、非常にこう皆さんの創作意欲がわく、あるいは振興させるっていうようなことでございますので、そういう大きな大会については支援をするとかですね。日ごろの自分たちの練習のための分については、これはもう一般の人たちと同じように料金いただくとかですね。そういうふうな幾つかの区分があるようでございます。特殊な分もございます。

先ほどのボランティアの青少年の補導連絡協議会というのは本当にボランティアでやっている部分もございます。そういうふうな幾つかの色分けがございまして、こういう団体についてはこういうふうにするよ、あるいは今言ったように年間1回か2回の発表会の際の会場使用料については幾らか補助するよとかですね。そういうふうな区分をしたり、幾つかのパターンがございまして、そういうことを取り決めまして、先ほど石橋部長が言いましたように、会長を通して各団体に上げていくと。ですから、あなたは幾ら、あなたは幾らですよっていうことじゃなくて、こんなふうな市のために催し物をしていけば、それは公益性があるから補助を必要に応じてやっていこうとか、そういうふうなことを示したいと思います。後は、

それに従って補助金の申請という形になるかと思しますので、そういうふうなことで示していきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） その整理されたものを私たちの議会、議員にはいつごろまでに報告をいただけるのか、お願いいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 報告を求められれば、施行日までにはお渡しできると思います。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 今もちょっと混乱状態にありますよね、末端の方々には。今後私たちも尋ねられたときにどういうふうな説明をしていいのかですね、何か行政としては考えていただいていますよという期待を込めて言っているのかですね、いやもう余り期待せんでよと言っているのか、非常に返答に困るわけですね。ですから、もう少しこうはっきりした形を早目に私たちにもお教えいただければと思っておりますが。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） いましばらく、議会の終わる日に方向性を私は皆さんにお伝えしたいと思しますので、ちょっともう少し協議内容が必要でございまして、そのときには市はこんなふうを考えているんだなあということがわかるような内容にしたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ぜひ、より具体的な報告を期待しておりますので、ひとつよろしく願います。

減免措置廃止の事例説明について、壇上ではですね、大変辛口発言をさせていただきましたけれど、今回減免問題では、行政の担当窓口の方も大変苦情が殺到したのではないかと予想されますし、上層部でよかれと思って決めたことが、行き届いた細かい配慮がないために現場や末端の者が迷惑し、かなり混乱します。

また、十分な事前説明がないために、代表者は軽視されたような感覚に陥ります。これが重要な政策であればあるほど市民感情をあおり、必ずや市政批判となって返ってまいります。せいては事をし損じることわざにもありますように、物事を決め断行する場合は現場の状況を的確に把握し、また現場の声を反映できるものは採用していただきたい。そして、上層部で時間をかけて練り上げたものを対象者へ事前説明するといったことを心がけていただければ、多少反対意見はあっても対立、混乱、紛糾といった激しい波風は立たないものと思います。過去にも執行部からいきなりの説明というケースがたびたびあったと伺っております。同じやり方、同じスタイルはもう辟易です。我々議員も当事者から相談を持ちかけられ、大変苦勞いたします。今後は混乱の種まきをされないよう、重ね重ねお願いしておきます。

以上、行政経験豊富な執行部の方々に、まだ年数の浅い議員が生意気なことを申しまし

たが、これまで丸2年間で感じたことを率直に発言させていただきました。まあ新人のたわ言と思って大きな気持ちで受けとめていただければ幸いです。

では、今後の地震対策についてのご答弁をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 今後の地震対策について、小・中学校の地震対策、耐震診断の状況についてお答えをいたします。

議員お尋ねの災害発生時などの広域避難場所となります小・中学校の体育館の耐震診断につきましては、本市には11校の小・中学校がございますが、昭和56年に建築基準法が改正をされまして、新しい耐震基準により建築をしました昭和57年の国分小学校、昭和59年の太宰府東小学校、昭和60年の太宰府西中学校及び昭和62年の太宰府東中学校の4校は耐震基準を満たした学校となっております。その他の7小・中学校につきましては、平成13年度に水城小学校及び太宰府中学校の体育館につきまして耐震診断を実施し、診断の結果水城小学校につきましては、平成15年に営繕工事として補強工事を行っております。他の学校の体育館につきましては、耐震診断が実施できず今日に至っております。しかしながら、今回の福岡県西方沖地震などの発生を受けまして、診断が必要な太宰府小学校、太宰府南小学校、水城西小学校及び太宰府西小学校の4校、並びに学業院中学校の体育館につきましては、体育館が持ちます耐震性能について診断するため、今議会に補正予算を計上させていただいたところでございます。

今回耐震診断を実施いたしまして補強工事や補修の必要性が出てまいりました場合は、財政担当部局と早急に協議を行い、地震対策を講じたいと考えております。よろしくお願いたします。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ありがとうございます。

耐震診断については後ほど再質問させていただきますけども、今回3月20日と4月20日の地震がございまして、各文教施設がちょっと傷んだところが出てきたと。で、復旧できた施設とこれから工事をするという施設と、ちょっとお教え願いたいと思うんですが。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 3月20日の地震による被害の中で、緊急に復旧工事を要しました水城小学校体育館の一部天井落下と、南小学校体育館天井ほか校舎のひび割れなど3小・中学校約200万円分につきましては、平成16年度の予備費を充用して災害復旧工事を完了しました。そのほか水城西小学校体育館、校舎のひび割れなど5小学校、2中学校など復旧工事約400万円分は、今回の補正予算で計上をさせていただいております。

次に、4月20日の余震による被害でございますが、復旧工事を完了したばかりの水城小学校体育館の一部天井が再び落下をいたしたのものや、太宰府中学校武道館屋根がわらの応急復旧工事など緊急を要しましたものにつきましては、今度は平成17年度の予備費約300万円で対応をいたしております。そのほか、太宰府西小学校や東中学校などにつきましては合計で546万

7,000円、今回補正をさせていただいておりますが、その中で復旧工事を行うようにいたしております。

また、国の公立学校施設災害復旧費負担金、いわゆる補助事業に該当したものは本震と余震を合わせまして5件、363万1,000円が、またそのうち平成17年度分といたしましては302万7,000円が対象事業費となっております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 先ほど確かにご答弁にありましたように、地震災害復旧工事費で補正予算に計上されております。今回の大体文教施設の工事費は1,000万円ぐらいですかね、合計しますと。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 学校関係が546万7,000円でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 済みません。福岡県では公立学校や文化財、道路、河川など1,266か所のうち約半分が応急措置がとられ、完了した復旧工事は約2割の267か所という報道がございました。それで、工事の遅れている原因の一つに、国の補助を受けて工事に係るケースが多く、今月から国の査定が本格化するそうでありまして、本市も例に漏れず補助を受けての復旧工事もあるかと思えます。

そこで質問をいたします。

これから梅雨に入るわけですけれども、文教施設の工事がすべて完了するのはいつぐらいになりますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 今回補正予算をお願いいたしておりますので、その後契約等に入っていきます。また、児童・生徒がおりますので、夏休み中の工事になる部分もあるかと思えますので、夏休みが終了するまでには完了するものと思っております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） できるだけですね、また地震が来たり、あるいは今回また7・19じゃございませんけれども、ああいった大水害、こういった危険性もありますので、ぜひ早目の対応をお願いしておきます。

ここで本題であります体育館の耐震性、これについてちょっとお尋ねしたいんですが、壁とか基礎のひび割れ、またコンクリートの強度、さらに建物のバランスなど、いかに地震のエネルギーを吸収できるかという耐震性能について調査していただけるものと思っております。体育館の耐震診断については教育費の施設整備関係費の中で、先ほどもご答弁ありましたように4小学校と1中学校、計5校、約1,000万円の補正予算が組まれておりましたが、今議会承認後、いつから耐震診断が始まり、また終了予定はいつなのか、これも今後の見通しをお聞かせ

いただければと思っております。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） これも答弁が重なりますけれども、今回6月議会で予算をご承認いただいて、それから契約事務、実際の診断ということになるかと思しますので、実際に診断に入るのは早くて7月というふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） これも早目の対応をぜひひとつよろしく願いしておきます。

昭和56年に新耐震設計法の導入の建築基準法施行令が改正公布された。その後時代に応じた基準を柔軟に盛り込む改正がたびたび行われております。特に、平成10年の改正は、平成7年1月17日5時46分に発生しました阪神・淡路大震災を契機に厳しい規定改正がなされておりますが、本市におきましてあと残りのですね、3小学校、3中学校、これはもう以前にやったんだとおっしゃってますが、今後どうされるのかお尋ねしたいのですが。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 先ほど今回の耐震性能を検査するというところで、現在のところですね、一応そのところで、それから先についてはですね、もう少し計画的にやっていかなければならないと思っております。と申しますのは、現在は体育館の話をしましたけれども、また校舎の部分でもですね、幾分残っているところもあるんですよ。だから、先ほど申しましたように急いで体育館の部分を耐震、そして後工事が必要なら工事ということで話をさせていただきますとともに、今後のことについてはもう少し内部で協議させていただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） わかりました。

では、今回耐震診断の対象校5校になっております。診断終了後、新たに工事の発生する体育館も出てくると思うんですね。その辺をどうされるのか。安全な、そして安心できる避難先として行政ができるだけの努力をしていただきたいと思いますと思っておりますが、財政的に非常に厳しいのは本当に重々承知をしております。ただ、もし地震が来て避難した。避難したけれども、雨漏りで市民から批判を浴びると。こういったことがないように、各11か所の体育館の雨漏り点検及びその補修についてもこの際徹底していただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 体育館の雨漏りにつきまして徹底してというお話でございますが、含めまして十分な調査をしてまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） よろしく願いいたします。

7・19水害後ですね、大変立派な地域防災計画書が作成されております。その中に、地震に強いまちづくりも盛り込んであります。当然、市役所が対策本部になるかと思っております。

では、本庁舎の耐震性はどうか。また、本庁舎でライフラインが絶たれても二、三日は本庁舎の自家発電設備が維持できる仕組みになっているのかどうかお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 庁舎本体の耐震度につきましては、今回の地震におきましても全く被害は見受けられません。震度4程度であれば十分可能であろうという考えもありますし、地下についても現在のところ特に異常はあっておりません。

（4番橋本 健議員「（聞き取れず）」と呼ぶ）

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 大変失礼しました。

第1配備体制の体制状況というご質問だったでしょうかね。

議長（村山弘行議員） もう一回。

4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 再度質問させていただきますけども、本庁舎が当然対策本部になると思うんですね。そのときにやはり地震が起きてライフラインなんか支障が出ると。こういっただけに自家発電で2日ないし3日対応できるのかどうか。そういう設備を準備されてるのかどうかということをお尋ねしております。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 地下の方のいわゆる自家発電につきましては、今のところ対応できるという状況でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） いろんな情報収集とか、それから救助活動なんかもやっぱりそういう体制が本当の対策本部にできると思うんですね。本家本元が何にもできないようじゃ、これももう本当にパニックになるかと思えますんで、ひとつ初動態勢に支障がないように十分な備えをしていただきたいと思います。

地域防災計画につきましては、本部役員あるいは職員の皆さんは震度幾ら以上で庁舎に参集するのか。また、情報の収集と伝達。さらに消防、警察あるいは自衛隊と連携して速やかに人命救助、それから負傷者の救出、医療体制、消火活動、避難所開設と運営、そして緊急物資の供給など災害応急体制を統括できる本部の体制づくりが地震対策としてやや不足しているところもございましたので、この機会にぜひ地域防災計画書を見直していただきまして、再度ご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

今回、主にですね、避難先となる小学校・中学校の体育館に絞って質問をさせていただきました。2回の大きな地震、特に3月20日の地震には今までにない恐怖を味わいましたけれども、皆様方もきっと同じ思いであり、さぞ驚かれたことだと思います。地震に限らず災害の発生直後は、テレビニュースで必ずと言っていいほど体育館での避難された方々の様子が映し出されます。もし、仮に震度6以上の大きな地震が発生し時間が長く続いた場合、だれもがパニ

ックに陥るでしょう。そんなとき、少しでも正確な判断と冷静かつ機敏な行動がとれるよう、ふだんからの準備、予備知識が必要です。特に、地震直後は電話が不通となったり、あるいはつながりにくくなりますので、家族や親戚、友人、知人に対し安否を知る手段として171の災害用伝言ダイヤルの周知も必要だと思います。さらに、最近は携帯電話によるメール連絡も有効で、今新たに脚光を浴びております。

今回の福岡県西方沖地震を教訓に、耐震都市づくりと題し防災セミナーが開催されたり、一般企業においても地震に備えた防災マニュアルの作成や改定に取り組む企業も数多いという記事が掲載されておりました。その中で自治体に望むことは、通信、水道、ガスなどライフラインの強化が挙げられ、基盤整備に関心が高まっておりますので、行政として本当に地震に強いまちづくりを目指さなければなりません。

また、市民への安全、安心対策として、本市の総務課から発行されておりました避難先や防災グッズについて記載された防災避難先マップがあります。ここに、これですけれどね。こんなのが本市で作成されております。先ほど午前中の答弁では防災マニュアルなんかを作成することを検討しようというご答弁がありましたけれども、財政難の折、これをもう一回再度広報なりそれからホームページで市民の方へ周知徹底を図っていただければと思っております。

いつどこで起きるかわからない地震に対し、自治体は市民の生命、身体及び財産を災害から守る責務があるわけですから、今回の地震を教訓に万難を排し、一人でも多くの犠牲者を出さないための地震に強いまちづくりの見直しと、避難先である体育館の安全確保を実現していただくことを強く要望いたします。

1項目めの減免措置廃止の事前説明については、しっかり受けとめていただきましたでしょうか。いずれにしましても、よく考えていただきますことを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、12番小柳道枝議員の一般質問を許可します。

〔12番 小柳道枝議員 登壇〕

12番（小柳道枝議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い2項目にわたり質問させていただきます。

まず初めに、生涯学習全般について質問させていただきます。

生涯学習とは、国民一人ひとりが充実した人生を送ることを目指し、生涯にわたり自ら学習し、必要に応じ、可能な限り自己に適した手段及び手法を選び、学校や社会の中で組織的な学習として行うだけでなく、スポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動など、いつでも、どこでも、だれでも、何でもと人々の生涯にわたる学習は様々であることから、学習者の視点に立って、国は生涯学習推進体制の確立と推進の組織化を進めています。生涯学習行政が、国、都道府県、市町村を通じ確立されていく必要があるとの考えにいたり、国においては昭和63年7月1日、当時の文部省の大幅な機構改革を行い、生涯学習局が

設置され、平成2年6月生涯学習の振興のための施策の推進体制整備などに関する基準が制定されました。平成3年には生涯学習審議会が発足し、生涯学習振興のための都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準が告示され、翌年平成4年には、今後の社会の動向に対し生涯学習の振興方針についてが答申されました。平成8年には地域における生涯学習機会の充実についての答申、平成10年には社会の変化に対応した今後の社会教育行政のあり方についての答申が行われ、平成11年には学習の成果を幅広く生かす生活体験、自然体験の充実を図るための方策及び青少年の生きる力をはぐくむ地域社会の環境の充実方策についての答申が行われております。

このような流れの中において、本市も平成9年に教育部局の中に生涯学習課が設置され、生涯学習係、スポーツ振興係が設置されたところでございます。平成14年には青少年の健全育成を図るため、青少年教育係も増設されました。青少年教育係は育成市民の会、補導連絡協議会、子ども会育成会連合会など、地域ボランティア団体等の連携により様々な事業の展開が図られてまいりました。

また、当時スポーツ振興係におきましては、総合型地域スポーツクラブの立ち上げに向かい、非常に大事な時期であったと記憶いたしております。そして、生涯学習係にはいろいろ端学習、まほろばネット、行政出前講座など気軽に受講できる行政講座がなされ、現在に至っていることはご承知のことと思います。

また、学園都市らしくキャンパスネットワーク会議を立ち上げ、市民を対象とした公開講座を開催されるなど、市民との交流が盛んに行われ、充実したかのように思われていたところでございましたが、平成15年10月に機構改革がなされたことにより、教育部局に設置されていた生涯学習課が突然と姿を消し、市長部局の地域振興課文化振興係へ移行され、市民サイドからは生涯学習のあり方が本当に見えなくなったように考えられます。

以上のようなことから、次の5点についてお尋ねいたします。

まず1点目は、本市における生涯学習振興、推進に関する基本的な方針と具体的なお考えをお伺いいたします。

2点目は生涯学習に関する現状。

3点目は社会教育と生涯学習との連携をどのようにお考えなのか。

4点目は生涯学習、社会教育の指導者等の配置や指導者の養成、育成はどのように行われているのかお伺いいたします。

5点目は、総合的な生涯学習の充実を図るため、新たな組織づくりの考えがあるのかお伺いいたします。

次に、観光地のトイレ整備と管理についてお伺いいたします。

本年10月15日に九州国立博物館が開館し、多くの観光客の来訪が見込まれております。観光地などのトイレ整備と管理は観光戦略の中でも基本的なことであり、太宰府そのもののイメージを左右するといっても過言ではないと思われれます。

そこでお尋ねいたします。

市内にあるトイレの整備、管理体制についてと、宝満山のふもとにある竈門神社内のトイレの整備、管理、また移設の考えと、障害者にも対応できるバリアフリーのトイレ整備などについてお伺いいたしたいと思います。

以上、再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 1点目の生涯学習推進について、ご答弁申し上げます。

平成15年10月の機構改革によりまして、生涯学習に関する業務を、市全体で生涯学習を推進していくため教育委員会部局から市長部局地域振興課文化振興係へ事務分掌を変更いたしております。移行に当たりましては業務の停滞がないように引き継ぎを行い、継続し対応しているところでございます。

次に、生涯学習に関する現状としましては、生涯学習推進基本計画に基づき推進しているところでございます。基本計画は目標年次を迎えており、現状に即した計画とするため、現在関係各課から今までの取り組みの成果等を取りまとめているところでございます。

次に、人材の発掘及び活用でございますが、まほろばネットの指導者に対する新規登録、講習、更新を行い、市民の学習要望に応じ紹介しており、現在86名の方が登録しております。また、行政出前講座につきましても申し込みが年間31件ございまして、担当課の職員を派遣しているところでございます。

次に、太宰府キャンパスネットワーク会議につきましては、大学等の情報や公開講座等を紹介する情報誌を年2回全世帯や福岡県内の関係機関に配布しており、公開講座等ではたくさんの市民の方々が参加されるなど好評を得ているところであります。また、各大学等の学生で組織します学生連絡会が昨年度充実され、学生たちの自主的な取り組みとしまして、地域住民との交流を進めていくため、今年度キャンパスフェスタ2005を来る19日日曜日に開催すべく準備を進めているところでございます。

次に、社会教育と生涯学習との連携につきましては、同じ建物の中に配置をいたしており、関係機関からの文書等については合議しながら連携を取っておりますが、事業につきましてはそれぞれの課で行っており、総合的なつながりが十分できていないという課題もございます。

次に生涯学習、社会教育の指導者等の配置や指導者の養成、育成はどのように行われているのかについてでございますが、人員の配置につきましては、業務内容等を勘案し配置いたしておりますし、指導者の養成、育成につきましては、まほろばネット事業に登録されたり、キャンパスネットでも各大学等に専門的な分野の人材が登録されております。いきいき情報センターにも人材登録されるなど、指導者は育てていると考えております。今後につきましても、現状を維持しつつ、市民一人ひとりが生涯にわたって個性的で多様な生き方が尊重される生涯学習社会の実現に向けて、各種事業や啓発を積極的に行い、市民がいつでも、どこでも、だれでも、何でも学べる社会の実現に向けて学習環境の整備を行っていきいたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） ただいま地域振興部長の方からご答弁をいただきました。その中で、今その答弁をいただいたんですけど、よく余りわからないところもあるんですけども、わかったところから再質問させていただきます。

まず、キャンパスネットワーク会議、これを立ち上げられて本当に充実してるなということに、まずもってお礼を申し上げたいと思います。それと同時に、キャンパスネットワーク会議が学生連盟ですか、今年になって立ち上げられまして、6月19日にそのイベントが行われると。本当に素晴らしいことだなあと。若い力がやっぱりこの太宰府のまちを潤していく。そしてまたそれが政府まつり等々で、イベント的ではなく本当に根づかせるような、何か方策、企画のお考えはまずございますか。そのキャンパスネットワーク会議、学生たちと地域との関連性のお考えはございますか。まずそこをお聞かせください。今後の計画です。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） キャンパスネットワーク会議の学生連絡会につきましては、まず何かをやるということ今回フェスタを開催しよう。それぞれの学校が得意な分野、サークル等が出られて、市民と一緒に楽しくもうということでございます。学生連絡会は今後、今回の催しをもとにしまして、広く太宰府市に浸透していくのではないかとというふうに考えておまして、既に市役所内部におきましては、市内の大学等のボランティアの養成をする場合は、必ずこの学生連絡会を通してお願いをしていこうというような申し合わせをしておりますし、それに学生連絡会も対応してってくれるのではないかとというふうに考えています。一つ一つではございますが、学校、大学等の接点が見出していけるのではないかとというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 今前向きな答弁と、そしてまた地域に根差した学生キャンパス、そしてまたキャンパスネットワーク会議の充実に取り組みされることをまずもってお願いしておきます。

あと、別の視点から考えるときに、生涯学習の考えと振興にかかわる行政推進の役割についてということでお尋ねしたいと思いますが、授業につきましては1960年、約昭和40年代からまず学校教育体制から社会学習体系への動きがありまして、昭和45年、ユネスコの第3回成人教育促進国際委員会にて提案された後、国際的に普及されたと聞き及んでおります。その後、昭和46年家庭教育、学校教育、社会教育、3者の統合を図るために、社会教育審議委員会の方から答申が出され、その後生涯学習、教育について人々の生涯を通して自己の努力を学ぶ場に向けての答申がなされているようでございます。その中で国においては、各市町村の生涯学習推進を行っていくためには、国、都道府県、各市町村の役割、それぞれの役割を課せると思います。住民の多様な学習需要に対応できるように、生涯学習行政として学習に関する市民

の自発的意志を尊重し、学習の機会の整備、学習情報の提供、学習と相談の充実とか、本当に市民に勉強する機会の場を与えられるようなそういう体制づくりは行われておりますでしょうか。もしございましたらご答弁ください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） キャンパスネットワーク会議の話ばかりになりますが、キャンパスネットワーク会議で費用を捻出しまして、春と秋に各大学での講座、それから催し物等のPRを行っておると。その中で十分生涯学習にも通じるものがあると考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 年に2回ぐらいこういうキャンパス便りってというのが全戸に配布されてまして、私もせんだって、つい最近なんですけど、アジア文化学科の公開講座に参加させていただきました。本当にいろいろな国際都市らしい、太宰府らしい、これは筑紫女学園大学のアジア文化学科の分だったんですが、その前にはやっぱり一番身近なところの犬猫の飼い方とか、一緒に歴史を散歩しましょうということで、学園と太宰府と市民が密着していることは十分に理解いたしておりますが、私はそこをお願いしたいのが、太宰府は歴史のまち、文化のまち、そして史跡が山ほどあると思うんですよ。そういう太宰府らしい専門委員、そういう視点に立った取り組み方、情報の提供、あそこで発掘できましたよ、こちらにいらっしやいませんか、そしてまた古都太宰府保存協会、そして文化ふれあい館、その辺の情報がちょっと薄いようにあります。そして、それを市民に提供できるようなそういう組織づくり、そしてまたネットワークづくり、小さい子どもから大人までいつでもそういう太宰府らしい、太宰府の特徴を生かしたそういう生涯学習の取り組みなどのお考えはございますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 先ほども回答の中で申しましたが、生涯学習基本計画がございす。その中で、それぞれの担当課がそれぞれの事業を興しまして、それぞれ生涯学習として講座を開いたり、講演会を開いたり、催し物を開いたりしております。その現在取りまとめをしておりますので、それを取りまとめた後に新しい10年の基本計画の中で、いろいろとまた織り込んでいきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 取りまとめていただいて、市民に身近に、本当にだれでもどこでも学べるような事業を啓発していただきたいと思います。

そこでもう一つお尋ねですが、平成15年に、先ほども読み上げましたけれども平成14年までは生涯学習係があったんですが、教育部局の方に。ところが平成15年10月1日後の太宰府市の行政機構図の中に、地域振興課へ移行されたとありますけれども、その中にあるのが地域振興課地域コミュニティ推進係、情報推進係、文化振興係とあるんですが、この中には生涯学習の文言が一つも見えないんですけども、どのように生涯学習を扱い、どのように進めてらっしゃるのか、改めて聞きたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 地域振興課の文化振興係の中に生涯学習に関することという事務分掌が入っておりまして、生涯学習を大きな一つの文化というとらえ方をして、文化振興係に位置づけたものと考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 文化振興係でいきいき情報センターにあるところですね。じゃあ今まで述べられましたいろいろなキャンパスネットワークの行事とか企画運営、そしてコーディネートをそこでなさってらっしゃるんですね。じゃあこの担当者はどういう方がなさってらっしゃいますか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 係長以下2名、参事がトップにありまして、担当が2名で行っております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） その私の記憶をたどっていきますと、この生涯学習課があった当時ですかね、これ平成7年ですが、生涯学習推進本部という規則もつくられ、その審議委員会も立ち上げられているようです。その本部長はたしか市長が本部長を務めるように規約にはなっております。そのような中で市長部局に移行したのは、このよりよい充実を図るためではなかったのかなと私は思うんですけども、私たち市民のサイドから見ますと、どうしてもその地域振興課文化振興係の中に2名の職員が配置されるとおっしゃっておりますけれども、その中をちょっと拝見いたしましてもほとんど1名の方が担当しているようでございます。昨年までは専用の職員さんが配置され、その中で取り組まれていたとは思うんですけども、本当にその地域振興の中で太宰府の重点施策と思われるのであれば、どうして生涯学習課、担当配置する係が消えたのか、その辺を教えてください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 教育部局から市長部局に来たときに、市長部局で広く全力を挙げてやっていこうということで、市長部局に位置づけられたものというふうに考えております。

また、生涯学習につきましては、生涯学習、文化振興係だけが事業をするものではございませんで、市の組織すべてが生涯学習に向けた取り組みをすべきというふうに基本計画にも載っております。それで、その道しるべとなったりチェックをするのが文化振興係でございますので、それぞれの担当部局で生涯学習について論議がされ、事業が進められているというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） じゃあそれぞれの課で生涯学習が個々に取り組まれてるんですね。じゃあそれを統括するところはどこですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 先ほども申しましたように、その取りまとめをするのは文化振興係でございます。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） じゃあその文化振興係の中に、やっぱりそれを指導、そしてまた何て言うんですかね、まとめていく、企画運営をなさるような資格を持った方たちもいらっしやいますか。ちなみに、社会教育主事とか基本的にはそういう方がなされていると思うんですが、今私が知る限りでは、社会教育主事を持たれた職員さんもたくさん中にはいると思いますが、社会教育主事をとられるには、やっぱりそれだけの専門の大学、短大、そして行政においては国が行います講習、30日から50日ぐらい通えばそういう有資格が得られて、そして生涯学習の充実、子どもたち社会教育の充実に取り組んでいかれると思うんですが、太宰府の中には大体そういう資格を持った方の配置、そしてその中で本当に市民と密着してる職員さんっていらっしやいますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 地域振興課の文化振興係にはそういう資格を持った職員はございません。ただ、現在の太宰府市の職員の配置状況からしまして、欲を言って人間を増やしてもらえない状況もございまして、これは全市的な組織でございますので、今配置された職員で120%、150%の力を発揮して頑張っていくしかないというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 少ない職員でそれを十二分に、そしてまた頑張っていくというご答弁でございますけれども、私はこの生涯学習というのは人づくり、まちづくりにつながっていく重要なポジションではないかと考えております。いつでも、だれでも、どこでも、そして専門分野の知識を持ちながら一緒に学んでいく時代が来ると思います。そして、この太宰府においては、本当に歴史、文化、いろいろな宝物が山ほどあるんじゃないでしょうか。それを利用し、そしてそれを活用し、観光資源としてつなげていくような生涯学習の道しるべをつくっていくべきではないかと思いますが、その辺どんなものでしょうかね。お答えできますでしょうか。まちづくりと地域コミュニティの関係を教えてください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 地域振興部の中にはまちづくり企画課がございまして、まちづくりを担当してます。都市計画も担当してます。それから、地域振興課の中には情報推進と地域コミュニティの係がございまして、まして、生涯学習については文化振興係で、これも地域振興部でございますので、地域振興部を挙げて取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 地域振興部を挙げてまちづくり、そして生涯学習の充実に取り組むというご答弁でございますので、大いに今後期待するところでございますが、やっぱり太宰府の3大プロジェクトでもあります地域コミュニティ推進を行っていくためにも、どうしてもこの

生涯学習、そして地域の方々のお力、そしてこれから高齢化社会を迎えると思います。ここに  
いる皆さん、私も含めたところでございますけれども、やっぱり昭和20年生まれ、もう後何年か  
しますとほとんどリタイアなさるでしょう。そういう方たちが本当に自分が住んでいてよかつ  
たね、自分の知恵が出せるね、専門色が出せるね、それが生涯学習の場ではないかなと私は考  
えております。

そこで市長、最後でございますが、私は市長に答弁を求めたのでございますけれども、どう  
ぞ未来に向かって、そして子どもたち、そしてこれからの生涯学習のあり方、太宰府の展望を  
一言お聞かせいただきまして、この質問は終わりたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 生涯学習の推進の問題でございますが、ご承知のように国におきましても高  
齢化社会、あるいは生きがい対策等々を含めて生涯学習の推進につきまして大きな柱としたと  
ころでございます。ご承知のように、生涯学習局の設置等があったわけでございます。それを  
受けまして、各地方公共団体におきましてもまちづくりの大きな柱といたしております。市民  
一人ひとりが今申されましたように将来の生きがい対策、あるいは生涯いつでも、どこでも、  
だれでも、何でも学べる、そういう地域づくりが必要かと思っております。太宰府市におきま  
しても、それぞれのセクションにおきます講座等とあるいは生涯学習、生涯スポーツ等々の市  
民の皆さんの組織もたくさんございますが、何よりも太宰府まちづくりの大きな柱として、歴  
史と文化、そしてまた自然を生かした大きなまちづくりの柱には生涯学習が欠かせないものだ  
と思っております。また、市民の皆さん方がそれぞれのお立場でいわゆる生きがい対策と申し  
ますか、元気で文化に満ちた明るい生活を送られるような雰囲気、そしてまた環境づくりには  
一生懸命頑張ったいと思っております。

議長（村山弘行議員） ここで15時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3 時24分

~~~~~

再開 午後 3 時40分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を行います。

地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 2点目のご質問に回答いたします。

観光戦略として、これまで市の実施計画で太宰府インターから天満宮までの間に整備してき
ております。また市内の公園にも水洗トイレを設置し、散策の方々にご利用いただいております。

この中で、大宰府政庁及び観世音寺前はバリアフリートイレを設置しており、太宰府館につ
きましてはオストメイト用トイレを設置いたしております。管理につきましては、それぞれ設
置場所の所管課が定期清掃を業務委託して維持しております。

ご質問いただきましたように竈門神社駐車場横にも設置しておりますが、現地の条件からく

み取り式で、また30年ほど経過し老朽化しております。清掃管理を委託している地元の方からは、近年の宝満山登山者の増加だけでなく、一部公衆マナーが欠けた使い方の人もあって、清掃に苦慮していると聞いております。できればバリアフリーの水洗トイレを設置するのが望ましいと考えておりますが、設置場所や給排水の問題等もあり、現在に至っております。

今後の観光地のトイレ整備として、いろいろな種類や機能のトイレを含めて、地元や竈門神社と改めて協議を行いたいと考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） このトイレの問題につきましてはですね、3月議会においても不老議員さんの方から増設、そしてまた観光客に対しての利便性を図ったトイレの件の質問が同じようになされておりますが、私の場合はちょっと史跡地にあるトイレとか、その管理体制をちょっとお尋ねしてみたいと思います。

今ここに太宰府の地図が、これはいきいき情報トレインという本がありまして、この中に太宰府市内のトイレが約十幾つですかね、史跡地にもあり、そして今答弁にありましたようにバリアフリーのトイレ、そしてとても美しい太宰府館の余り、目にも美しいようなトイレもございます。建物の中にあるトイレは維持管理がきれいにされていると思いますけれども、史跡地にある、点在しているトイレの管理は、先ほどのご答弁でいきますと所管が何か管理を依頼してるということですが、これは例えば文化財課であったり、学校教育課であったり、建設課であったりするのでしょうか。その場所によって質問を変えたいと思いますけど。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 文化財、史跡地内のトイレについてはそこを管理する担当課、それから公園に設置しておりますのは公園を管理する担当課がそれぞれ管理は行っております。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 史跡地のトイレにつきましては、教育部の方で所管をいたしております。くみ取り便所が2か所と水洗便所が5か所ございます。

清掃につきましては週3回のもので週4回のものでございまして、社団法人太宰府市シルバー人材センターの方に清掃の委託をお願いいたしております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 一番手近にありますのが観世音寺、政庁跡のトイレなんですが、この前観世音寺のトイレ行きましたら、本当地元の方もこれ以外にボランティアでなさっているようなところもございます。本当に心温まるというか、観光客を市民がきれいなトイレで迎えようという考えが見られてるようで、とても感動いたしました。そのような中で、これから太宰府は本当に先ほどから申し上げてるように10月15日に国立博物館が開館いたします。そのような中でトイレはやっぱり太宰府の顔だと思うんですね。私もいろいろここからのお客様や

らまた県外からのお客様がお見えになったときに、まず太宰府を紹介しようと思えば、私のコースで行きますとまず四王寺の頂上に行きます。それから北谷を通ってそして、内山の竈門神社の方に入り、それから参道、そして太宰府市内を見てもらうと。そういたしますと、そこで一番困るのが竈門神社のふもとでトイレはありますかと聞かれたときに、こちらとしては、案内する側といたしましてはちょっと次まで待たれんですかというふうには言わざるを得ないような状況があります。せんだって竈門神社のトイレをちょっと拝見しに行かせていただきました。そしたら、これがまだおてんとうさまも明るいいし、そしてとても空気の乾燥してるときでございましたけれども、車をとめて車からおりた途端にやっぱりにおうんですね。そして中を拝見させていただきましたけれども、八工はぶんぶん、そして電気はちかちか、そして掃除道具は確かにありました。それを見ましても、やっぱりあれでは掃除をなさる方も嫌だなあと本当に感じました。くみ取り式になってるようでございまして、そこでやっぱり考えたのは、竈門神社のあの辺は水洗トイレにはならないもんだらうか。これからの太宰府のイメージをよくするためには、どうしてもトイレの整備っていうのは必要不可欠だと思います。皆さん方、おうちにお客さんをお迎えするときに、まず料理のことは考えますけれども、家の掃除、玄関の掃除、トイレの掃除、そういうことから始まってお客様をお迎えするんだと思うんですよ。太宰府の観光地、そして国博をメインとする太宰府であれば、こういうところにお金をかけ、そして聞くところによりますと竈門神社は何か借地だということを知っておりますので、その辺を考えて、移設などのお考えはございませんか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 公共下水道が来れば早急につくりかえることは可能であると。宝満川水系の公共下水道に内山地区は入っておりますので、その幹線が伸びてくれば早急にはできるのではないかとこのように考えております。ただ、それまで待つと10年15年という時間を要しますので、合併浄化槽を設置して水洗トイレということになるかと思っております。十分その辺検討して、できるだけ早い時期に新しいトイレを設置したいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 初めてなんか今日とても前向きな答弁をいただいたように私は安心いたしました。これは間違いなく近い将来にバリアフリーも含めたところでその竈門神社さんとの話し合いの上に、お互いに早目に早目に、できれば明日というわけにはいきませんので、年内じゅうにでも取り組みをいただけたらと思います。

そこで、宝満山登山のお客様に対しても、外国から見えるお客様に対しても、本当太宰府よかったね、よかところがいっぱいあるねっていうふうにとらえていただけるようお願いいたします。今日の一般質問は終わりたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員の一般質問は終わりました。

次に、11番山路一恵議員の一般質問を許可します。

〔11番 山路一恵議員 登壇〕

11番（山路一恵議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い2点質問をいたします。

まず1項目めは、地域福祉計画についてです。

本年3月に太宰府市地域福祉計画が策定されました。地域福祉計画策定委員会による地域福祉計画の審議、策定と並行して、議会でも中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中で今後の推進に向けての調査研究を進めてまいりましたが、先進地視察などを行う中で痛切に感じたことは、地域コミュニティを確立することの難しさです。本市でも行政主体であった福祉の分野を住民参加型の、地域住民すべてで支える社会福祉にしていこうという方向性は早くから示されていたものの、これまで目に見えて進んでこなかった要因はそこにあるのではないのでしょうか。

地域福祉計画では自治会を小単位と位置づけ、地域福祉の推進を図ることが示されています。そして、実施計画では基本として地域コミュニティ推進プロジェクトとの連携を図ることが上げられていますが、ここで改めて市の地域コミュニティの基本的な考えについてお聞きし、推進プロジェクトとの連携についても現時点での考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

地域組織の仕組みづくりがうまくいかなければ、地域福祉計画は絵にかいたもちになってしまいます。そういう意味からも、まずは地域コミュニティの確立が最重要課題だろうと思えます。それで、自治区を福祉区と見立てて、自治会長を中心とした新たな助け合いの仕組みづくりを行うことについては基本的にはいいと思えますが、区によって活動にばらつきがあるのが現状です。様々な問題点があるでしょう。これから自治区への説明会などを実施されると思えますが、そうした周知期間など、今後の進め方についてのお考えをお尋ねいたします。

2点目に防災についてお尋ねします。

本年3月20日に発生した震度6強の地震は、九州では大きな地震はないと思っていた私たちに大きな衝撃を与えました。被害に遭われた皆様には心よりお見舞い申し上げます。今では余震もほとんどおさまり、日がたつに連れ地震の恐怖も薄れつつありますが、自然災害はまたいつ発生するかわかりません。地震に加え、これから梅雨の時期を迎えるに当たり、心配なのは土砂災害です。3月、4月の大きな揺れで地盤が緩み、土砂災害が起きやすくなってはいないか。7・19の水害で被害が大きかった地域の住民は不安を抱えています。この地震を機に防災対策を見直し、一層の強化と市民への防災意識の啓発を行う必要があるのではないのでしょうか。まず3月20日の西方沖地震以降、本市の防災計画を補強した部分があるのか。自主防災組織計画の進捗状況もあわせて回答をお願いいたします。それと地震が発生したことで、避難所の安全性についても確認しておきたいと思えますが、避難所となっている公共施設の耐震診断は行われたのか、まだであれば行う考えがあるのかをお尋ねをします。

次に、被災者支援として貸し付け制度の充実についてです。

今回の地震で建物の一部損壊、例えば屋根がわらの破損、壁の亀裂などが多く発生しました。社会福祉協議会での貸し付け、また市と県が利子を助成している災害援護資金貸付金など制度はあるものの、所得制限などの要件があり利用できないとの声が聞かれております。所得があっても生活状況に応じた対応ができないのかどうか、お伺いをいたします。

再質問については自席よりさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 市長に対する質問でございますが、まず私の方からご回答申し上げたいと思います。

地域福祉計画について、地域との協働をどう進めていくかについてご回答申し上げます。

地域福祉計画は、地域において活動される人的資源を要しますことから、まず直近の区長協議会にて計画の内容等説明を行いました。また、地域で活動されておられます中心的な民生委員、児童委員さんにも計画の趣旨、目的等をご理解いただき、今後の活動に生かしていただきたいと考えております。

福祉事業につきましては幅が広く、事業内容も多岐にわたっておりますことから、現段階では全庁的に福祉関連事業の把握と調整及び事業の一元化を図りながら、社会福祉協議会で進めております地域福祉活動計画の進捗にあわせた計画づくりを実施してまいりたいと考えております。

また、地域コミュニティの推進につきましては、小学校区ごとの分権を推進することによって実現できるものでございます。地域福祉計画につきましても同様のことでございます。このことは、地域の活性化を目指すものであり、地域福祉計画の目標とも共通をいたしておるところでございます。

今後におきましても、地域コミュニティ推進プロジェクトとの連携はもちろんでございますが、社会福祉協議会とも連携、協力しながら、お互いの役割を分担し、総合的に取り組む必要があると考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 今回答いただきましたが、地域コミュニティにしても地域福祉計画にしても、どちらも行政区が推進のポイントとなっているようです。それで、先ほども申し上げましたように、やはりここがきちっと組織されないことには、この福祉計画の推進は成り立たないといっても過言ではないと思います。

それで、区長さんをはじめ、各関係者への説明を民生委員さん、児童委員さんなどに説明をしていくということですが、その説明された後の進め方、今は活動に生かしていただきたいと考えていると、そういうご答弁でしたが、その後の進め方については具体的な案ってというのは今のところ何かございますでしょうか。ただ説明をただけで推進体制をつくってくださって言うてもですね、それぞれ区の違いや特徴があって、やっぱり問題点も抱えておられるでし

ようし、ばらつきが出てくると思うんですね。そのことは地域コミュニティ推進プロジェクトの方で問題点などが明らかにされているでしょうけれども、地域福祉という性格上、やはり地域によってばらつきが出てくることは余り好ましいことではないというふうに思います。行政区における推進体制のシステム化について、組織づくりのノウハウをアドバイスできるような、各行政区をコーディネートするような人材がやはり必要ではないかというふうに考えますが、そうした体制についてのお考えが何かあればお聞かせいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） まず区長さん方、それから民生委員、児童委員さんへの説明と今後の動きというところのご質問だと思います。

昨日区長協議会がございましたので、その中で地域福祉計画もそうなんですが、地域福祉計画そのものはいろんな福祉の計画書がございますが、そういうものを包括したような計画となっておりますので、次世代育成の支援計画も含めまして、昨日区長協議会の方に説明をしまして、いろんな質問が出たんですが、当然地域コミュニティで進めておりますので、それとの関係のところが一番区長さん方も関心があるところだろうというふうに思っております。それで、6月20日には区長会がございますので、その中でも全員の方に説明をしていきたいというふうに思っております。

それから、民生委員、児童委員さんにつきましては、毎月定例的に会議を行っておりますので、その中で1回だけではなくて数を重ねる機会がございますので、その中で説明それから質問、回を重ねる中で福祉課の担当の方で会議の方には出席をしておりますので、細かく説明をしていきたいと思ひますし、今後の計画の中では実施計画というところを今後つくっていかねばならないというふうに思っておりますが、まずは具体的な事業の洗い出し作業を6月、今月でございますが、今月からかかろうというふうにも思っておりますし、素案づくりを7月から入っていききたいというふうにも思っております。それで、計画づくりの中では具体的なことが上がっていくわけでございますが、地域福祉計画そのものにつきましても計画づくりの中に、民生委員さんの方にも入っていただいておりますので、いろんな意見をいただいたものもこの計画の中に含まれているというところがございます。

それで、説明をしていく中でいろんな問題点も出していただくことだろうというふうにも思ひますし、実際の地域での活動をしてある方々でございますので、いろんな提言もしていただけるだろうというふうにも思っております。

それから、システムとかアドバイスですね、ばらつきがあつてはということがございますが、今地域コミュニティ推進のための、校区ごとになると思うんですが、その説明に地域振興部の方で行っておりますので、一定整理がつくという時期が当然近々来るだろうというふうにも思っておりますので、そういうものとそれから社会福祉協議会でも先ほどご答弁させていただきましたが、活動計画でそれぞれの校区ごとに地区を回られておりますので、いろんな意見も聞いてきてるというところがございますので、そういうものを生かしながら実施計画とそれ

から地域コミュニティに合わせた組織づくりというんですかね、そういうものも今後精力的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） これは一つの提案としてお聞きいただきたいんですけども、各行政区をコーディネートするような人材っていうのは、やはり社協の方でそういう人をつくって、育てていただいて、この福祉区の立ち上げについてはやっていっていただきたいというふうにこれは要望しておきます。

次に、第2章の方で地方自治の目標は可能な限り地域に住む住民が自らの発意と責任において、制約を受けることなく地域経営を行うことができる状態を実現することというふうにありますけれども、1つの行政区を1つのまちに見立てた仕組みづくりがこの地域福祉計画を通してできればと期待をしているところですが、大体どこの地域でも苦勞をしていることの一つに人材不足ということが挙げられると思います。自治会役員もなり手がなくなるとか後継者の育成ができていない、区の行事にも参加する人が減っているなど、結局負担が一部に集中するために活動が広がらない一つの問題になっているのではないかと考えられます。

そこでもし面白い取り組みを1つ紹介したいんですが、東京の武蔵野市で取り組まれております団塊力活力計画、団塊プロジェクト。これはリタイアした団塊世代を地域にカムバックさせて、これまで培ってきたキャリアを生かして地域社会の福祉と文化向上に貢献をしていきたいと思いますという内容ですね、団塊の世代の人たちが計画を策定して進めているプロジェクトなんです。この計画書を見ますと、大変ユニークで斬新な内容なんですが、こうした人材発掘の例などをやはり全国各地見ますというんな取り組みがなされています。そういう例を調査研究して、それを区に提案をしていく、そういうことも必要ではないかというふうに思いますが、ご意見をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 今提案いただきましたことにつきましては感謝いたしたいと思っております。

それで、実際地域コミュニティもそうなんですが、大きくは小学校区単位というところが一つございますが、まずは行政区につきましては隣組というところがもう少し細かく言えばありますので、実際は区長さん方に説明をした中でももう少し細かいところ、隣組あたりまできちっと理解を求めていくことが必要だろうというふうにも思いますし、その辺を細かくやっていきたいと思っております。

それで、社会福祉協議会での活動計画での住民懇談会の中で、住民の手でできることというところで隣組、それから行政区単位でできることとか、それから小学校区全体でできることとか、行政とも協力してできることとか、そういうようなことをいろんな意見が出たものをまとめてあるところがございますので、そういうものも十分社協と連携をしながら、当然まちづくりということですから、先ほども質問が出ておりますようにそのための人材というところで、

人材としては法人の社会福祉協議会あたりが具体的に活動していただくところですので、そういうものも含めて今後も協議をしていきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） その行政区が福社区として成り立っていくかどうかは、やはりその行政区の中で人材育成っていうかですね、そういう動いてくれる人を見つけることがやっぱりその計画が発展していく一つのかなめになるんじゃないかというふうに思いますんで、その点含めて調査研究してみてください。

それとですね、行政区が地域福祉をこれから推進していくに当たって、新たな事業や活動を起こしたいといったときに、必要な経費等につきましては補助をするというようなお考えがあるのかどうか。例えば地域コミュニティの方では、地域コミュニティ推進事業支援補助金というのがありますが、同様に地域福祉推進事業支援補助金制度というものを設けるお考えはあるのかどうかをお聞きしておきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 地域福祉計画を具体化していく中で、福祉事業としてあらゆる事業がございますので、そういうものをまず地域でできることは地域で取り組んでいただくというところがまずあるかと思えます。

それで、地域コミュニティの推進につきましては、市の方から補助金を出すというところで考えておりますが、地域福祉のまちづくりですかね、その分については今のところ補助金までは考えておりません。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） はい、わかりました。

具体的な実施計画についてはこれからということですので、今回は主に要望といいますが、意見を述べさせていただきだけで終わりますが、最後に1つお願いしたいのは、ただ行政区に投げかけるだけではなく、物心両面にわたる支援もあわせて今後検討されますようお願いをいたしまして、この質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） それでは、防災につきまして3点のご質問をいただきましたので、順を追ってご回答申し上げます。

まず1点目についてでございますけども、3月20日の地震以降、本市の防災計画の見直しについてというのでお尋ねでございますけども、2年前、平成15年7月19日の豪雨災害を教訓にいたしまして、初動態勢確立の時期あるいは災害対策本部におきます各班の分掌事務を詳細にいたしました。一定の見直しを行っておりまして、今回の地震対応につきましてもそれを実践したというような状況でございます。

しかしながら、予告なしに発生いたします今回の地震を教訓にいたしまして、風水害との違いを整理しながら、さらに時系列的にその対応策を明確にする必要があるというふうに認識

をいたしております。

次に、2点目の防災組織の設置状況、進捗状況についてでございますけども、現在市内では5つ、5地区の行政区において既に結成がされております。さらに6月下旬には観世音寺区においてもこの防災組織づくりに向けた災害図上訓練を実施される予定でございます。さらに通古賀区、吉松区においても水面下においてその準備がなされておるとい報告は聞いております。

次に、3点目の避難所の耐震診断についてでございますけども、先ほどご答弁いたしましたのが、今回の補正予算におきまして、特に広域的な避難所となります学校につきましては、昭和56年以前に建設をしております小学校4校、中学校1校の体育館について実施するという計画を持っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 続きまして、被害者救済支援策の考えについてご回答申し上げます。

地震による被災者支援事業につきましては、ご承知のようにそれぞれ被災者の方々や被災者構成員になられる方、そういう方の所得要件が付されているところでございます。

対象といたしましては、災害において発生した住宅の応急修理や建てかえなどを余儀なくされる方で、かつその支払いに困難性がある方となっております。基本的には、特約保険などで損害額の補てんを受けたり、あるいは自己資金で改修すべきものとされておりますが、このように被災者救援支援事業は、改修される方に対して一定の補助を行うものでございまして、その基準として被害の規模や所得要件を付しておりますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） それでは、3月20日の地震以降から今日までの間に水災害危険箇所などの点検はなされたのかどうか、この間の動きについてお尋ねします。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 危険箇所の点検につきましては、去る5月30日の日に市の防災会議を開催いたしました。それでこの防災会議のメンバーは、もう既にご承知だろうと思っておりますけども、市職員のみならず国土交通省の関係課長あるいは消防署、県の防災担当職員、様々なそれから民間のNTT、九電とかというふうなライフライン関係の方もおいでいただいて、市内全域27か所の危険箇所を点検してまいりました。

以上です。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 先ほどから何度も言っているように、梅雨を迎えるに当たって土砂崩

れなどの水害に対する危険性というのは、新聞などでも専門家が指摘をしていますし、やはり前回の豪雨災害で被害を受けた方々というのは大きな不安を持っています。ですから、危険箇所指定されているところについては、これからも定期的に点検を行っていただきたいし、住民側にもその危険性があることを周知してもらいたいと思います。

例えば、筑紫野市のホームページを見ますと、平成16年度の重要水防地域として、危険箇所、行政区、予測される危険、それと1次避難所、2次避難所が一覧表にして掲載してありました。こうした一覧表を地区公民館、あるいは市民が多く集まる公共施設などの掲示板などに張り出して、市民が防災に備えるそういう意識づけというのを積極的に行ってください。

それで、防災知識の普及の状況というのが計画の中にもあるんですが、情報源の一つである市のホームページを見ますと、防災情報が少な過ぎる上に、市民がすぐに知りたい情報というのが載せられていないように、私がよく見てないのかもしれませんが、被災支援の内容とか危険箇所の情報など載せておられますでしょうか。そういうところで、やはり市民の立場に立って考えているかどうかがわかるといったら言い過ぎかもしれませんが、やはり市民が知りたい情報を積極的にここも載せていただきたいというふうに思います。

それと災害対策用の資機材の整備、これについては、公民館や学校などの避難所に整備がされているのかどうか、この点についてちょっと確認をしておきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） こういう機材については、現在のところ小学校、あるいは地域には正式にはきちっとした整備はいたしておりません。ただ、土のう関係とかそういうものについては、一昨年の事例を踏まえて各区長の方に保管をさせていただいております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） やはりそういった土のうに限らず、災害用の資材、機材などについてもやっぱり防災対策が進んでいる自治体では、そういう避難所には設置されているようですし整備されているみたいなので、その点も今後の検討としてとらえていただきたいと思います。

それと、先ほどホームページのことを言いましたけれども、浜松市の「防災ホッとぼっくす」というのがあるんですけど、これがかなり詳細になっておりまして、特に災害弱者と言われる介護支援が必要な高齢者、肢体不自由のある人や視覚障害、聴覚障害、音声言語機能障害、知的障害者とその援助者、精神障害とその援助者、日本語が不自由な外国人、妊産婦や乳幼児のいる親や家族、こういった個別の対応をどうすればいいのか、こういうのがですね、個別にきちっと載せられております。また、町名ごとに被害想定と避難場所が地図で見てわかるなどですね、すべてを網羅しているといった感じですので、ぜひ浜松市のホームページは参考にさせていただければというふうに思います。

それで、自主防災組織の確立についてなんですが、まだまだ各行政区温度差があるようで、先ほども吉松ともう一か所どこかちょっと聞き漏らしましたが、水面下で動いているようだというんですけど、そういうのは水面下でということはよく把握されてないということなん

ですかね。やっぱ、そういうのはちゃんと推進していくべきではないかというふうに思いますが、やはり先ほども答弁がありました災害図上訓練、これはね、私も国分区の方で参加したことがあるんですけど、危険箇所を把握するにはやはり大変参考になりました。大丈夫だと思っていたところが実は危険だったということがこの図上訓練でわかりましてですね、それだけに今年の梅雨入りには本当に恐怖を感じているところなんですけど、できるだけ早い時期にこの危険箇所を抱える行政区で、この防災図上訓練、ぜひ実施をしていただきたいというふうに思いますが、その自主防災組織の市としてはどうなんですか。行政の自主性に任せるのか、それともある程度行政側が早くつくって下さいよというふうに呼びかけるのか、その辺をちょっと考え方を伺いしておきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） この自主防災組織を含めたいわゆる図上訓練、これも先ほど議員さん言われましたように、私たちも実際3つ、4つの地区で体験をいたしました。非常に参考になります。今回先ほど申し上げました今のところ5つの行政区で既に立ち上げ、あるいは3つで動きがあるという分につきましては、機会あるごとに区長会等に私どもの方からお願いをしております。4月の区長会のときも、新しい区長さんがいらっしゃいましたので、全体44人の区長さんに対して防災の手引きというマニュアルを差し上げて、できるだけ早目にこういう自主防災組織を設置してほしいというお願いもいたしました。

そして今月、6月ですけども、20日の日にもまた第2回目の区長会議がございますので、さらに次も既に入っております。こういうものを含めて、風水害も含めた中でこの自主防災組織の立ち上げを再度お願いをしていくという気持ちでおります。積極的にこういうふうな訓練、あるいは組織の立ち上げについては指導していきたいという思いでございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） はい、よろしく申し上げます。

それと、次に避難所の公共施設の耐震診断について再質問ですが、公民館などの耐震診断、これについては市で行うか、それとも行政区に任せるのか、耐震診断に係る費用の補助の考えについて、例えば地区公民館施設整備条例というのがございますが、その補助の種類の中に耐震診断に係る費用という項目を設けられないかどうかお尋ねをいたします。

それからですね、今後の備えとして耐震診断、耐震改修を進めることは、古きよき太宰府の町並みを守り、後世に残すためにも早期に対策を考えなければならない課題だと考えます。平成7年に起こりました阪神・淡路大震災では、死者およそ6,400人の約8割以上が建物の倒壊による圧死だったと言われてますし、また火災の消火活動が倒壊した建物やブロック塀などで道路がふさがれていたために、消火活動が遅れたということも問題点として上げられております。こうした教訓を踏まえて、一般市民に対しての耐震改修、耐震診断を補助する制度の創設もお考えをいただきたい。

それから、被災者支援については先ほどできないという回答でしたが、所得制限ぎりぎり

貸し付けが受けられない場合でも、個々の事情に応じて貸し付け要件の緩和を行う考え方は全くありませんか。再度、それはまたお尋ねします。

それで、今回議案で出ておりましたけれども、市町村災害共済基金というのがございます。この基金を財源に、市独自の被災者支援というものができないものなんでしょうか。その点、ちょっとお答えいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） それぞれ一時避難所に指定をいたしております地区の公民館の改修問題でございますけども、耐震構造の改修関係ですけども、全体で19区の公民館がいわゆる昭和56年以前に建設された、老朽化した建物だということは報告いたしました。しかし、現在の状況からして、この19区の公民館を一気に耐震構造に改修するのかということになりますと、様々な問題がございます。当然、この必要性はわかっておるわけですけども、今後できるだけ早い時期にそういう地元の関係、区長さんあたりと協議をしながら、市がどの程度そういう災害に対して援助するのかわからないのかを含めながら、協議を続けたいというふうに思います。ただ、今の市の方の地区公民館の設置条例を見ますと、最高500万円で5分の4というふうな基準もございます。それはもう調整しながら、今後の一つの大きな課題として検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 貸し付け制度の所得制限のぎりぎりの方についての緩和ということでございますが、災害、地震につきましては、災害救助法という大きな災害の場合は、いろんな制度としてございますが、その災害が発生した時点で国それから県で支援制度ができてくるわけでございますので、その中には必ず所得制限ということが付されてきます。

それで、当市としましては、国それから県、そういう制度ができましたものにつきまして活用していきたいというふうに思っておりますので、先ほどご回答させていただきましたとおりでございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） ちょっと回答が1つ抜けているんですけど、一般市民に対しての耐震改修、耐震診断の補助制度を設ける考えについて、お答えいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 今のところ本市では一般市民に対するそういう補助というのは考えておりません。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 先ほども言いました基金というのがありますけれども、それはどういったところで取り崩しが可能なのかどうか、ちょっとその内容について教えてください。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 基本的には、復旧事業を対象とした共済基金などでございますけども、これも2年前の災害復旧工事にかなり支出をして、ほとんどもう残がないというふうな状況でございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） その基金が今後の防災対策などに利用できるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） この取り崩し等の条件につきましては、災害の応急事業費の支出を要するときとか、あるいは災害復旧事業費の支出というふうな、ある程度限定された内容になっているようでございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 要は財源がないとなかなかそういった支援はしていただけませんから、今後も難しいんだろうなあという思いはありますけれども、ただ自然災害というのはいつ起こるかわかりませんしですね、被災して本当に困ったときに頼れる先っていうのは行政しかないと思うんです。それだけに、その被災者の立場に立った支援策を行ってほしいと切実に思っているんですが、被災者支援対策について、最後に市長のお考えをちょっと伺って終わりにしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 市民の防災対策でございますが、ただいま申されましたように、地震対策につきましては、九州はもちろん本市におきましても風水害対策を重点的な計画として定めてきたわけでございます。今回の地震を教訓といたしまして、新しい防災対策、地域防災計画の見直しを行っておるところでございます。なお、その地震対策につきましては、新しいいわゆる各家庭の対策、あるいは家庭の防災への準備等々、風水害と違った新しい取り組みが必要だろーうと思います。市民の皆さんのそこの啓発、また協力とともに、地域防災計画につきましても地域の皆さんの積極的なご協力をお願いしたいと思います。

なお、融資制度等の問題につきましては、これは国、県の制度等も含めまして、これは日本国全体の取り組みの問題だと思っております。いろいろな形で研究をさせていただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は、明日6月15日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午後4時27分



1 議 事 日 程 ( 4 日 目 )

[平成17年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成17年6月15日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質 問 項 目                                                                                                                                                                                                 |
|----|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 不老光幸<br>(7)     | 1. 関屋交差点から五条交差点までの道路について<br>大宰府政庁前交差点と観世音寺前交差点に右折車がいると、直進車が進めない。改善はできないか。<br>2. 老人憩いの場整備事業について<br>老人憩いの場の各行政区からの整備申請の現状と今後の見直しは。                                                                        |
| 2  | 福廣和美<br>(17)    | 1. 公園の利用について                                                                                                                                                                                            |
| 3  | 渡邊美穂<br>(8)     | 1. 男女共同参画条例制定について<br>6月議会に提出されなかった理由。<br>2. 小・中学校の耐震診断と今後の計画について<br>3. 障がい児・者放課後事業について<br>(1) 小・中・高の障がい児・者放課後事業に関する市の考え方<br>(2) タイムケア事業に対する市の考え方                                                        |
| 4  | 中林宗樹<br>(5)     | 1. 環境美化センターについて<br>美化センター建設に関する協定の期限が平成18年3月31日となっているが、それ以降についてはどのようになされるのか伺う。<br>2. 観光資源としての文化財の保存活用について<br>観光資源としての文化財の保存活用とその文化財の環境整備について                                                            |
| 5  | 片井智鶴枝<br>(1)    | 1. 市の防災、危機管理について<br>(1) 福岡西方沖地震時の情報収集等、市の対応について<br>(2) 学校、地区公民館等、避難所の安全性とその開放について<br>(3) 災害を想定した市民参加型の防災訓練について<br>2. 指定管理者制度の導入について<br>自治法改正で、公民館、図書館、体育館等の公共施設の管理運営に民間営利会社も参入可能となるが、利便性等、市民への影響について伺う。 |

|   |              |                                                                                                                                                                        |
|---|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 | 清水章一<br>(13) | <p>1. 危機管理について</p> <p>総合的な危機管理体制の整備を。</p> <p>福岡西方沖地震やJR福知山線の鉄道事故など最近様々な自然災害や事故、事件が発生、増加している。「市民の生命、身体、財産を守る」という本市の責務は一層重くなっている。「危機管理計画」の策定や総合的な整備に着手する必要があるのではないか。</p> |
|---|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2 出席議員は次のとおりである(20名)

|     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番  | 力丸義行 | 議員 |
| 3番  | 後藤邦晴  | 議員 | 4番  | 橋本健  | 議員 |
| 5番  | 中林宗樹  | 議員 | 6番  | 門田直樹 | 議員 |
| 7番  | 不老光幸  | 議員 | 8番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番  | 大田勝義  | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵  | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 13番 | 清水章一  | 議員 | 14番 | 佐伯修  | 議員 |
| 15番 | 安部陽   | 議員 | 16番 | 田川武茂 | 議員 |
| 17番 | 福廣和美  | 議員 | 18番 | 岡部茂夫 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志  | 議員 | 20番 | 村山弘行 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(33名)

|           |      |             |       |
|-----------|------|-------------|-------|
| 市長        | 佐藤善郎 | 助役          | 井上保廣  |
| 収入役       | 松島幹彦 | 教育長         | 關敏治   |
| 総務部長      | 平島鉄信 | 地域振興部長      | 石橋正直  |
| 市民生活部長    | 関岡勉  | 健康福祉部長      | 古川泰博  |
| 建設部長      | 富田讓  | 上下水道部長      | 永田克人  |
| 教育部長      | 松永栄人 | 監査委員事務局長    | 木村洋   |
| 総務部次長     | 松田幸夫 | 地域振興部次長     | 三笠哲生  |
| 健康福祉部次長   | 村尾昭子 | 総務課長        | 松島健二  |
| 行政経営課長    | 宮原仁  | 財政課長        | 井上義昭  |
| 地域振興課長    | 大藪勝一 | 観光課長        | 木村甚治  |
| 市民課長      | 藤幸二郎 | 環境課長        | 蜷川二三雄 |
| 人権・同和政策課長 | 高田克二 | 福祉課長        | 新納照文  |
| 子育て支援課長   | 和田敏信 | すこやか長寿課長    | 有岡輝二  |
| 建設課長      | 武藤三郎 | まちづくり技術開発課長 | 大江田洋  |
| 施設課長      | 轟満   | 学校教育課長      | 花田正信  |

社会教育課長 志牟田 健 次  
中央公民館長  
兼市民図書館長 鬼 木 敏 光

文化財課長 木 村 和 美

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 白 石 純 一

議 事 課 長 田 中 利 雄

書 記 伊 藤 剛

書 記 満 崎 哲 也

書 記 高 田 政 樹

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておとおりです。

議事に入ります。

お諮りします。

4番橋本健議員から6月14日の会議における発言について一部不適切な発言がありましたので、その部分を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消しを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

よって、4番橋本健議員からの発言の一部取り消しを許可することに決定しました。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

7番不老光幸議員の一般質問を許可します。

〔7番 不老光幸議員 登壇〕

7番（不老光幸議員） おはようございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

いよいよ本年10月15日に、九州国立博物館が開館になります。「史跡のまち、天満宮のあるまち、観光のまち太宰府」にいま一つ「国立博物館のあるまち」が加わり、全国に誇れる観光目玉が備わった太宰府、この知名度は、ますます全国に広がりを見せることになることは必定であります。

市長も常々おっしゃっておられます「太宰府まるごと博物館」構想のもとに、先日「太宰府ゆめ・未来ビジョン21」なる資料をいただきました。内容のすばらしさに、ただただ感動をいたしました。一方で、この夢が正夢になり、実現するには費用はどれくらい、期間はどれくらいと思いをめぐらしました。「市民が誇りと愛情を持てる地域が、来訪者にとっても魅力のある地域である」を目指して、未来のあるべき姿を示してあります。この未来ビジョン21が早期に実現しますよう請い望むものであります。

私は観光太宰府のまちで現実を見据えて、今早急に観光客や来訪者のために何をなすべきかを考えたときに、車で来る来訪者にとっては、太宰府市内に入ってから渋滞の問題とトイレの

心配があります。この問題の解決こそが、来訪者を迎える側の最大のもてなしではないでしょうか。私は、その解決には、十分なる駐車場の確保と、右折車があっても直進車がスムーズに通過できる道路の整備であると思っております。

そこで、身近に取り組めるテーマとして、関屋交差点から五条交差点までの道路で、大宰府政庁前交差点と観世音寺前交差点は、右折車のために直進車がスムーズに通過できない状況になっております。この道路の改善ができないか、市の執行部のお考えをお伺いします。

次に、老人憩いの場整備事業についてお尋ねいたします。

高齢者の福祉対策事業として老人憩いの場整備事業が平成9年度から実施され、今までに15行政区に整備されております。今日の高齢者がますます増えていく社会状況において、お年寄りや長寿クラブの方々が日常気軽に寄り集まり話し合ったり、レクリエーションなどを行うための憩い、集える場所はぜひとも必要であると思っております。本年は、1行政区分の予算が計上されておりますが、例年3行政区分の予算が計上されていたのを少なくされました理由と、各行政区からの申請の現状と、いまだ整備されていない行政区の今後の見通しをお伺いいたします。

再質問につきましては、自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） それでは、ご質問の大宰府政庁前交差点と観世音寺前交差点における右折車対策についてご回答申し上げます。

両交差点とも県道筑紫野・太宰府線と市道が交差しており、片側一車線の道路となっております。申されますように右折車が交差点の中央でとまりますと、直進車がスムーズに通過できない状況のようでございます。特に、政庁前交差点は関屋交差点から五条交差点に向かって左側が、車道より1段下がった歩道と車どめがあり、右折車がとまれば直進車は通過できない状況にあります。両交差点とも、道路左側は都府楼政庁跡及び観世音寺跡と特別史跡となっており、道路の拡幅は難しいと考えられます。また、政庁前の歩道の下は改良した水路となっておりますことから、歩道を狭くし、無理に車道を広げれば、歩行者の安全が保てなくなるのではと危惧いたしております。いずれにいたしましても、車をスムーズに流すには、右折レーンを設ける必要があると考えております。そうしますと、道路用地の確保や信号機の移設がえ等が発生いたします。県道交差点内でありますので、右折車対策ができないか関係機関と協議してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今部長のご返答でございますけども、関係機関と協議して検討したいというお話でございますけども、具体的にですね、もう少し、市として関係機関に要望するとか、そういうふうなことがありましたらお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今実例といたしまして、梅大路交差点の改良のことについて国博ができるということで県と協議し、県が警察と鋭意協議をいたしておるところでございます。なかなか一つの交差点の流れを変えるということは非常に難しいなど、そういうふうに肌で感じているところでございますけども、ここに付きましても県がここをどういうふうにとらえてあるかということが第一条件だろうと思います。この質問を受けまして、県の方に右折車がいるために直進車が進めない状況があるということの考えがあるが、今まで検討したことがあるかというようなことを尋ねておりますが、今のところ現担当の方では特段の対策は考えてないということでございます。我々から考えますと、例えば時差式とか矢印とか、そういうふうに対応できないかというようなことも含めて、また地域の特性も含めて協議しなければならないなど、そういうふうを考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） さっき申しましたように、「太宰府ゆめ・未来ビジョン21」がありまして、この構想は非常に素晴らしいんですけども、現実に戻って見ましてですね、私、2年ぐらい前はですね、太宰府の観光客とか来訪者は、年間650万人ですよっていうふうな話をしておったと思うんです。そのうち、私の言葉の中で今度600万人、今ではもう600万人は切ってるんじゃないかなという話を聞きます。国博ができるからもっと増えるんじゃないかって期待感はあるんですけども、やはり現実的には年々観光客は減っているんじゃないかというような懸念をですね、みんな持っていると思います。一時はですね、九州にも高速道路が整備されて、非常に車で来るお客さんが増えてきましたですね、太宰府へ来られる方も随分多くなったんですけども、一つのお店、スーパーとか、そういったところに例えますと、お客さんをいかに自分のお店に呼び寄せるかというのは非常に苦慮するわけですね。そのためには、他店よりも一品でも多く商品をですね、どういうお客さんがどういう商品を望まれているかという、一生懸命考えて品ぞろえをしたんですけども、今はそうじゃなくて、品ぞろえだけではお客さんは来ません。やはりそこにおいでになるときに、通路なんかを空間を広くとるようにとか、いろんなその時代に応じた工夫をしてですね、いかにお客さんが来て、自分のお店に一時間でも一分でも長く滞留していただけるかというようなことをですね、一生懸命考えているわけですね。

そういった中で、太宰府では国博ができる、あるいは花いっぱい運動をします、あるいは散策路のところ万葉歌碑を建てるとか、そういったことをするんですけども、実際に一番大事なことは、車で来られるお客様が遠くからお見えになって、やっと太宰府にたどり着いたら、それから1時間ぐらい渋滞に巻き込まれたと想定しますとですね、これはですね、せっかく太宰府でゆっくりしようかと思うても、もう車の中でロスするわけですね。そういうお客さんが困っておられることをみんな認識していると思いますので、そういったことを早く緩和するっていうのは、絶対必要じゃないかと思うわけですよ。ゆめビジョンとか、そういうのがあるんですけども、やはりこういう渋滞を緩和すれば、もっといろんな、さっきもありましたように

駐車場とか、いろんなことがあるんですけども、目の前で少しでもできるものを何とかですね、一生懸命にやるというふうなことをですね、私はするべきであると思います。

さっきの政庁前と観世音寺前の交差点で、市民の皆様からなぜあんなに広く歩道をとってるんだ、車道を1m広げれば十分じゃないかと、そういうふうな疑問があるわけですね。やはり植栽はしてあって非常にきれいではありますけども、やはりその部分、車の2台、3台分だけでもいいから植栽部分を外して車道にするということは必要じゃないかなと。そういうことをですね、私も思いまして、確かに部長さん、これはですね、県の道路、あるいは史跡地は国でありますけども、これをですね、お客さんに、「これは県道ですから、こちらは国の史跡地ですから」と、そんなことを言ってもですね、来た人は太宰府に行ったらこういう状態や、太宰府の人たちは何を考えているんだって、そういうことを思うと思います。そういうことも十分踏まえられた上で、関係機関の方にですね、ぜひともそこを強く要望していただきたいと思います。

それで、やはり県の担当者が、太宰府のそこに住んでいればわかると思います。あるいは国の担当者が太宰府に住んでればわかるんですけども、やはり意外と知らない場合もあるかわかりませんので、そういう現状をですね、十分資料なんかを準備されて、ぜひとも説明をしていただきたいと思います。この件については終わります。

次をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 老人憩いの場整備事業につきましては、高齢者に対する教養の向上及びレクリエーション等を行い、高齢者福祉の向上を図ることを目的として、平成9年度から始めた事業であります。

当初は、地区公民館と一体的となるように整備するものに対してのみ補助対象といたしておりましたが、敷地面積が狭い等の理由で、地区公民館に接しての整備が困難な行政区に対しても補助ができるよう、平成14年度に交付規則を見直しました結果、昨年度までに15行政区において整備がなされました。

各行政区からの整備申請につきましては、毎年6月の区長会議において説明を行い、次年度以降の建設希望調書の提出依頼を行っているところで、本年度は今月の区長会議において依頼する予定でございます。

本年度に予算計上いたしております1行政区分につきましては、平成15年度に1行政区から建設希望調書を提出されたものでしたが、公民館本体の建てかえ等もあわせて考えたいとのことで、整備時期については現在検討中とお聞きいたしております。

また、今後数年の整備予定につきましては、現在のところほかに建設希望調書を提出されている行政区はございません。

老人憩いの場の整備につきましては、実施計画の枠がございます。各行政区からの建設希望調書に基づきまして、予算計上を行っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 確かに各行政区で様々な事情がございまして一概にはいえないと思うんですけども、やはり高齢者は今からますます増えていくわけですけども、ただ今介護保険制度とか、そういったものはですね、充実されているんですけども、やはり介護とか医療に頼らない元気なお年寄りの方というのは、たくさんいらっしゃるわけですね。そういう方で、もう一つは核家族化といいますが、お年寄りの方だけの家庭とか、あるいはひとり住まいの家庭がますます増えていきますでしょうし、現在でもそういう家族を見受けるわけです。非常に元気でありますけども、やはり人と触れ合わないで、家族の家の中に閉じ込めてですね、テレビと語り合うとか、猫とか犬と語り合うとか、そういうことだけでなく、地域の近くです、みんなが集えるような場所というのが、やはり今後とも絶対必要じゃないかと思えますし、またそれが必要だというふうな感じで、老人憩いの家というものを、そういう制度で予算計上されるようになったと思えますけども、やはり今後ますます何らかの形でお年寄りの方が集えるような場所、そういったものは必要ではないかと私は思えますけども、行政の方で再度、くどいようですけどもいかがご判断されていますでしょうか、お伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 今議員さんがおっしゃいましたとおりのことですが、今様々なところでいろんな各行政区内、地域内においての活動の場所ということのご希望と要望等をということも十分承知いたしております。この老人憩いの場の設置を進めてまいりましたときには、高齢者対策ということが大きなこととございました。これからは高齢者のみならず子育て支援、少子・高齢化、そういったこともすべて含めての地域での市民の方々の活動の場が地域公民館、地区公民館のほかにもどうあるべきかということであろうかと思っておりますので、単に老人憩いの場ということの整備を今後これだけのことなのか、後どういったことに進めていくのかということは内部検討、あるいは市としてどうやっていくかという大きなことになってくるかと思えますので、これは十分まずは内部検討しながら、福祉部内での少子・高齢化、そういったことも含めながらの検討課題というふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 本当に前向きに検討していただけるという話でございます。やはり市には社会福祉センターですね、あそことか、あるいは場合によっては、まだ元気な方は運動場、テニスとか、いろんなことをされる方様々いらっしゃると思えますし、いきいき情報センターで、あそこの広場のところに座ってテレビ見たり時間をつぶすと、あるいは図書館とか、いろんなところはあるんですけども、やはり人それぞれそういったところに積極的に行かれる方とか、できる方、それじゃなくて、やはり身近であれば近所の人とおしゃべりしたりお茶飲み会をしたり、そういったことができる場所ですね、これは今まで15行政区、そういったところにつくっているんですけども、そのつくっていらっしゃるところの条件じゃないんですけども、

例えば公民館の一部を1部屋増設するとか、そういうふうな何か規制というか、そういったものはあるのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 現在のところは、公民館の増改築というところの中に、一部憩いの場として場所をとりたいという分に対しての助成補助と、それからどうしても公民館に直接接して増築が困難な場合、1行政区内に1か所のみ、飛び地のような形でございますが、こういう場の申請を受けております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今のお答えの内容でですね、それに応じてやれるような行政区はいいですけども、どうしてもその状況に応じられないような行政区も、中にはあると思います。それで、やはり各区の実情の違いがあると思うんですけども、その各区からの申請を待っているという姿勢じゃなくて、そこその状況を把握されましてですね、もう少し何か市の方で積極的に対応できるような方策とか、そういったものは、今までのと違った固定観念を打破したような方策というのは考えられないのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 今のお尋ねのようなことは、今まで担当部担当課として前向きにやってきてなかったなという反省がございます。今ご指摘されましたようなことを十分今後気をつけていかねばならないと思っておりますが、区長さん方、行政区等、それから長寿クラブ等に対しましては、常々業務の中で接触をいたします中で、こういった老人憩いの場整備費があるということはお伝えをいたしておりますけれども、今後そういった要望、意向、そういったものにはこちらの方もさらにお尋ねしてまいりたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） ありがとうございます。やはり必要性というか、これは絶対必要だということにつきましてはですね、その対応は各行政区の自主性に任せるっていうのはそれはもちろん必要ですけども、市の方からですね、こういったことにつきましては積極的に前向きにいろいろとその行政区の実情をお聞きになって、そしてできる限りの対応をお願いしたいと思います。

以上で私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員の一般質問は終わりました。

次に、17番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、公園の利用について、大ざっぱでございますが。今回は、さきの予算特別委員会でも質問をいたしましたが、その委員会の中では質問し切れなかった部分について、水城ヶ丘にあります少年スポーツ公園の施設、消灯の問題について、若干お伺いをしたいというふうに思っております。

この施錠に至る間の市当局のご努力、それに至った経緯は十分にお伺いをいたしました、しかしせっかくある公園を非常に利用しにくくしてしまったと、これは否めない事実であります。今8時40分を過ぎまして、せっかく公園があるにもかかわらず、お母さんたちが家の用事をすべて済ませて散歩またウォーキングを楽しむ時間帯が来ても、今までは公園を利用して行われていたものが、今は団地の中を歩いている、そういう現状でございます。私はこの施錠に対する質問を、区長にも話をしました。ぜひやってほしいと。水城台区としては反対であると、正式に区長もそう言っております。ですから、この問題を今後も施錠をしたままいくのか、もしこれをこのまま放置すれば、他の公園にもこういうものが実施をされる、これは必定であります。そういう要件が市民から出た場合に、公園を閉めざるを得ないということになりはしないか、そういう心配点もあります。

特に、この公園については、今いろいろ問題になっております避難場所になっております。災害というものは、いつ何どきどういう形で起こるか分からない。そのときに、せっかく避難をしようと思っても、避難場所に錠がかかっていることもできないということになれば、大問題であります。これは想像を超えたものがあると、私は思います。今回は地震でした。しかし、次も地震かどうかは分からないのが災害であります。我々が想像を今し得ない問題で、この避難場所を使うかどうか分からないわけです。ですから、確かに夜間、少年が騒いで近隣に迷惑をかけた、そういう面はわかります。わかりますが、この問題は施錠することによって解決する問題ではなく、少年が騒ぐという問題は、私はこれをする前から課長にもお話ししましたが、再度地域の方と、また補導連絡協議会というのがあります。また、夜中に騒ぐ、少年が騒ぐということは警察の問題にもなると思いますので、そういった新たな協議機関を設けて再度協議をして、公園の利用を正常に戻す考えはないかどうか、今回お伺いをしたくて質問をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 水城の少年スポーツ公園の夜間施錠についてのご質問でございます。

当公園は平成7年に開設をされまして、水城ケ丘と水城台区の区界に位置をしております、三方を住宅に囲まれた典型的な都市型スポーツ公園でございます。設立当初より、騒音やボール等の近隣住居内への飛び込み、駐車場でのアイドリング等、近隣住民への被害は後を絶たない状況が続いておりました。昨年につきましても、近隣住民の申し出によりまして、夜間の騒音やアイドリングに対し、看板の設置や公園照明の消灯等で対応を行ってまいりましたが、一向に改善されませんでした。青少年の夜間の問題行動に対し、何度も警察を呼んだ経緯もあり、何とかしてほしいと、地域住民から再三要望が上がっておりました。

この件につきましては、地域住民と協議をするとともに、水城ケ丘と水城台区の区長さんと何度も検討、協議を行った結果、最終的な手段として、公園の夜間閉鎖という一定の方向を出したところでございます。閉園・開園の時間や消灯時間、新たな門の設置、管理人の業務等細部を両区長さんの意向を聞きながら定めまして、また教育委員会にも報告を行い、すべての協議

が調い、今年4月の実施という運びとなった次第でございます。

今後近いうちに夜間閉鎖解除について協議の場を設けることができないかということでございますが、夜間閉鎖後今日まで、騒音等について苦情をいただいております。しかしながら、夏場の夜間帯に問題行動が多く発生しますことから、今後も状況を見守ってまいりたいと思っております。ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 公園というのは公のものであります。すべての協議が調ったということでございますけれども、少年の問題行動が起きた、なぜ補導連絡協議会等々と連絡を取らないのか、そこが私は不思議でなりません。この前の部長の回答で、交番の巡査を呼んだ。今我々地域の住民へは、問題が起きたときには県警、パトカー、110番を下さいという指導をしております。県警が来ないと、筑紫野署から来ないと、青少年課になぜ言わないのか。そういう問題がたびたび起こっておるのであれば、なぜ起こる前に筑紫野署に行って相談をしないのか。そこがどうしても疑問点として、私には残るんです。区長がオーケーすればいいという問題ではない。夜間9時に閉める、今8時45分ぐらいからもう閉められるそうですけども、ということは、もう公園としてですね、月曜日から夕方金曜日ぐらいまで、昼間使うのはお年寄りだけです。ほかの人は公園を使うなということになる。そうであるなら、もう公園つぶして住宅にした方がいいんじゃないですか。公園としての役割を果たしませんよ。避難場所としても、施設してあれば使えません。ほかに避難場所を設けてほしいと思いますね。公園として利用するには、そういった近隣に迷惑がかかる、それは若干やっぱりそうなるでしょう、生活しているわけですから。そのために公園をつくっているわけですから。じゃ、公園は、今後もう住宅が近いところにはつくれないということになりますね。山の奥に、もう何も音が聞こえないとこにしか公園はつくれないということになるとは思います、その点いかがですか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） まず、3点ほどあったと思いますが、県警のパトカーを呼ばないと問題解決にならないというご提言でございますので、今後はそのような地域住民への指導をしていきたいと思っております。

それから、2点目の21時閉鎖ということにつきましては、一般的には社会通念上は21時閉鎖ぐらいが妥当かなという気がいたしております。

3点目の避難場所の役目を果たさないということにつきましては、消防署の方にかぎを今預けておまして、緊急時にはまず消防署が来てかぎをあけるという対応をいたしておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 残り時間使いたくないんですけど、どうもこのままいたらあきそうじゃないですね。一つ一つ言い返すのはしたくないんだけど、消防車が来れなかったらどうするのかなという、道路が崩壊してしまったらどうなるのかな。この前のときは、木が倒れて、水城

台には車は乗り入れができませんでした。だから、災害ですから、何が起こるかわからないんですから。そう簡単にですね、言われると、だから僕は昨日から、これは要らんことですけど、違うことというか、昨日から思うけど、執行部の皆さん、災害に対する認識ないですよ。危機感も何にもないと思う。絶対、もう地震、あれ以上の地震は起きんと思っているでしょうが。もうそうとらえたくなくなるような発言ばかり聞くとね、もう心配ですよ。本来、そうすると私はもうね、太宰府じゅうの公園を9時で閉めますよ、そうすればいいですよ、そうやって市民が納得すれば。

問題はこれだけじゃないんです。歴史スポーツ公園があって、夜中にバイクが乗り入れてうるさいという苦情は幾らでもあるんです。皆さんの耳に届いてないだけですよ、苦情は。言っときますが、皆さんの耳に届いた分だけが苦情と思ったら大間違いですよ。苦情を言う人、言わない人、様々市民の中にはいるんです。閉めたことよっての苦情は、皆さん届いてますか。市の皆さんに言うだけの勇気がない人だって、幾らでもいるんです。苦情というのはそういうもんです。皆さんのところに届いた分だけを苦情と思わずに、我々が言う分は、我々は市民から聞いてきたことを言っているんですから市民の代弁ですよ。我々の苦情は聞けないんですか。市民の声は、我々が聞いてきた市民の声は、皆さんは聞こうとしないんですか。だから、公園を21時で閉めることが妥当であればそれでいいです。全部してください、公園を。なら、僕はもう何も言いません。なぜここだけですか。本来の問題解決になりませんよ。少年の問題行動は、そういうことで解決しませんよということを僕は言っているんです。そうじゃないですか。あそこの公園は施錠したから、少年の問題行動は解決するんですか。よそに行くだけじゃないでしょうか。そういう問題が起きたときに、その公園にちゃんとした対処を行って、その子どもたちにもちゃんと教えながら、公園の利用の仕方をちゃんとしていくというのが教育であって、本当に公園の利用ができるんですよ。

(「そのとおり」と呼ぶ者あり)

だから、そういうことに全力を挙げてほしいんです。もう施錠してしまったらそれでいいかもわかりませんが、今年の夏はね。それはそういうのは起きないからいいかもわかりませんが、あそこで本来しちやいかんかわらんけども、花火もできないんですよ。小学校だって、都府楼政庁跡だって、家族連れで花火してるじゃないですか。それは、あそこで花火して悪いかもわからんけども、そういう場所だって確保しとってやらんといかんのですよ。すべて悪いところはだめ、だめ、だめじゃあね、やっぱしそれはねえ、昼間できない、夜ね、働く少年たちがですよ、昼間働いて食事をして、それから集まってちょっと遊ぼう、そういう場所も必要ですよ。しかし、ちゃんとその公園の利用についてはここまでですよと、これ以上はだめですよということは教えないかん。それはもう地域ぐるみでね、そういうことはやらないかんと思うんですよ。だから、再度そういう協議機関を設けて、今回の苦情に対してもよく私はわかりますけども、すべてうまくいくような方向で持っていかないと、公園そのものが死ぬんではないかというですね、そういう危惧を持っていますので、再度検討をいただけませんか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 福廣議員が言われるような公園でありたいと思いますし、ぜひそうあってもらいたいと思ってしているところでございますが、現実問題としてですね、やっぱり地域の方が、区長さんを含めて非常に困るということで、それに至るまでに教育委員会の方も何度か話し合いを持ったわけでございますけれども、今のような状況をとにかくやってみようということで結論が得られたわけで、この夏につきましても一応その辺で様子を見たいと、部長が答えたとおりまいりたいと思っております。

ただ、おっしゃるように公園のあり方として、やはり施錠して入れないようにするというのが適当かどうかと言われますと、余り適当じゃない側面がいっぱいあると思います。そういうことを勘案しながら、一応夏過ぎぐらいに区長さんあたりとまた状況をよく聞きながら、今後の対応について考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） ぜひ区長だけじゃなくて、さっき言いましたいろんな機関の人の協議機関をぜひ設けてほしいと思うんです。うちの区長は納得したといいますけども、決して納得してませんよ、反対と言ってますから。今度の水城ヶ丘の区長さんだって、区長になる前、反対、堂々と私に言っていましたから、納得できんと。新しい区長さんになって、区長になられるとどういう意見を持っておられるかはその後聞いておりませんのでわかりませんが、そういう考え方でございました。ですから、本当は模様を見るのは施錠してからでは模様は見れないんです、何にもわかりませんから。今後、今言われました協議をするということでございますので、それに期待をいたしますけども、ぜひ一日も早くですね、正常な形に戻りますように、それまでに災害が起きませんように私はただ祈るばかりでありますので、その点よろしく願いをしながら、今回はこれで質問をやめます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

次に、8番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔8番 渡邊美穂議員 登壇〕

8番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従って質問いたします。

まず、今回の福岡県西方沖地震で被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

私は本定例議会では、男女共同参画条例制定について、小・中学校の耐震診断と今後の計画について、障がい児・者放課後事業についての3点を質問いたします。

昨年12月20日に男女共同参画審議会から市長に答申のあった男女共同参画について、当初3月議会に条例案を上程される予定だったと伺っておりますが、何かの都合で未提案であり、さらに本6月議会においても議案の提案がありません。そして、今日までどのような事情で提案できないのか、議会に対して説明も一切ありません。まず、提案がこんなに遅れている理由に

ついてお伺いいたします。

第2点目は、昨年3月議会において私の一般質問の中で、市民の災害時の広域避難場所でもある市内小・中学校の耐震診断について、市のお考えをお伺いいたしました。その際、執行部のご回答は、太宰府市には地震はないという前提でという内容のものでしたが、不幸なことに、それが裏切られる結果になりました。今回の補正予算で、小・中学校における耐震診断のための委託料が計上されていますが、第四次総合計画の実施計画には上がっていながら、平成13年度から約3年間も予算がつかなかったことを考えると、今回の不幸な結果を受けて、慌てて予算化したという感がぬぐえません。想定外の自然現象が起こったときに災害は起きるのであって、それを食いとめるのは、人間の力では非常に困難です。しかし、今回起きた水城小学校体育館の天井が崩落するというような被害をどれくらい防ぐことができるかは、行政にも責任の一端はあると思います。今後この耐震診断についてどのような計画をお持ちなのか、まずお伺いいたします。

第3点目は、障がい児・者の放課後事業についてです。

障がいを持つ子どもたちは、普通学校でも養護学校などの特別支援学校でも、学校から一たん家に戻ってきた後、自力でほかの友達のところへ遊びに行くことはできません。したがって、放課後はひたすら家の中で親と向き合って生活することになります。障がいを持った子どもたちが、親の援助がなくても将来にわたって安心して暮らすことができる土壌づくりとして、できるだけ早い時期から地域に友達をつくり、地域に溶け込んでいけるように保護者の方が様々な活動をされています。しかし、実情は、公的な保障がないため社会的信用を得ることが難しく、その運営に係る経費を生み出すために、大変な苦勞をされているのが現状です。私はこの公的な保障の仕組みをつくるのが、行政にも求められるのではないかと考えます。また、頻りに病院にかからなければならなかったり、様々な訓練も受けなければならない子どもたちが多く、精神的、経済的な親の負担は大変なものです。

2005年度より、厚生労働省が障がいを持つ中学生、高校生を対象に放課後活動支援、タイムケア事業を実施しました。本年度はモデル地域を選定し、試験的に行っていますが、来年度以降はさらに拡大する予定だと聞いています。本年度、このモデル事業に福岡県内で手を上げたのは宗像市ですが、お隣の大野城市では、既に市の単費で実施しています。これは障がい児・者を持つ親の就労支援も含まれているということですが、厚生労働省の現在の要綱では、基本的に日中において看護する者がいないことが、タイムケアを受けられる対象者の条件になっています。これは本末転倒で、障がいを持つ子どもがいるために働けない親も多く、まだ試行段階であるとはいえ、問題があると言わざるを得ません。しかし、国、県が一定の補助を行うわけですから、ぜひ活用していただきたいと思います。

そこで、まずこの障がい児・者の放課後事業について、市のお考えをお聞かせください。回答は、項目ごとにお伺いいたします。

再質問は、自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 男女共同参画条例の制定につきましては、昨年から男女共同参画社会の実現に向けた条例について検討してまいりましたところ、昨年12月に男女共同参画審議会から答申をいただきましたので、これを慎重に審議しながら提案作業に入っているところでございます。

男女共同参画推進本部体制の中で、幹事会を3回、推進会を3回開催し、本部会議の段階となっておりまして、これを機会に男女共同参画の基本的考え方について共通理解を図りながら、また政策的判断を要する事項や事務的整備を行う事項についても、入念に検討しているところでございます。

現在、この条例案の特徴としまして、男女間の人権侵害等についての苦情処理の役目を、市長から委嘱を受けた（仮称）オンブズパーソンが持つというものがございます。この苦情処理につきまして、現在国においては障害者に対する人権侵害、男女間における人権侵害、地区出身者に対する人権侵害、外国人に対する人権侵害など、多岐にわたる人権侵害について司法にゆだねることで解決に時間を多く要したり、費用がかかることから、断念したりすることをなくしていくことなどを目的とした人権擁護法案の制定について検討がされています。

また、内閣府が男女共同参画社会の形成促進を目指し、2006年度から実施する新「男女共同参画基本計画」策定に向け、中間整理を男女共同参画会議に報告の上、同会議が7月をめぐり首相に答申し、年内に最終報告をまとめ、年度内に閣議決定を目指すものとされております。

このように、国における人権侵害に対する救済の内容について論議がっておりますことなどから、この動向などを見ながら、本市の男女共同参画推進の条例に対応していくことで考えておりまして、今6月議会提案は見送らせていただくことにいたしました。今後、条例案としてまとめ次第、できるだけ早い時期に提案させていただく所存でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

~~~~~

再開 午前11時10分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 先ほどの部長のご答弁にありました提案が遅れた理由、大きく分けて2つあるかと思いますが、まず1つ目にですね、新「男女共同参画基本計画」、これが年内に最終的な決定をするのを待っているというようなご回答でございましたが、今回この審議会が答申をいたしました男女共同参画推進条例案の上位法でございます男女共同参画社会基本法は既に制定されておりまして、当然審議会もその趣旨に沿って条例案を策定されたものと思いますから、これが提案理由の遅れとして出されるのはおかしいと思います。

それから、第2点目ですけれども、人権擁護法案の成立を待つというような内容だったと思いますが、これをもう一度確認をさせていただきますと、この人権擁護法案の中にある救済のための人権委員会が条例案の中にあるオンブズパーソンの役割を果たすことができるため、法制定を待っているということでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） まず、1点目の新「男女共同参画基本計画」の関連でございますが、ご案内のとおり国が平成11年6月に男女共同参画基本法というのをつくりまして、それを受けまして、福岡県の男女共同参画推進条例が平成13年に制定をされております。もう既に、それはご案内のとおりだと思います。

そこで、この基本法を受けたところの基本計画が5か年間を経過をするということの中で、現在国の方が中間整理を発表いたしまして、いろいろな問題点について一定の部分につきまして、先ほど申し上げましたところに諮問をし、答申をいただくということでございますので、その基本法ができて5か年を経過した中の社会情勢がどういうふうに変ったのかという部分は、条例をつくる側としては見きわめる必要があるのじゃないかというのが1つです。

それから、人権擁護法案の中に人権の救済に関するところの部分がどうなのかという部分が、私どもが一番知りたいところでございます。人権擁護法案ができて人権救済、いろいろな男女間をはじめ、あるいは身体障害者、あるいは人種関係、いろんな人権侵害の救済の手だて、方法がどのような形で人権擁護法案なる部分の中に織り込まれようしているのかということについても、我々としては見きわめる必要があるのではないかと、そうした国の大きな動きの中で、太宰府市にふさわしい男女共同参画推進条例とはいかにあるべきかという部分を十分見きわめた上で条例の提案をしても遅くはないのではないかとというふうな形の中から、現在のところそうした大きな2つの点について見きわめているという状況でございますので、ぜひご理解をお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） お話はわかりました。5か年ごとの見きわめる必要性はあるというご回答、この部分は一定納得をいたしますけれども、ただ、今人権擁護法案の中で一番問題になっているのはですね、この中のマスコミに関する内容でありまして、個人や団体の中で起こった人権問題については、現行案のとおり制定される可能性が高いと思います。ということは、おっしゃる方法だとですね、太宰府市で起こった男女に関する人権問題を、わざわざ国の独立権限組織である人権委員会に訴えるということになります。これが果たして現実的でしょうか。人権問題は、私たちの身近な生活の場である、周りで起こることが圧倒的に多いわけです。国の機関ができることを、なぜ市民の生活の場である自治体を実施することができないのでしょうか。この法案に定められております人権委員会と、それから太宰府市の条例案にありますオンブズパーソンの違いは若干ありますけれども、少なくとも国の人権委員会による事業

者や個人への指導勧告と太宰府市のオンブズパーソンによる指導勧告の最も大きな違いは、この救済機関へ訴えるまでと、そしてその後の被害者の負担増だけではないかと思いますが、国の機関に頼ることのメリットというのは一体何でしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今言われております人権擁護法案に関しましては、まさにおっしゃられているとおりだというふうに思っております。それがどういう動きになるのかというのは、現在のところはっきりしておりませんので、まだ上程もされてない状況の中で、私どもの方がこの条例案をどうするこうするという部分につきましては、そういうものを国に頼るとか頼らないとかじゃなくて、太宰府という一つの自治体として男女共同参画推進条例を推進するためには、そうした国の大きな部分の中で、先ほど言っています国の基本法でありますとか、県の推進条例でありますとか、そういうふうな部分を受けたところのあらゆる人権の救済の部分、そこを今回の男女共同参画推進の男女間だけの人権救済という部分に限定するものなのか、あるいは広げたところでもっと基本的な大きなエリアでとらえるものなのかという部分は、人権擁護法案という部分を見ないと何とも答えられませんよというのが、私が申し上げているところでございますので、そのあたりは国に寄っかかるとか、そういうふうな姿勢ではなく、太宰府市の独自性を出すためにも、そういうふうな国の法律というのは周知しておく必要があるんじゃないか。それがはっきり、それが施行されてこういう形での人権救済しかできない、こういうものしかできないという形が見えてくればですね、おっしゃってるようなことにもなりましようが、今のところこういうものであるという形になってますが、またそういう動きが現に国の中であっているわけでございますから、そういうところを見きわめたいというのが私どもの意向でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） そのおっしゃる意味はよくわかりました。そして、もしですね、新しい人権擁護法の理念に沿って条例を制定したい、国の法律のその理念に沿って条例を制定したいというお考えですと、例えば今おっしゃったご回答の中にもありましたが、川崎市の例にもありますように、人権擁護法のこの目的というのは、恐らくどういった新しい改正案だろうと変わらないと思うんですが、この人権擁護法案の中で人権ということで定義をされております。例えばおっしゃいました社会的身分、障がい、人種、民族、信条、性別、門地、性的嗜好、こういったものすべてに係る人権擁護とその救済を目的とした条例をまず制定し、その上で男女共同参画社会実現のための条例を制定するおつもりがあるというふうに今のご回答で受けとめたんですが、よろしいでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） そういうふうなとらえ方ではなくて、私どもが男女共同参画推進条例をつくらうとするときには、国のそうした動きを見きわめながら、太宰府市の男女共同参画

のあり方を議論する必要があるのではないかと申し上げますので、そのあたり誤解がないようお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 以前ですね、人権擁護法案ではその理念をうたいまして、先ほど申し上げました人種などを擁護する、人権を擁護するということをやっておりますけれども、これに基づいて太宰府市にも人権擁護員が配置されておりました。この人権擁護員制度において被害者を救済することが非常に困難であったことは、今回のこの人権擁護法改正案で人権委員会が制定されたことから見ても明らかです。また、本市の人権都市宣言に関する条例にうたわれた理念で、実際に差別を根絶することが非常に難しいということは、昨日の武藤議員に対する助役のご答弁にもあったとおりです。そして、それをなくしていくことが行政の責務であるともご答弁されておられます。そして、最初に部長のご答弁にありました司法にゆだねることは時間や経費がかかると、被害者に対して非常に負担が大きいということも先ほどおっしゃっておられましたが、さきの男女共同参画社会基本法では、救済についてオンブズパーソン制度のような実効性を確保できるものであることを付帯決議としています。今る遅れた理由をおっしゃられましたが、現在もう既に審議会が答申を行いまして、そして議案提出が2つの議会も遅れているという、今ですね、人権擁護法などを提案が遅れた理由にするというのは、そもそも市が何の目的でこの条例を制定しようとしていたのか、その姿勢が問われると思いますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） この条例の制定という部分につきましてはですね、それなりにやはり十分に議論をし、審議会の意見は意見として尊重しながら、それをベースにしまして市として、先ほどから申し上げておりますような、そういう大きな動きの中でどうあるべきなのかというのは、議論をする部分だというふうに思っています。これがいたずらに早い時期にじゃあ条例提案をすればいいのかという話になりましようが、私は多くの市民の方の多くの声をこの条例の中には織り込むんだと、その声を代弁されたのは審議会であるというのは十分理解しておりますが、ただ動きが、今私どもを取り巻く国の動きがそういう動きがあると、その中ではやっぱりそういう動きを見きわめてた上で、先ほどから申し上げております太宰府にふさわしい男女共同参画推進条例とはいかにあるべきかという部分は、十分にもうしばらく行政内部で議論をする必要があるのではないかと申し上げますので、そのあたりは誤解がないようにしていただきたいと思いますが、私どもは、男女共同参画推進条例の制定に向けて現在最大限の努力をしておるわけですので、そのあたりは理解してほしいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） わかりました。ご答弁にありましたように、条例制定に向けてぜひ今後も努力を続けていていただきたいと思いますが、少なくとも2月1日の市の広報にですね、議会へ条例案を提出するというふうに掲載されておりまして、それを待ち望んでる市民も少なくありません。また、市長の諮問を受けまして10回以上も審議会を開催し、市民公聴会も開き、その上で条例案をまとめた審議会に対して、答申後半年たっても何の経過説明も行わず、条例案提出が遅れた行政側の説明を聞くために審議会開催要求があったにもかかわらず、それを保留にしていると聞いています。そもそも審議会開催は、会長権限だと条例に定められており、会長から審議会開催を要求された場合、行政は万難を排してそれにこたえるべきではないでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 私どもの方が審議会の開催を拒んでいるという部分ではございませんで、審議会に今お話しする部分が現在のところないということございまして、進捗状況が今、先ほど申し上げておりますような進捗状況でございますので、来週に審議会に集まっていたかきまして、今議員にお話ししたようなお話を、そのとおり審議会には報告申し上げたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） はい、わかりました。来週審議会が開催されるということで、少なくとも、しかしこういった一般質問を行う前に、もし行政がそういったことでこの提案が遅れているということが明らかであればですね、審議会からそういった開催要求があったときに、きちんとその旨を審議会の皆様にご納得していただけるように今後はしていただきたいと思えます。

私、太宰府市内において差別発言を受けたり、DVに遭いながらも自分が社会的に弱い立場だと考え、公にすることで報復などを恐れる余り、ただじっと我慢しておられる市民の方を何人も知っています。ぜひ人権を大切にすまちならぬのなら、早急に市の考え方を審議会をはじめ市民にもきちんと説明をし、その実現に向けて努力されるように強く要望いたします。

では、第2点目のご答弁をお願いします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 小・中学校の耐震診断と今後の計画について。

昨日の橋本議員の回答と重なる部分もありますが、ご了承をお願いいたします。

小・中学校の耐震診断につきましては、本市には11校の小・中学校がございます。そのうち昭和56年の建築基準法改正以降新しい耐震基準に基づき開校しました4校につきましては、耐震基準を満たした学校となっております。その他の耐震診断が必要な7小・中学校につきましては、平成13年度に太宰府中学校及び水城小学校の全施設並びに太宰府小学校の体育館を除きます校舎部分について耐震診断を実施したところでございます。

今回の福岡県西方沖地震などの発生を受けまして、耐震診断が必要な小学校4校、中学校1校の体育館について耐震診断を行うため、今議会に補正予算を計上させていただいたところでございます。学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は特に重要であると認識をしておりますことから、残ります校舎などの耐震診断につきましては、実施計画の調整を担当部と今後協議を行い、早い時期に診断を実施したいと考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） ここに朝日新聞の記事があるんですけども、県におきましても住民ニーズにこたえまして、前倒して築20年以上経過した木造住宅の耐震診断を行うことを決定いたしました。今回の補正予算で、おっしゃるように小・中学校の体育館の耐震診断はすべて終了し、校舎も順次早い時期に耐震診断を行っていくということですが、現在校舎についてはまだ46%しか終了しておりませんが、今回の補正予算で体育館はすべて終了するかもしれませんが、具体的に校舎につきまして今後の計画がありましたら教えてください。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 具体的な計画につきましては、実施計画に計上をしておりますが、財源の関係もございますので、いつということはこの場では申し上げかねます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 行政は市民の生命と財産を守るのが基本です。今回は、幸いにも広域避難場所において、あるいは小・中学校において人的被害が生まれませんでした。しかし、市民が集まっていた水城小学校の体育館では天井が崩落し、太宰府中学校においては屋根がわらが落ちています。もし、不幸にも今回公共施設において人的被害が起こったら、それこそ取り返しがつかないことになったかもしれません。被害が起きてから慌てて予算化するというのは、場当たりの感じがしてなりません。以前から何度も申し上げていますが、限られた予算を執行するに当たり優先順位を決めなければなりません。その順位の決め方が市民の安全や生活を保障することを最優先すべきだという基本に立ち返り、もう一度ご検討いただきますように要望いたします。

では、3問目のご回答をお願いします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 市長への質問でございますが、まず私の方から回答させていただきます。障害児・者放課後事業についての2点でございます。

障害児・者の放課後事業についてご回答申し上げます。

ご質問の障害を持つ子どもの放課後の過ごし方につきましては、学童保育所では一部で障害のある子どもを受け入れている状況でございます。児童とは18歳未満とされておりますことから、障害児の放課後事業につきましては高校生までが対象となります。中・高生は支援費制度

の児童デイサービスの対象外とされており。身体障害者手帳等交付者、それから療育手帳交付者の児童数から見ますと、多くの方は自宅で過ごされている状況と考えられます。

障害児タイムケア事業につきましては、今年度はモデル事業で県内2か所、政令指定都市、中核市につきましては1か所となっております。来年度から本格的に実施がされていくようでございます。

今年度の県内の状況につきましては、久留米市が申請されているだけで、やはり補助基準では最低年間利用回数の延べ2,000回を実績としてクリアしなければならないなど、この事業の申請を行うにはハードルが高いことがうかがえます。しかし、この事業は制度のすき間を埋める施策として大事なものととらえております。そこで、この事業につきましては、要件の緩和や補助額の引き上げ、そして制度として位置づけることを国及び県に対して要望することを考えているところでございます。今年度から実施されますモデル事業の成果や結果などを見きわめてまいりたいと存じますので、いましばらくの検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 障害者基本法に基づいて作成されました太宰府市の障害者プランの基本計画の中にもですね、こちら50ページにありますけれども、障がい児と健常児がともに活動し、触れ合う機会を増やしていくなど、交流を推進するとあります。この触れ合う機会について、先ほどおっしゃいました学童に一部の障がい児童が来てるようですが、それ以外の児童につきまして、この触れ合う機会、学校以外でどのような計画をお持ちでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 学童保育所には数名の子どもさんが通所してあるんですが、それ以外につきましては、今年、平成16年3月に次世代育成支援対策行動計画というものをつくりまして、その中で障害施策の充実ということを上げさせていただいております。それで、現実としましては、いろいろ活動の場として数名の方のご協力によってですね、いろんな活動をされておられますし、社会福祉法人としては、すみれ園というところがございますので、そういうところで幾つかの事業もされておりますので、そういういろんな活動されてるというところがございますので、そういうものも私どもできちっと把握はさせていただいて、今後どう具体的に、通称「にこにこプラン」と言ってるんですが、その実施計画の中で具体的に方向性を出しながら進めていきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今ご回答いただきました内容で、現段階でですね、行政が具体的な方法をお持ちでないというのなら、例えば今それを実践している団体、個人も含めてですが、そういったところに対して行政としてどのような支援ができるかと考えてでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 今活動されてあるところが、例えば数名で活動されているところにつきましては、NPO法人の資格を取る努力もしていただいているということもお伺いしておりますので、本市としましては、そういう活動されている団体に対してどういう補助的なものができるかということもございましょうし、具体的には補助金を出すとすればですね、どういう基準づくりをしていこうかというところは、健康福祉部の中でも担当課の子育て支援課とか福祉課とかなるんですが、その中でも話をしているところでございます。

それで、補助をするための一定の基準をつくることによって、基準をつくれば例えば短期間ということじゃなくて、これからそういう事業をやっていかれる団体等に対して継続的にやっていくことが大事ではないかなというふうにも考えておりますので、その分につきましては、先ほどご回答させていただきましたように、もう少し時間をいただきたいというところでございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今長期にわたって支援をするためにもその基準をつくと、ですからいましばらく時間をいただきたいというご回答だったんですが、もう部長もご存じだと思いますが、現在ですね、水城小学校裏で障がいを持つ子どもたちの保護者が民家を借りて、「なかよしはうす」というのを運営されておられます。ここは障がいを持つ児童・生徒の放課後の時間を地域の方と交流しながら、子どもたちの成長を見守っているところです。できて1年3か月ぐらいですが、最近では障がい児童・生徒をはじめ、ほぼ毎日20名近い子どもたちが一緒に遊び、多いときにはご近所の高齢者、大学生のボランティアも含め50名近くの人々が集まっています。保護者が自主的にこういう活動を行っているというのは県内でも恐らく例がないため、他の自治体議員や県の社協からの視察及びマスコミの取材も受けています。しかし、現実はその公的な補償や、それから支援がないため、毎月8万円の家賃、そして光熱費、遊びに来る子どもたちのおやつ代を含めたすべての運営費を捻出するために、先ほど部長おっしゃいましたが、保護者の方はNPOへの申請、お中元、お歳暮や政庁まつりにおける物品販売、様々な助成金の申請を、日々のなかよしはうすの活動と子どもたちの病院通い、ご自分たちの生活の合間に行ってこられました。また、チラシなどを作成いたしまして、なかよしはうすのご近所の方のご理解を得る努力など、負担は非常に大きなものでした。その上、来年の賃貸契約終了をもってこの民家を出ていかななくてはならなくなりました。個人で居住するわけではありませんが、この民家の契約は非常に困難です。公民館などの公共施設を長期休暇を含めほぼ毎日借りることは困難であり、また障がい児たちが小学校から歩いてくることができる距離で安全な場所であることが必須であるため、地理的な制約が出てきます。このような厳しい条件の中でもこの一年間親と一緒にいるだけでは絶対にできなかったことを次々と実現していく子どもたちの姿を見て、成果を確信された保護者の皆さんは、子どもたちの将来のために今歯を食いしばって頑張っておられます。福祉部長、こういう団体、お時間を下さいということだったんですが、今現実こういうふうな団体があるわけですが、行政はどのような支援ができるとお考

えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） なかよしはうすでいろんな活動をされてるということにつきまして、担当課の子育て支援課になるんですが、課長もお伺いをさせていただいたということもございまして、活動される中でいろんなクリアしなければならない問題とかですね、先ほど質問の中で言われたことだろうと思いますが、そういうこともお伺いをしております。それで、先ほどから基準というところのお話をさせていただいたんですが、公的に支援をしていこうということが大事だろうというふうにも思っておりますし、そのためには一定のクリアしていただかなければならないというところもございまして、タイムケアという質問もいただいておりますが、その中では宗像市が申請をされているということをお伺いしたんですが、宗像市の方にお聞きしますと、A、B、C、Dと4段階ある中で最低の2,000回というところなんですが、それがどうしてもクリアできないというところで辞退をされたということがございますので、なかなかいろんな事業をやっていく中で難しさが多々あるかと思っております。ありますが、そういう一定の基準というのは当然行政としてはですね、つくっていかねばならないというふうにも思っておりますので、そういうところで、近隣では大野城市さんですかね、の方でも事業をやっていってタイムケアはちょっと申請はできないということも聞いておりますので、今子育て支援の中でいろんな事業を考えていって計画にのせていこうというふうにも思っておりますし、そういう計画の中で、今ご質問されてるものも含めましてですね、やっていかねばならないとなかなか実現に近づけないということがございますので、そういう意味で少し時間をいただきたいということでございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） そのハードルが高いというのはわかります。その2,000回から3,000回が最低ランクになっているわけですが、今このなかよしはうすのですね、利用状況あるんですけども、開設した当初は、確かに2,000回に届くには非常に難しかったんですが、現在のところはですね、年間200日以上ぐらいですね、なかよしはうすをあけることができれば、この2,000回という数字は恐らくクリアしていくのではないかと思います。そしてですね、これ朝日新聞にあるんですが、先ほど申し上げましたように、朝日新聞の中でもなかよしはうすを放課後活動として取り上げまして、同時に国のタイムケア事業に何とかということで問題提起をされております。その中で西南女学院大学の杉原先生がですね、住んでいる地域と関係なく障がい者をどこか1か所に集めて事業をするのではなく、地域の中で安心して暮らすという視点を大切にというふうにおっしゃってられます。

それで、総務部長にお伺いをしたいと思うんですけども、この太宰府市内の各地にですね、このなかよしはうすのような高校生も含む障がい児童・生徒と健全児童・生徒の交流場所があったら、それは今宮城県をはじめ全国で進んでるノーマライゼーションの先駆的な活動につながると思います。そして、先ほどから申し上げております、もしこのタイムケア事業を利

用することができたら、国がその予算額の2分の1、県が4分の1を負担するわけですから、先ほどおっしゃいました最低のランク、Dランクですけれども、施設の利用回数が2,000回以上3,000回未満の補助単価だった場合、太宰府市の負担額は150万円です。この2,000回から3,000回というのは、障がい児・者の利用回数だけですから、ここに地域の方や、それからボランティアの人数を入れたら恐らく5,000回から6,000回の利用が見込めると思いますので、その費用対効果は私は絶大だと思っております。財政的にこの150万円を捻出することは可能だとお考えになりますか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） やはり、こういう場合はですね、幾らだったら負担できるかできないかという金額の型ではなく、やはりその事業の優先順位だろうというふうに考えてます。予算が200億円ですから、200億円ならすべて負担できましようけども、やはり優先順位、重要度等々から判断をしていくべき事項だと思っておりますので、ここで150万円がどうかこうだということには財政的にはならないだろうというふうに考えてます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） それではですね、最後に市長のお考えをお伺いしたいと思いますが、もし仮にこのタイムケア事業の実施が無理だった場合でも、先ほど申し上げましたように、この市の施策にあるような沿った内容をですね、市民自らこれだけ知恵を絞って、そして汗を流しても非常に難しい厳しい局面があるという事実を踏まえまして、そのときに行政が一体どれくらいそれを支援することができるか、どのようにお考えか、お聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 本市の大きな柱に福祉でまちづくり、いろいろの福祉対策が必要かと思えます。ただ、今ご指摘の障害者の問題につきましては、いろいろ事例を挙げてのご質問でしたが、実態の把握はもとよりでございますが、国、県の動向、そして太宰府市でできることにつきまして担当部の方で調査研究をさせたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、5番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔5番 中林宗樹議員 登壇〕

5番（中林宗樹議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました2点について質問をいたします。

まず、環境美化センターについてお尋ねいたします。

高雄区にあります環境美化センターは平成3年4月より稼働いたしておりますが、この場所での不燃物の埋め立てはそれ以前から行われておりました。設置された当時、その少し前からごみ問題について、特にごみの埋め立てについては社会的関心も高まり社会的問題となっまいりました。また、そのような社会の動きの中で法律も改正され、それまでの雑多な埋め立てができなくなり、新しく処理工場がつくられ、最終処分として埋め立てがなされるようになり

ました。埋め立て処分については、当初より地元住民の方々には地下水の汚染や環境の悪化など、安全性について不安を持たれておりました。反対運動も起こりました。そうした中で地元とも協議が調い、現在の場所に建設されたのであります。このとき地元と交わされたのが太宰府市一般廃棄物最終処分場建設に伴う協定書でございます。この協定の期限が平成18年3月31日までとなっております。この環境美化センターは、最終処分埋立地の容量は4万2,550㎡あり、平成15年度においては不燃物ごみ1,508 t、粗大ごみ521 tの持ち込みがあったと聞いております。処理工場において処理され最終処分として埋め立てられております。次の3点についてお伺いいたします。

1、どのようなものが最終処分として埋め立てられているのか。2、今後の環境美化センターについての方針。3、この協定に対する今後の方針についてお伺いいたします。

次に、文化財の観光資源としての活用と文化財周辺の環境整備についてお伺いいたします。

政府は観光立国をうたい、全国各地で観光への取り組みを強化し、観光客誘致に力を入られております。本市においては年間600万人と言われる観光客が訪れます。ほかの観光都市から見ればうらやましいほどの数字でございます。それに、本年10月16日からは九州国立博物館がオープンいたします。その数字は大きく増加されていきます。これまでは、本市の観光は天満宮中心でしたが、これに国博が加わります。また、本市においては文化財の保存と活用についての基本方針となる太宰府市文化財保存活用計画が策定され、本市にある歴史・文化遺産の保存整備が一層進むのではないかと考えられます。整備計画では、水城跡の整備が大きく取り上げられています。史跡としては、この水城跡をはじめ、ほかにもここで取り上げるには枚挙にいとまがないほどのものがあります。このように、見るものについては超一流のものばかりですが、ではこれをどのように本市の活性化へとつなげていくかとなりますと不明な点が多く、これからの課題であります。この天満宮や国博に来られる多くの観光客にこれらの施設へ足を運んでもらえればにぎわいも生まれ、まちも活性化されていくのです。これだけのものがあるのに足を運んでもらえないのは非常に残念です。観光客の皆さんに足を運んでもらうためには仕掛けといいますか、その周辺の整備が大事でございます。観光客のニーズに合うような環境をつくる必要があるのではないのでしょうか。観光客は何を求めているのか、「見る」「食べる」「買う」と言われております。このニーズに合った環境をつくり、情報を発信し、サービスを提供できるようにすることだと思えます。そして、いかにこの太宰府でお金を落とすただかでございます。ただ、史跡の保存だけではまちは潤いません。この偉大な歴史的文化的文化遺産を柱とした観光産業をいかに活性化させるか、観光産業の活性化、これしか本市の活性化への道はありません。

そこで、今度の太宰府市文化財保存活用計画を見ますと、市民と来訪者の活用を促す「環境整備について」という項目があります。そこには「市民や来訪者にわかりやすく展示、解説し活用を促すために、発見の小径（ディスカバリー・トレイル）を設計します。トレイルには、実際に体験する活動に必要な最低限の歩道整備やサインの整備、交流利便施設（駐車スベ

ース、休憩所、トイレ等)の整備を推進します。民間による観光交流サービス(案内所、飲食店、土産物店、ギャラリー等)を許容するなどの措置も検討すべき内容と考えられ、対応する現状変更の許可の指標の見直しあるいは具体を行います。来訪者の滞在活動を有意義にするための環境づくりを推進します」とあります。この計画では利便施設、観光交流施設の設置や現状変更の許可等の見直し等もあると、従来よりは柔軟な対応ができるようになっているのではないかと思います。今までは保存一本やりであればできません、これもできません、文化庁の許可がどうだこうだというお答えばかりでしたが、これを機会に周辺の環境を整備し、観光客を呼び込み、にぎわいをつくり出し、活性化へとつなげていくべきだと思います。そこで、次の点についてお尋ねいたします。サインの整備、交流利便施設、民間の観光交流施設及び周辺整備について具体的にどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

再質問は自席にて行います。

議長(村山弘行議員) ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時49分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長(村山弘行議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民生活部長。

市民生活部長(関岡 勉) 1点目の環境美化センターの最終処分場に埋め立てられているものについてお答えします。

最終処分場に埋め立てておりますのは、搬入された不燃ごみと粗大ごみの中からアルミ、鉄、カレット、電池、蛍光管、可燃物、処理困難物などを取り出したあとの残渣で、金属くず、ガラスくず、陶器くずなどでございます。

次に、2点目のこれからの環境美化センターについてでございますが、昨年度最終処分場と水処理施設を中心に実施いたしました環境美化センター施設現状調査をもとに、今年度から施設改修の計画に入り、地元との環境美化センター設置継続の協議が調えば、来年度から年次計画をもって場内の施設整備の改善を図ってまいることといたしております。

3点目の地元との協定に対する方針についてでございますが、市といたしましては、施設周辺の皆様の日常生活環境面に不安を与えない信頼と安心を得る仕組みづくりを最も大事な点として提案し、ご理解とご協力を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(村山弘行議員) 5番中林宗樹議員。

5番(中林宗樹議員) 最終処分として埋め立てる分については、大体そういうところだと思います。

それから、環境美化センターの今後の方針についてということで、今もですね、地元と協議が調えば改修をしていくということでございますけども、これについては相当な金額がかかっ

てくるんじゃないかと思います。やはり機械も15年たっておりますので、やっぱりそれなりに更新する時期にもなりましょうし、それからですね、この環境美化センターがですね、今後どのくらいお使いになる予定あるのか、そこら辺ちょっとお尋ねしたいと思いますが。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 現在、先般調査をいたしましたところ、私どもが心配をしておりますようなことはなくてですね、現在良好な形の中で地域の区の皆さんあるいは農事・水利組合の皆さんのご協力を得ながら、順調に稼働させていただいておりますことに対しまして非常にうれしく思っております。それで、今後どうするのかということですが、現在がちょうど、処分場が約半分ほどになっておりまして、現在の調子からいきますと大体二十四、五年ぐらいは埋められるであろうというふうには思っておりますが、現在契約をしておりますような部分の中で、15年を一つのめどとして、引き続き地元の方のご協力をお願いできればというふうに思っている次第でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） あと二十四、五年ということで、限度がですね。そういうことでございますけども、やはりこういう施設につきましては次の場所の選定とかですね、やはり探されるには相当時間がかかるとお思いますので、やはりもうそろそろですね、しかかっていたらいいんじゃないかなと思っております。

それからですね、次にこの施設についてですね、指定管理者にされるおつもりあるかどうかお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） この環境美化センターという施設の性格からしましてですね、指定管理者はなじまないのではないかとこのところ理解をしておりますので、ただ指定管理者制度に来年4月から移行して、その動きの中でこの環境美化センター自体もその指定管理者になじむということがございましたら、その段階では考えたいとは思いますが、現在のところ直営で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） それでは次にですね、大体地元と話しして、後継続していきたいということですが、建設については地元と協定され、それから最終処分場をここに設置されましたことについては、当初やはり地元の方々には地下水とか環境の悪化とかですね、そういうことについて非常に心配されておられましてですね、今現在でもですね、今のところちょっと難しいと思っておりますけど、できればもう移転してここを廃止してもらいたいというような地元の方々の希望は非常に強いんですけども、難しいとは思いますが、地元の方々の気持ちというのはご理解いただいているんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 私どもです、環境美化センターが環境に与える影響、これにつきまして非常に心配をしております、昨年の暮れから地元の方に、区・農事・水利組合の方にですね、お話をしまして、一番心配されております現在の処理施設の状況がどうかということと、調査をした井戸でありますとか、三面水路でありますとか、そういうところの水質状態はどうかということにつきまして一番不安が多いであろうということで、先般私も参りまして報告をさせていただいております。先ほど申し上げましたように、私どもの方も心配をしておりますような形ではなくて、現状それぞれの基準の範囲の中で動いておりますので一安心をしておりますが、いずれにしましても6万6,000人市民が日常的に使用施設、その分についての受け皿でございますので、安全にさらにですね、気を配りながら進めていきたいというふうに思っております、地元のご意見は謙虚に、十分に話はお伺いしながら、ご理解を求めたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 協定書の第3条に、公害防止のため十分な施設の整備を行うとともに、その管理について万全を期すということで明記されておりますけども、現在までの安全対策について万全であったと思われるかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 平成3年4月からですね、ずっと現在まで経過をしております、その間はいわゆる大雨もございまして、いろんな形の経過をたどっておるのは存じ上げております。ただ、今の部分につきまして現状の中ではどうかということでございますが、現状は先ほど申し上げておりますように、一番心配されております飲み水の井戸の関係でありますとかですね、あるいは河川の水質の関係とかという分につきましては、おかげさまで基準の範囲内で推移をしておりますので、それを継続していくべく最善の努力を傾注したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） ある程度は万全にしているということでございますけども、一昨年の7・19のあの災害の時期にですね、あそこへ水が大量に入りまして、あそこへ埋め立てするべく野積みされておりましたごみが高雄地域へ流出してるんですけども、これについてはどんなでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） そのことにつきまして一応承知をしておりますので、今後はそういうことがない形の中で、問題はあそこ水をですね、あそこにあります、いわゆる先ほど申し上げました残渣を外にいかにして出さないか、それとそこを浸透します水の影響が地下水で

ありますとか河川でありますか、そういうものいかに影響を与えないかというのが、問題は2つだというふうに思っておりますので、そのあたりについてはですね、そういう平成15年の教訓も生かしながら、今後は来年4月1日以降引き続きお願いするに当たっては、十分に地元の方々にはお話をさせていただこうかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） やはり、もう最後の最後のごみでございますので、やはりそれが一般のそういう地域へ流れ出るといことは、いかに100年に一度の雨とはいえ、やはりこれはあってはいけないことでございますので、そこら辺の管理は十分やっていただきたいと思っております。

それからですね、次に、埋め立てが終わった部分につきましては、真砂土で覆われてあるんですけども、のり面についてですね、今現在見てみますと、覆土のまんま、泥のまんまその上には何の保護処置もせずに放置されておりますけども、これについてはどんなにかされるおつもりあるんですか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） これは、さきの12日の日曜日に議員さんもお出席をされたというふうに聞いておりますが、現場の調査をですね、高雄区の方と農事・水利の関係の方が現場を見られて、そしてどうなのかというお話をその後したいということでございまして、私どもの方の課長からその報告を私も受けておりますが、今議員さんおっしゃっておりますような、そういうふうなところの処置はどうするかということでございますが、これはちょっとどういう形が、今ご提案されてる形がベストなのかどうかですね、どういう形が一番いいのかというような分、あの施設の中でどういうふうな形で処理するかという、ちょっと時間をいただいてですね、そういう状況があることは私どもも十分認識しておりますので、そのあたりについては、先ほど申し上げました実施設計等々の中で反映をさせていながら、こういう形が一番いいのではないかという方法等を見つけ出せばというふうに思っています。もうしばらく時間をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 覆土のまんまでされておりますので、それも50cm程度の覆土ということでございますので、やはりこれもう時間的にですね、やはり雨が降ってどんどん表土は流れ出しております。それが最初のときは50cmですが、今はもう30cmぐらいひょっとしたらなっとなるかもしれませんね。そして、今度また今度の梅雨でどのくらいの大雨が降るかわかりません。そうなった場合には、その表土は流出されて、その中にありますいわゆるごみがですね、また流出してくる可能性がある。これは絶対災害についてのですね、お話がまだ今議会でもたくさん出ておりますけども、やはりそこら辺のですね、ありますので、これは梅雨にもう入っておりますので、これはちょっと時間くれと言われても、やはり何とか梅雨に対しての応急処置

だけでもですね、ちょっと何か考えていただけませんか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今議員さんが言われました、私は大々的なその部分の中でどういうふうを考えるのかというふうにとらえておりましたが、言われておりますことにつきましてはですね、私どもの方のスタッフもあそこに常駐させておりますから、その部分の中のそうした天候等の変化、あるいは状況等は私も現場を見て十分わかっておりますので、そういうご心配がないような形でですね、今できることにつきましてはすぐにでも処理をして、地元の皆さんの不安解消には努力したいというふうを考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 一刻も早くそういう対策をやっていただきたいと思います。

それから、先ほどから部長の方から水について心配がないようにということでご答弁いただいておりますけど、この水についてですね、ちょっとお伺いしたいと思いますが。

今ですね、検査される場所が7か所ほどつくってあるようでございますけども、やはり地下水でございますので、どこへどう流れているかわからない。それから、川もですね、水もずっと水路を流れておりますので、今の7か所は環境センターのすぐ近くの分だけでございますので、やはりこれについてはもう少し調査箇所を広げてですね、調査の地点をですね、もう少し増やしていただけないだろうかということで、これはこの間の視察の折にですね、これは地元の方からも出ておりましたんで、課長の方がご存じかと思っておりますけども、これについてはいかがでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） その件につきましては、最初の農事・水利の話のときに、今議員さんおっしゃったようなお話出ましたので、私の方としましては一応、先ほどから基本的には安心して住んでいただく、あるいは飲んでいただく水等々でございますので、そういうものにつきましては地元の方と協議してですね、必要であれば箇所数は増やして、対応をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） なるべくその方向でやっていただきたいと思います。

それから、その調査箇所の1か所の水路がございまして、この水路の中でBODの数値が1.8と、これは基準としては2.0を超えないようにということで、もう1.8ということでもう上限に近いところまで上がってきてるんですけども、これはお話ではたまたまそのとき、調査したときがそうであったということでございますけども、やはりこういう数字が上がるということはですね、今後やはり上がってくる可能性もあるということでございますので、やはりこれ上がってからどうこうするんじゃなくて、やはり上がらないような処置をしていただきたい

と思いますけど、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） そのことにつきましても、こういうパンフレットを現場の方で議員さんお持ちだと思えますが、その中には、おっしゃるように1.8という形になっております。それで、じゃどのくらいの、今のところその水質はどのくらいの水かと、いわゆる三面水路の分ですね、つきましては近隣の宝満川というのが流れておりますが、そことおおむね同程度の水質になっておるといってございまして、私どもの方としては一安心をしているところでございますが。じゃ、そういう2以下であるから大丈夫なのかというふうなこともございまして、それは私どもの方としましては検査を注意深く見守って、もしそれが少しでも異常等々がございましたら、若干でも異常があれば、その対処策を講じながら、そしてその数値についてもできるだけ地元の皆さんに公表しながら、こういう形で推移してるんですよということが形の中に今後は、今もやっとりましますけども、さらにそれを進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） そのような取り組みをお願いしておきます。

それから、有害物質について重金属等が水に含まれていないかということで、調査項目がですね、これ環境省の方で決められた分があるんですけども、それについて近隣の3軒の井戸を使ってある方にはそれを調査した分を報告しなければならないということで書いてありますけども、その報告の仕方が、やはり何というんですか、ちょっと大まかなところではあるみたいなんです、やはりもう少しそういう調査項目で決められたようなことを一覧表にして、きちっと出していただいて、それからそれをただぼんと郵送するだけじゃなくて、やはりその数字について、その農家の方々にこういうふうですよと、ここはこれで安心していただけますよというような説明までしていただかないとですね、受け取られた方は全然素人でございますので、本当にその数字が安心して使える数字かどうかということもあると思いますので、そこら辺の配慮をしていただけるかどうか、お願いいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今議員さんが言われていることは非常に大事なことでございまして、平成3年4月からずっとこう動いていく中で、いわゆるきちとした報告を私どもの方ではしてるつもりでございますが、再度今言われましたような部分を確認させていただいて、今後は面談するなり何なりしながら説明するという形の中から、さらに安心感を持っていただけるように努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） そのようにひとつ、なるべく心の通った対応をしていただきたいと思います。

ます。

それから、地下水についてでございますけども、やはりここはですね、もうそれこそ立派な施設ができる前も雑多なものがそれこそバッテリーやら乾電池やら、それからどうかしたら生ごみも持って行って捨てたというような経緯があるようでございます。それで、結局それらのものがやはり地下水として高雄地区へ流れ込み、やっぱりわき水として出てきよるわけですね。ですから、そこら辺の調査、今はやっておられますけども、今後ともあれをずっと続けて、あそこを閉鎖された後もやはり継続して調査をやっていただきたいと思っておりますけど、これお願いできますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今議員さん言われますように、過去いろんな経緯を経て平成3年4月から現在地の中に、当時としましてはその環境をクリアできるような施設をつくりまして、そして永々として処理をさせていただいて、もうしばらくしますと15年が経過をするという形になっております。だから、そうした部分がありますので、それは当然のことながら地下水、冒頭私が申し上げておりますように、地域の方々にはですね、安心して安全な水として、ふだんの水と何ら変わらないという形での水質の、何というんですかね、保全といいますかね、水質の確保といいますか、そういうふうなものに向けてはですね、十分私どもは地元の意向も聞いた上で、最大限の努力はさせていただこうというふうに思っておりますので、ぜひご理解をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） この処理場にはですね、先ほども部長言われましたように、太宰府市民の皆さんのお使いになった後のごみ、不燃ごみ、それから粗大ごみを持ち込まれて処理されておるんで、もちろん安全については万全を期してもらおうとともに、やっぱり日々不安を抱えながら生活をされてる地元の方へも特別な配慮が一定あっていいんじゃないかと思いますが、この安全についての考えと地元への配慮についてどのように考えておられるか、これは市長の方からご答弁いただきたいと思いますが。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 環境美化センターでございますが、本市の不燃ごみ、あるいは粗大ごみの最終処理施設として、市民の皆様の日常生活を支える重要な施設でございます。施設の運営が現在まで周辺住民の皆様のご理解とご協力によりまして、円滑に今日まで来ておりますことにつきましては、改めて感謝を申し上げます。今いろいろご指摘がございましたが、本市といたしましても、今後ともこの施設の適正な管理あるいは監視のもとに、施設周辺の皆様には生活環境の不安が生じさせることがないように、細心の注意を払いながら円滑な施設運用に努めてまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） ありがとうございます。そういうことで今後ともですね、やはり施設の安全管理については十分ご配慮をいただきたいと思います。

これで1問目は終わらせていただきます。

2問目お願いいたします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 観光資源としての文化財の保存の活用についてお答え申し上げます。

今回策定いたしました文化財保存活用計画の中に、大宰府関連史跡に関する保存活用方針を掲げ、市民と来訪者の活用を促す環境整備の今後のあり方を示しております。ご質問のサイン整備、交流利便施設等については、既に遺跡などの案内板や解説板あるいは公衆トイレ並びに広場など一定の整備は行っておるところでございます。今後この計画にあります「発見の小径事業」として、長期的な視点に立った計画を立て、また財政状況等も勘案しながら整備を進めていきたいと考えております。

また、民間の観光交流施設については、文化財保護法の現状変更の問題もありますが、観光の視点も考慮いたしまして、計画の考え方について福岡県や文化庁と今後十分に協議をしてみたいと考えております。

なお、平成17年度につきましては、水城跡の東門付近の案内板設置や展望所と広場などの整備を行うことといたしております。今後の史跡地周辺整備については、関係課と十分に協議検討してみたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 3月に非常に立派な文化財保存活用計画ができておりますけども、この文化財保存活用計画の内容につきまして指導機関として文化庁、それから県の文化財の担当の方も入っておられるということで、ここに書いてありますことについては文化庁の方も十分承知されてることじゃないかと思っておりますけど、そこら辺はいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） ただいま申されましたように、福岡県の文化財課あるいは文化庁の技官に入っていましたので、内容については十分理解をいただいております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） それで、その中にですね、先ほども読み上げましたけども、市民や来訪者にわかりやすく展示、解説し活用するということで、その中でいわゆる現状変更、それから許可の指標の見直しというようなところが書いてありますが、そこで現状変更等を認めるということでございますので、認めるとはっきりは書いてないんですけども、認められるような緩やかな方向にいくということでございますので、やはり今まではあそこへ建物は建てたらいかん、あれはいかん、これはいかんということで非常に規制されとったんですけども、やはり創建当時の建物を復元したりとかですね、というようなことは可能になる可能性があるのじやな

いかと思いますけども、そこら辺はいかがお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 史跡地内の個人住宅を利用して店舗等へ活用する場合の許可につきましては、県の用途変更の許可が必要でございます。延べ面積の2分の1が50㎡以下ということについて許可されます。ただし、平成18年5月17日まで建築許可が得られたものに限るというような条件がございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 平成18年5月18日というのは、これはですね、何というんですか、市街化調整区域の、既存宅地の法律の分に入ってくるんじゃないかと思いますが、これはこれまでにある程度のことを届けをしておけば建設が可能ということでございますので、そのような分についてある程度市の方で長期的なものをつくられて、そして5月18日までに何かそういう届けを出していただいとけば、それ以後は期限がないみたいでございますので建設もできるんじゃないかと思いますが、何とかそこら辺ですね、やはり史跡地があるというだけで、やはり上に物がないと、何というんですかね、観光に来られた方がぱっと見えんわけですね。ですから、そこに上に何か上物をつくって、やはりそこに、帰っても、ああ、あそこにああいう建物があったなというようなことが思い出されるような施設をつくっていただきたいと思ます。

それから、そういうことで、なるべく早く検討していただき、平成18年5月18日ですから、あと10か月ぐらいですかね、ありますけども、やはり計画をなるべく早く立てていただいて、そういうのでできるようにしていただきたいと思ます。

それから次にですね、交流利便施設についてということでございますけども、やはり史跡地はとにかくだっ広い、特に水城あたりは非常に広大な敷地がありますので、あの敷地の中に広場をつくっていただいて、その広場が利用できるような方向で今後考えていただけないだろうかと思ますね。なるべくですね、入り口は広くとって、そして広場には、いわゆる下に草が生えないように、ちょっと厚目のアスファルトを敷いて、そういういろんな目的に使えるような広場を整備していただけるような方策はできませんでしょうか、お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 今のいろいろとこういふふうにしていただきたいという要望の筋はよくわかりましたけれども、ちょっと私、とらえ違えていたら申しわけございませんが、この保存活用計画なんですが、今までですね、保存とか保護ばかりで、活用というふうに全然手が入れられなかったから、先ほど出ましたように県とか、または国の方々に来ていただいて、こんなふうな考え方をしていくと活用できるんじゃないかというような案をつくっていただいて、そしてここにまとまったというのが現状でございますので、これができたからすぐですね、用途が変更されて建物ができたりとか、広場ができたりというものじゃないということ、何かとらえ違いがあったというふうに私が感じたもんですから、蛇足かもしれませんが、そんなふ

うに私ども考えておりますので、こういう計画をとって、全体的な中でこんなふうにして太宰府市の史跡を活用していくんだと、そういう全体計画を持って申請をしていくと、より承認しやすんじゃないかということと理解いただけるんじゃないかということで進めていっておりますので、すぐですね、これ申請でも、5月何日か日にちが出てましたけど、これだから建物が建つかとかというふうにはならないということだけは、私ども頑張らなくちゃならないわけですが、そういう状況にあるということだけのご理解いただきたいと思いますので、先にお答えさせていただいております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） それはですね、今すぐできるとは決して思っておりません。これにはですね、やはり何としても予算がついてきますし、それから先ほどの文言の中で、そういう方向にいくということだけの方向性で、そうしてもいいよということまではここでは読み取れませんので、それは十分わかっておりますので。ただ、方向としてですね、そういうふうな取り組みをやっていただいて、このいわゆる史跡地ですね、本当に市がですね、もう本当、自慢になるかならないかわかりませんが、市の面積の15%は史跡地ですよというようなことを言われてますので、この広大な史跡地をいかに有効に使って観光資源として使うと。観光資源として使わないことには本市の活性化はないと、先ほども言いましたように、これを本当の基幹産業として観光産業として育てていく。それにはですね、お客さんに、観光客の方に来ていただいて、そこで何らかの感動を覚えていただいて、そして満足していただいて帰っていただかなければですね、これはそういう価値がありませんので、そのための一つの方策として、これは今いろいろお尋ねさせていただいておりますので、決してこれがですね、すぐしてくれと、これはもう早い方がいいんですけども、ただ先ほどの平成18年5月18日という話は、これは建築基準法の方で決まっておりますので、やはり何かそこに将来ですね、史跡地、史跡地はもちろ調整区域になりますので、ここに何かをしようというときには、やはりそういう届けをしておかないと、将来ですね、もうしようと言ったときに、いや、もうそれは法律が時効となっておりますから何もできませんよというようなことではですね、やはりこの貴重な史跡を活用していくということについて非常にもったいないと思いますので、お願いしておきたいと思えます。

それから次にですね、これも蔵司の跡地を買い取られるということで、これもですね、早急にという話じゃないですけど、それこそこれもですね、いわゆるこれこそもう平成18年5月18日までに、やはりあそこの建物が、あそこの跡地を買い取られまして更地にしてしまうというような計画があるみたいなんですけども、それについてはせっかくあそこに今建物がありますので、あの建物を残して、現状としてはとても使えるような状態じゃないということをございますけども、ただ建物があるという現実だけは残っておりますので、やはりこの建物があるという現実を見て、そしてそこにまた何か食事のできるような休憩所をつくっていただければ、あそこの場所も生きてくると思うんで、やはりそういう方向で文化庁の方等にもいろいろ

あると思いますけれども、先ほども言いましたように、今度の計画の中で若干柔軟に対応していただけるような文言も入っていますので、この蔵司の建物について、やはり食事のできるような休憩所にですね、やっていただきたいと思いますが、これについてのお考えをお伺いさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 蔵司跡の購入につきましては、大宰府跡を物語る上で、昔の役所である政庁跡とあわせまして、その当時の財政をつかさどる蔵司は重要な遺跡であるというふうに考えております。公有化を図る必要があると考えておりますが、現在この土地につきましては地権者から買い上げ要望が提出をされまして、買い上げについての事前の協議を今行っておるところでございます。買い上げにつきましては数か年を要すると思われるので、活用については今後関係機関とも十分に検討をしてみたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） なるべくですね、観光客に喜ばれるような施設をつくっていただきたいと思います。

それから、史跡地の周辺に……

（発言する者あり）

ちょっと静かにしてください。

議長（村山弘行議員） 静かにお願いします。

5 番（中林宗樹議員） 次にですね、史跡地の周辺についてでございますけれども、これも以前の議会でちょっと質問しておりましたけれども、政庁跡前の政庁通り南側の第一種住専の地域をですね、やはりここを観光ショッピングができるような地域にさせていただければと思いますけれども、これは観光バスなんかで私どもが旅行に行きますと、ガイドさんは必ず、ショッピングはどこそこのショッピングセンターでやりますよということで、もう買い物する場所は決められて、観光する場所はもう時間は余りとられないということで、そういうことで、この政庁通りの南側あたりに、やはり大きなそういうショッピングセンター、まだ空き地ありますんで、ショッピングセンターを誘致したりとか、それからレストランとか喫茶店とか、そういうものを誘致してくれば観光客の方が天満宮から水城跡まで歩いていかれる中で、やはり買い物をされたり、それから休憩されたりすることができますので、ぜひこの用途地域を住居地域へ変更していただきたいと思いますが、これについていかがでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 政庁通りの店舗等については、以前から十分検討をしておりますが、今言われますように都市計画区域の問題がございまして、上がっては立ち消えとなっているのが現状でございます。

それで、今後活性化するためには、やはりご提案されますように住居地域の見直しということも考えていく必要はあるというふうには思っておりますので、今後十分検討してみたいと

思います。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） そういうことで、そして先日のご答弁では、もう全然けんもほろろでございましたけども、今日は本当にお答えありがとうございました。今後ぜひ実現できますようをお願いしておきます。

そういうことですね、本市の今財政も逼迫しておりますけども、結局そういうことをやりながら、市内の活性化を図っていただいて、太宰府市が元気になれば税収も上がってきますし、それとやっぱり市の将来も明るくなっていくと思いますので、ひとつ前向きに生産的に取り組んでいただきますことを要望いたしまして、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、1番片井智鶴枝議員の一般質問を許可します。

〔1番 片井智鶴枝議員 登壇〕

1番（片井智鶴枝議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、2項目につき質問させていただきます。

まず、市の防災、危機管理についてお尋ねをいたします。

阪神・淡路大震災以降、日本各地では大規模な自然災害や事故が頻繁に起こり、多くの人その犠牲に遭い、とうとい人命、財産が失われております。太宰府市においても、一昨年豪雨災害で大きな被害が出たのは記憶に新しいところですが、ごく最近では専門家をはじめ多くの方が予想だにできなかった福岡西方沖地震が3月20日に発生し、太宰府市においても震度4が記録されたところ。このことは、まさかのことが起こり得ること、自分のところは安全だろうという他人事的な態度は通用しない。言いかえれば、いつどこでも起こるかわからないのが災害であるということ、改めて再認識するきっかけともなりました。

このように、時と場所を選ばない災害などの緊急事態を予知、予防すること、また緊急事態が発生したときに素早く対応し、被害を最小限にとどめるのが危機管理であり、防災とは災害予防及び災害応急対策の意味で使われていますが、今後防災対策、危機管理は行政のみならず、企業、私たち一個人がそれぞれの立場で責任を持ち、行動していくことが何より有用であります。

現在、私たちは災害のほかに環境問題、犯罪、経済面で多くの危機に直面しています。そのような危機の中でも、特に災害は人命にかかわる危機であり、1つが発生すれば、次々と他の危機を誘発する可能性が高いものです。このため、災害に対しては最も十分な備えが求められます。このような危機に対し、日本人は他民族との抗争を繰り返してきた西洋諸国に比べ、弱いと言われております。災害は忘れたころにやってくる的な対応で済ませてきた部分もあります。

さて、一個人の危機管理の弱さもさることながら、行政の危機管理はというと、多くの災害

報道など見る限り、その危機管理の意識が希薄、もしくは全くなかったのではと思わせる事例が、災害のたびに報道されています。そもそも行政の特性として継続性、安定性を求めて、法律や手続が重視され、日常業務では文書主義、前例重視、画一性、形式が優先されますので、異常事態発生、すなわち災害などが起こったとき、通常のルールを適用せずに臨機応変に適切な対処をするということは、行政職員には不慣れで、困難な仕事であると言えます。

しかしながら、災害において公務員である行政職員一人ひとりがその任務を自覚し、最大限の努力で万全の対策をとり、被害を少しでも減らしていく公務員としての責務を果たさなければなりません。では、先月3月20日に発生した福岡西方沖地震時の対応などから、市の防災対策や危機管理の現状がどうなのか、次の3点につきお尋ねいたします。

1点目は、3月20日の地震発生時、この日は休日でしたが、情報収集の方法、また市職員の招集体制や陣容など、市の対応についてお尋ねいたします。

第2点目は、学校、地区公民館など、避難所の安全性とその開放についてです。

各地区の公民館、学校の体育館などは避難所として指定がなされていますが、耐震化への整備の遅れなど、課題も多いようです。また、その地域の地理、地形など、地域によって異なり、災害の状況では避難所としての安全を確保できない避難所もあると思われます。そこで、各地区の避難所の実態調査などはなされているのか、また避難所としての開放、開設の基準はどの段階でなされるのかについてお尋ねをいたします。

次、3点目として、災害を想定した市民参加型の防災訓練についてであります。

現在、年1回、筑紫野・太宰府消防署の合同訓練が行われ、市民も参加してはいますが、全市的な防災訓練は行われていないのが現状です。災害時の被害を減らし、また市民の防災意識を高める上でも、全市的な防災訓練の必要性があるのではないかと考えられますが、そのような協議はなされていないのでしょうか、お尋ねいたします。

次は、指定管理者制度の導入についてお尋ねいたします。

地方自治法が改正され、これまで公共的団体などに限定されていた公民館、図書館、体育館などの公共施設の管理運営に、民間営利会社も参入可能となりました。この背景に、国が大幅な財政赤字を解消するため、小さな政府、小さな自治体づくりを進めていく中で、行財政運営の構造改革や規制緩和の観点からも、民間でできることは民間で、いわゆる民間開放の流れにあります。今後、公の施設の管理運営において、直営方式にするにせよ指定管理者制度にするにせよ、公の施設の管理運営が従来に増して柔軟に対応できることになり、この点について自治体の自由裁量が増したことは朗報であると私は解釈しております。

と同時に、公共施設の管理運営において、よりよい市民サービスの提供のあり方、また自治体の支援措置、支援方法のあり方やその対応措置に対する自治体の説明責任、さらに事業評価や行政評価などが厳しく問われることも強く認識すべきであります。

では、ここで太宰府市が今回の指定管理者制度を導入することにより、市民への公共サービスの向上になるのかどうか、また期待できる点は何なのかの2点につきお尋ねをいたします。

以下、再質問につきましては、自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 市の防災、危機管理につきまして市長の答弁をということですが、まず私の方からご答弁申し上げます。

まず、1点目についてでございますけれども、去る3月20日午前10時53分の地震発生時には休日ではありましたが、幸いにも総務課の課長と係長が他の業務で出勤をしておりました。そういうことから、発生後、震度計の震度4を確認をいたしまして、直ちに災害警戒本部を設置するとともに、本市の地域防災計画の動員配備、応急活動体制にのっとりまして、災害警戒本部要員職員に連絡を取りまして速やかな参集指示を行うとともに、最終的には自主参集した職員も含めまして、72名の職員が出勤をいたしました。そして、直ちに各部長が各班ごとに分掌事務に従いまして、市民からの情報収集あるいは市民からの通報、そして職員の市内巡視によります公共施設あるいは道路、そして上下水道施設などの被害状況の調査を行い、さらには消防署からの通報、そして全行政区長、44人の区長さんに対しまして区内の被害状況の調査の依頼、把握などを連絡いたしております。この間、消防署とも連携を取りまして、市内全域にわたりまして余震などの注意を呼びかける広報活動も、同時に活動いたしております。

次に、13時20分に、第1回目の災害警戒本部会議を開催をいたしまして、様々な被害状況の収集、報告、確認を行うとともに、今後の応急処置や対応について協議を行っております。

また、16時15分に、第2回目の本部会議を開催いたしまして、これらの通報による被害発生現場につきましては、建設復旧班あるいは総務調査班を中心に班編成を行いまして、現場の調査確認を実施しながら、被害の認定を行っております。

その後、一定の落ちつきを取り戻しました17時に、この警戒本部を一部縮小いたしまして、11名の体制で警戒を続けました。そして、明るる日の21日の15時をもって、一時的に解散をいたしております。

次に、2点目についてでございますけれども、今回の地震におきましては地区公民館の被害につきまして、内山公民館の方で一部損壊があったわけですが、他の地区からの報告はあっておりません。しかしながら、老朽化した地区公民館も幾らかありますので、今後地元区長とも連携を図りながら、その実態調査もあわせて点検をしていきたいというふうに考えております。

次に、避難所開設の基準についてでございますけれども、基本的には市が避難勧告を命令すると同時に開設をするようにいたしておりますけれども、市民の方から自主的に避難をしたいという申し出があれば、市の警戒本部の方から各区長に連絡をいたしまして、直ちに公民館等を開設していただいているところでございます。

次に、3点目についてでございますけれども、災害の防止や軽減を図るためには、やはり日ごろの訓練を実施することによりまして、迅速、的確な行動をとることが最重要であるということとは、十分認識はいたしております。

昨年平成16年度に実施いたしました筑紫野市との合同総合防災訓練におきましては、平成15年7月19日、豪雨災害で河川のはんらんによる住宅浸水被害が発生した地域を主体的に訓練会場といたしまして、近辺、近隣にお住まいの数多くの市民の皆さん方にも協力をいただきながら避難訓練などに参加をしていただき、いわゆる広域的な実践訓練という形で実施をしたところであります。

ご提案をいただいております全市的な防災訓練の必要性については十分理解はいたしますけれども、当面は現在筑紫野市とやっております合同訓練をお互いに創意工夫しながら、一人でも多くの市民の参加型の訓練へと継続をしていきたいというふうに思っておりますけれども、やはり市民に最も身近な各地域ごとの自主防災組織におけますところの防災訓練の実施というものが非常に重要だというふうな判断もしてますことから、こうした地域ごとの防災訓練を積極的に、今後、関係の区長さん等も通しながら、実施をしながら、市民の防災意識の高揚に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 今のお話を聞きまして、一昨年の災害のときの教訓が生かされているのではないかと聞いておりました。休日にもかかわらず、72名ですかね、職員の招集があったということは、これは臨機応変な対応であったかと思えます。

ただ、災害のときに一番必要なことはですね、情報の収集、伝達、それと共有ですね。これは行政内部においても、また市民との間においてもそれが言われます。それで、さきの西方沖地震を例にとりますと、これは皆さんもいろんな方からも声聞いたんですけども、太宰府市の震度の情報が初回流れなかったんですけども、このことについてNHKですね、あと管区气象台、県への問い合わせが多数あったそうです。私も市民から、どうしてってことを言われまして、一番こういう災害があったときに何、知りたいというのは、やっぱりこれは皆さんの心情でして、そのことに対してなぜそういうふうになったのかということ市が今把握しているかということと、それともう一つは、そのときには市民の側から様々な情報が流れてくると思うんですけども、その情報を一括してとらえる担当ですかね、どのように情報を集められるのか、それを収集してどうしていくかと、そこら辺の情報の取り扱い方はどうなっているでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） まず、震度のいわゆる度数ですか、その表示が非常に遅かったということなんですけども、確かに当時警戒本部を設置いたしておりましたところ、やはり市民の方からのそういういわゆる質問といいたしましうか、問い合わせが幾つかありました。早速県の方を通しましてですね、なぜ太宰府の情報が遅いのかというのは、確かに確認をいたしました。最終的にはですね、地震発生時の通報経路というのがございまして、これはもう福岡県内どこでも一緒なんですけども、すべて自動送信でなされております。地震が発生いたしますと、本

市の場合は庁舎の地下1階、売店の横にその震度計を設置しているわけですが、この震度計につきましては平成7年の例の阪神・淡路大震災を受けて、福岡県の方が、当時、県内合わせて109か所、それぞれ市町村、福岡市は区がありますので、合わせて109か所の庁舎に、市の中心部にそういう震度計を設置いたしております。当時は地震が発生いたしまして、まず震度計が作動します。それによって、まず県庁の方に行きまして、それから气象台、そして気象庁、そして気象庁が一斉に情報を公表すると、それからマスコミ、いわゆるテレビとか新聞、ラジオで速報を流すという流れになっているようです。

そういういろんな問い合わせを受けまして、早速私も、先ほど言いましたように県の方に問い合わせ、震度計そのものを点検してほしいという要望をいたしました。早速、業者を含めて県の担当者がですね、私どものこの震度計の点検をいたしました、全く異常がないという報告を受けております。

ただ、県が説明しますには、やはり震度が大きいところから先に情報を流すそうで、当時は太宰府は震度4でした。福岡の6強あたりを含めると、やや低いレベルの震度でしたので、かなり情報の発信が遅かったと、表示が遅かったというのが事実だろうと思います。

ただ、この地震が発生いたしまして45秒前後で、県の方に到達するそうです。そういう流れあたりも確認をいたしております、特に今回の場合も余震も含めましてですね、この情報、地震情報の流れというのは精度、きちっとは動いているという確認はいたしております。

それから、発生当時の情報の収集の方法なんですけども、当然この警戒本部を設置いたしますと、情報収発班というのがまず一番に動きます。そして、電話あるいは無線の横に、そういう本部を設置しておりますので、情報収発班の職員が市民からの情報を受けたり、あるいは流したりというふうなことをやります。その職員が、今度は例えば建設復旧班でありますとか、総務調査班とか、いろんな9つの班がございますので、その班の班長にそういう情報をまず流すと。そうすると、その班長がそれぞれの自分の守備範囲、役割分担によって現場に行ったり、他の班との情報連絡をし合うというふうな流れで対応をいたしております。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） この太宰府市の震度がなぜ報道されなかったかということについては、私もとても疑問にしておりましたので、管区气象台に確認いたしました。それで、今次長が言われましたように、そういうときには震度の大きいところから、やはり緊急性がありますので報道していくということもありますが、もう一つの問題は回線数にあるとおっしゃってました、自治体ですね、その行政の。ですから、その回線数によって、回線が多いところが先に流れるようなことになっておりますという答えも出ました。

それで、今現在、福岡県には120か所の地震計があるそうです。ですから、ただ今回の地震のようになんかなり広範囲な場所になると、全部を表示する間もなく次の余震が来たりしてなかなか難しい面があるので、管区气象台としてもその面は苦慮しておりますということで、やはり地震の緊急度ということで震度が高いところから報道していくというふうな返答でした。

それとですね、先ほどの情報収集のことでお尋ねしたいんですけども、情報の収集に関してですね、これはその情報が庁舎内で、皆さんで共有されているのでしょうか。それか、そこに集まった情報はだれでも見られるのか、そこら辺についてお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 今回の場合に警戒本部を設置いたしましたのは、3階の庁議室に仮設置をいたしました。そのときには当然9つの班の班長、それぞれ部長なんですけども、一堂に会してそこで待機をいたしておりますので、情報はすべての班長には伝達が行きます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） わかりました。

それと、先ほど44の行政区長の方に連絡を取りましたということでしたけども、かなりこういう地震でも、いろんな災害の場合には情報を流すということは大変な作業だと思うんですけども、その44の行政区に連絡するのは何人ぐらいでするんだとか、そういうこともちゃんと綿密に決めてあるのか。

それと、公共施設の避難所、公民館においても公民館主事がいるところもあればないところもあり、それで公民館主事といいますが、そこでかぎを持っている人がだれなのかかわからない市民もいるのが現実ですね。それで、私が聞いたところでは、小学校の体育館に避難したいんですけども、あいてますかと問い合わせを夜の8時ごろやった市民がいるんですけども、今後また緊急なことがありましたら、あけますというお返事だったそうです。そのときに私思いましたのが、体育館を管理しているのは、実は文化スポーツ振興財団ですかね、から委託されています管理人が各体育館にいると思うんですけども、この管理人に対してですね、こういうふうなときにきちんと情報がいくのかどうか、そのあたりはどのようになっているのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） まず、区長への伝達方法ですけども、44区のそれぞれの区長さんに対する情報の伝達、収集につきましては、まず総務調査班の職員がおります。その職員は、被害の状況によって数は変わりますが、今回の場合は7人ぐらい出勤をしておりますので、それぞれ手分けをして、44区を7人で手分けをして、即伝達をいたしております。

それから、避難所、広域避難所に当たります体育館の問題ですけども、体育館の場合は緊急の場合については市の方でもかぎ、キーを持っておりますので、緊急の場合については職員がそのキー、かぎを持って走るという場合もございます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 緊急の場合には市の職員が走るということでしたが、実は体育館の管理に当たってまますのは、そうですね、大体おおむね車で5分から、そうですね、10分もかからないと思いますけども、その近くにいる近隣の住民がかぎを預かっているんですよ。ですから、そこら辺を考えたら、市の職員はほかの対応でかなり忙しい中、緊急の場合に果たして対

応できるのかというのは問題があると思いますので、やはり公共施設の管理人に対してもですね、きちんとそういう地震が発生したときの処置、それと緊急の事態があったら開設するというお答えでしたけども、この前の福岡西方沖地震のときに、中央区の九電体育館とか近所の学校の体育館が開放されましたが、何でこんなに多くの方が避難しているのかなと私不思議に思って聞きましたら、実は被害がなかったけども、1人であるのが怖かったと、高齢者の方が多く避難したそうなんですよね。ですから、緊急な事態が発生するからということじゃなくて、高齢者の方は不安だから、一刻も早くみんなが行くところに行きたいってことがありますので、こちら辺の地区公民館、小・中学校の体育館の開設に当たっても、そのように柔軟に対応していただきたいと思います。

それと、全庁的な避難訓練の必要性についてお尋ねしましたが、今のところまだこの件に関しては、まだ現実としてそれほど考えてないということなんですけども、今はですね、太宰府に限らず、日本で行われてる防災訓練というのはドリル型と言われてまして、何か一つ一つ検証して、道具は使えるだとか、そういうことをやっていって、実際の災害には実際役に立たないと言われております。災害というのは思いもしないことがありますので、例えば車で使えるはずが車が使えない、そういったこと一つ一つの項目をチェックしていく。ですから、このマニュアルというのも大事になってきてまして、そのマニュアルにはですね、例えばトップである市長がいないときはだれが命令を出すのか、車が使えないときは市の職員がどうするのか、そういったこと、あらゆることを一つ一つ項目をつくって、そういうふうなマニュアルをつくっていくことが大切だと思います。そして、そのマニュアルをチェックしていくのが、やはり全庁的な防災訓練だろうと思うんですけども、そのような意味でも、防災訓練は今後ぜひ考えてほしいなと思っております。

その全庁的な防災訓練がなぜ必要かといいますと、市で起こった場合に、その情報がどう流れていくかと、情報の流れ方ですね。そういったことも含めて、ぜひこれは1年置きでもいいんですが、やってほしいと思います。

それと、これは昨日までの質問の中でも一番問題になってたことなんですけども、住民の自治組織、この自治組織というものの重要性というのは阪神・淡路大震災でも指摘されておりました、市もその結成に向けていろいろ苦勞をなさってると思いますけども、今のやり方では、なかなか自治組織ができるのは難しい状況にあると思います。それはなぜかといいますと、市民の側にも問題がありまして、やはり今は他人事ですね、自分に起きないとなかなか、痛い目に遭わないと起きない。市民の側の問題もありますし、市の関与の仕方も問題があると思います。市が、やはりその住民自治組織を大事だと思うのであれば、地区公民館などにやっぱりきちんと市の職員または防災の専門家ですね、そういう方を呼んで、地域自主防災組織のつくり方、そういったものをして、それとか防災教育、そういったことをしていって、やはり市が支援しながらつくっていかないと、市民にしなさい、しなさいと言ってもなかなかできないと思うんですけども。これは昨日の一般質問で山路議員からも言われておりましたけれども、今後

このような方向で自主防災組織をつくるという方向を取り入れられないかどうか、もう一度再度お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） この自主防災組織につきましては、昨日もご回答いたしましたとおり、現在5つの地域あるいは3つの地域によって、もうそろそろ立ち上げるというふうな状況でございます。この自主防災組織の重要性というのは、昨日も申し上げましたとおり、私どもも初めてこういう研修会、訓練に参加しましたが、非常に役に立つという判断をいたしております。先ほど片井議員さんが言われましたとおり、全市的な訓練も確かに必要でしょうけども、やはり市民一人ひとりが、その自分が住む地域で実際に参画をするという一つの訓練はですね、やはり地域ごとにした方が、自分が主役になってやるというような部分から非常にいいんではないかという判断をいたしておりますので、今後も区長さんを通して、今回も6月に再度また区長会議がございますので、改めて早目にこういう組織の立ち上げ、あるいは訓練をしていただきたいということは、引き続き積極的に指導をしていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） ぜひよろしくお願ひいたします。

それと、これは自主防災組織とも関連あるんですけども、これから梅雨の時期に入るわけなんですけども、やはり太宰府市の現状がどうなのかということですね、市と住民が本当、把握する必要があります。ですから、行政区ごとの現状を知る、それは市民協働ですね、協働で危険箇所を自分たちで探し、ここはどうってことを知っていく。それと、どんなふうにも逃げる、そういうふうにも実地、地域地域に応じた情報を共有していくような手だても必要じゃないかと思ひます。

それと、私いつもこの防災のときに思ひるのは、防災というのは市役所のある一部の担当だけではできないものではないと思ひます。市の職員、これ全部の人の防災への意識というのが、まず前提ではないかと思ひますけども、ただこの前の地震のとき、私自身もじっと地震があったとき怖くて動けなくて何もできなくて、しばらくしてから火の始末を見に行つたぐらいで、日ごろ私たちはそういう訓練というか、意識が薄くて、なかなか動けなかったというのが実情なんですよね。ですから、そのためにもですね、市の職員の研修、これもただ画一的な研修じゃなくて、民間が行つてる危機管理のあり方とか、そういう研修があるんですけども、そういうことによつて市の職員全部がですね、防災というのは自分たちの公務員としての役割なんだということをお覚するような研修のあり方というのを考えてほしいと思ひますけども、その点について今後何か計画、おありでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） この職員、全職員にそういう防災意識の訓練あるいは研修ということなんですけども、当然これは市民の方にですね、そういう防災意識を持ってもらふということ

をするためには、まずもって職員全員がそういう意識をきちっと持っておくというのが大事なことでございますので、今後も定期的に、機会あるごとにこういう研修は続けていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） よろしくお願ひいたします。

それと、これも昨日から何度も言われておりますけども、福岡でも起こるはずがないというか、そういう地震が発生して、やはり皆さん今耐震化とか免震化ということにすごく関心を持っているわけですが、やはり建物が壊れないということが被害が少なくなる一番の条件だといっております。ですから、自治体によっては耐震化について補助を出すところもあります。これは医療費とも関連もあるんですけども、医療費もですね、予防をすることによって莫大な医療費が増えていくことを防げます。やはり耐震化に対する住宅をつくることは、最終的には市の防災予算というのを減らしていく方向にありますので、これから太宰府市でもいつ地震が起こるか、あっても不思議じゃないということで、やはり耐震化への補助的なものも、財政厳しいと思っておりますけども進めていただければと思っております。この点についてもう一度、済みません。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 各市民の家屋といいましょうか、住居についての耐震に対する補助という問題なんですけど、この件につきましては、もうご承知のとおり太宰府市単独でそれぞれの住居に補助というのは、かなり難しい問題がございます。ただ、今国の方でもですね、こういう将来的な防災対応策として木造住宅、あるいは住居に対してマンションに対しての補助というふうな検討は始められているという情報は入っております。また、県の方でもそういう、全額とはいきませんが何らかのお手伝いというふうな動きもあるようですので、そうした国あるいは県の動きを見ながらですね、今後市としてのできる範囲の対応というのは検討していく必要があるというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） ありがとうございます。

防災のためには、やはり本当に、何度も言われますけども市民との協働ということは欠かせないことでありますし、また市役所内ですね、情報の共有、これは防災に限らずすべてにあると思うんですけども、皆さんが防災を共有できるような環境づくりですね、そういうことをやっていただいて、災害を全くなくすることはできませんけども、災害のときの被害を減らすような方向性にぜひ努力してほしいと思います。

これで 1 点目の質問は終わります。

議長（村山弘行議員） ここで14時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時11分

~~~~~

再開 午後2時25分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 指定管理者制度につきましては地方自治法の改正がありまして、現在公の施設については、公共的な団体に管理運営が限定されています。つまり、私どもですと財団という形になります。これが改正によりまして、民間会社あるいはいろんな団体の参入ができるようになりました。そういうことによりまして、この制度をやりますと、それによって市民サービスを向上させるというのが1つ、それから2つ目には行政コストの縮減を図ろうということで、相反するようなことでございますけども、少ない経費で市民サービスを向上させて運営をやっていこうというふうな形になります。これを平成18年4月1日から移行しようというふうに考えております。

例えば、どういうふうなメリットがあるのかといいますと、施設の開放時間を今やっているよりも、より多くやろうとかですね、休日も定めておりますけども、もし提案があれば少なくともしょうとか、あるいは受付業務あるいはいろんなシステム、我々が持っていないノウハウを持っている会社がございます。例えば、1つの施設で10も20も多くの施設を持つてる会社もございますので、そういうノウハウをこの中に投入するということになると思います。

今財団もですね、それなりの努力を非常にしてありまして、もしこれを指定管理者制度をしないっていうことになればどうするかといいますと、すべて直営にしなければなりません。そういうことから、直営にするか指定管理者制度の方に持っていかといいますと、やはり今財団は私たちが設立して育ててありまして、それなりに効果がございます。そういうことから、この財団の方にも指定管理者制度として参入をしていただくという形をお願いをしようと思っております。そういうことによって、民間会社と財団と競争という形になります。市民サービスの向上あるいは経費の節減をより多くできるかと、そういうことから、いつも緊張関係っていうんですかね、そういうふうなことができますので、市民サービスの向上になるし、経費も削減されると。そういうことを思って、今回導入しようという考えでございます。

具体的にはですね、公募等をしまして、どんなふうなサービスをするのか、あるいはどんなふうな経費で、どのくらいの経費でできるのかということを総体的に、お金だけじゃなくてサービスも含めた中での競争を見るというような制度を、そういうふうな入札制度ですかね、を導入して、今2つの市民サービス向上、それから経費削減を目指す、そういう視点から選定していきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 公共施設というのはですね、まず市民が利用しやすいかということが大前提であります。しかしながら、これは太宰府に限った問題ではありませんが、これまでの公共施設というのはですね、管理する側、管理者側の管理しやすいような体制になっておりまして、利用者側にとって必ずしも利用しやすいかといったら、そういうことではなかったと思

ます、窓口の対応とか時間とかですね、そういうことも含めまして。それで、太宰府市では多くの公共施設が、文化スポーツ振興財団の方に今運営を委託しているわけですが、自治体が出資しました財団法人というのはですね、もともとは自治体の職員の定数を減らす目的でつくられたというところもあります。それで、例えば演劇ホールとか体育スポーツセンターとか、そういったところにはですね、専門知識や情報を持たない多くの出向役員で構成されて、役所よりも役所的な、またミニ役所と化してすごく融通がきかないような対応をしているところがあるようです。

例えばですね、これはいきいき情報センターで私がいろんな市民の中から声を聞くんですけども、例えばホールの方でミニミニコンサートをやってる最中に、もちろんこれ利用者側の不手際もあったんですけども、その最中に前にある机を引き揚げて、わざわざ倉庫に持っていく作業を演奏会の途中にやったりですね、それとか部屋のかぎを借りて、駐車場から荷物を運ぶのに、一々かぎを返して駐車場から荷物を運んでくださいというふうな、本当に利用者側の立場になっていない運営をしていることがありまして、まだまだいろんな声を私は聞いております。こういうふうなですね、状況があった中で管理運営が、今のところその財団の方に委託ですかね、管理者として指定されるようになっておりますけども、果たして市民へのサービスが向上するかというと、私は疑問がかなり多いんじゃないかと思えます。

それで、これまでの公共施設の問題点として、出向職員と財団職員の意思の疎通とかですね、それと出向職員というのは土曜、日曜は休んでおります。しかし、財団の職員は、土曜、日曜というのは市民が利用する確率が高いので休むことはありません。また、こういった問題を含みながら、本当に果たしてうまくいくのかなということが懸念なんですけども、こういったことに対して今どのような対応をなされるのか、その点についてもお考えをお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 財団の方のやり方について、ちょっとご不満のお言葉をいただきましたけども、まさしく民間会社ですと、民間会社が生き残るには市民からのニーズがなければならない。利用してもらわないとその会社が成り立たないということは、いつもやはり市民に、利用者に対して目を向けてるとというのが、やはり我々公務員と違ったところではないかなと思っています。そういうノウハウを利用して私どもの施設をお預けして管理運営をしていただくという形であれば、市民サービスの向上は、それだけでもかなりレベルアップするんじゃないかと思えます。今ご指摘のあったようなこういう等々についても、恐らく民間会社ですと考えられない状態であろうと思えます。財団も、そういうことを見ながらですね、今後は今でもやはり一生懸命に市民サービスの最大のサービスをやっていると思いますが、これをするによってさらに民間のやり方を学んでいくのではないかと、そういう期待もございまして、お互いに切磋琢磨しながら、よりよい管理運営のやり方を考慮していくのではないかと考えています。そういうふうな期待を込めて、全部じゃありませんけども一部は競争的な公募をしよう、そし

てもし民間の方が運営することになれば、その民間のやり方を今度は財団の方が吸収をして、さらにほかのいろんな管理運営を任せますので、それに活かしていくと、そういうことでお互いに公共施設の管理運営がスムーズにいくのではないかというふうに期待をして、この導入を図るつもりでございます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 私、財団の悪口を言ったわけではなくて、市民から聞きました現状を伝えただけであります。

それで、財団の職員がすべて悪いということじゃなくて、たった一人の対応でそのような、これは不満になりますので、やはりこれは財団に限らず、市役所のどの窓口でもその一人ひとりの対応というのは市を代表してるという意識を持たないと、これはいけないのじゃないかと思えます。

それと、やはり今太宰府市にとっても、また多くの自治体にとっても、一番の大きな課題というのは財政難ですね。この財政の赤字をどう解消していくかということになった場合に、やはり民間の力を借りようということになると思うんですけども、その際ですね、民間であれば、同じ経費でありながらサービスはきちんと維持しつつ、それでなおかつほかのサービス、事業をやるとか、かなりいろんな工夫ができると思うんですけども。それと、やはり前提として、住民サービスとはいえますけども、その住民サービスに係る税金にやっぱり限りがあります。それで、これで太宰府もこれから自主財源が増えるというような効果ですかね、期待がなかなか少なく、やはり経費を削減していくってことになると思うんですけども、それと経費を削減すると市民サービス向上というのを、さっき総務部長がおっしゃいましたように、相反する本当に難しい局面がありますけども、それもなおかつやらずにちゃいけないほど、自治体はそこまで危機に追い込まれてるということでもあります。

それで、私はこの指定管理者制度ですね、この制度の導入はとてもありがたいことだと思っております。なぜかといいますと、これまでですね、やはりコストの面でかなり意識が薄かった、やっぱり公共的なものが、コストもきちんと費用対効果ですね、それも考えながら、なお住民サービスを向上させていくという、このことをやはり民間なり、そういう外郭団体がやっていけないことには運営は成り立たないわけですから、私はこれはこの制度の導入をきっかけに、太宰府の公共サービスのあり方を考えていってほしいと思います。

それで、これから公募をする施設が市民プールですかね、それと体育センターとなっておりますけど、ほかの施設は文化スポーツ振興財団の管理になりますが、今の現状のサービスがどうなのかとか、市民がそこに何を望むかとかという、そういう市民の声を聞く場というのが、そういう選定の作業の中で、市民を入れるというような計画はありますか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） この施設を設置しますのは太宰府市でございます。そして、管理運営をしていただいているのが、今財団でございます。いつもやはり窓口では、利用者の声は十分聞

いてるはずでございます。それが太宰府市の方にもきちんと声が届いている。毎日毎日が、やはり市民の声を聞くというようなことが大切ではないかというふうに思っています。そういう声を聞きながら、仕様書というのをつくってまいります。どんなふうな形で利用時間、利用の内容あるいは業務の内容等をこんなふうにした運営をしてほしいと、そしてそれプラスのまだ市民のサービスの向上はないかということを探めながら、プロポーザル方式というんですけども、提案型の入札制度を行っていくわけですが、そういうことでやっていきたいと。そのほかにですね、本当ですと、時折利用者のアンケート調査もとればいいんでしょうけども、現在そこまでしておりませんので、日々の声を聞いた中で仕様書づくりを行っていくと思えます。

また、この辺が、また先ほど言いましたように、民間会社ですと日々の声を聞くというのは、もう本当に民間会社が一番得意でございますので、もし民間会社がこれを管理運営することになれば、その辺のノウハウをですね、私たちにいただけるんじゃないかなと思っておりますし、そういうことがあるように期待をいたしたいところでございます。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） この指定管理者制度に関連する条例が今議会でも提案されておりますけども、その中で月曜日休館というところがありまして、体育センターですかね、ここが月曜日が休みになります。これはですね、指定管理者制度に移行するとかそういうこと云々の前に、市の財政が厳しいから休館日を増やして経費を減らそうということが大きな目的であると思えます。しかしながら、休館日を増やしていくというのは、これは市民にとってやはり利用しづらいわけでありまして、休館日を増やすのではなくて、休館日を減らしていかにも市民が利用しやすく、そして多くの市民を集めるか、そういう創意工夫が先だと思っておりますけども、それをやはり休館日を増やすというのは、これはすごく考え方としては、市民にとっては本当に納得できないところがあるんですけども、その点についてお考えをお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） まさしく、片井議員さんが言われるように財政の危機でございます、施設の管理運営費が数億円という金がかかっております。そのためには、そのお金だけでなくメンテナンスの期間も必要ですし、あるいはここに雇用されている職員の休暇の確保、そういうことも考え、あるいはそういうふうなコストの削減というような形を入れた中で、週に1度の休館をしようということで考えてます。いよいよお金がなければ、財政当局の内輪だけの話ですけども、どこかの施設を閉めなければいけないよねというようなですね、そういうふうな声も、話も時たまあってるわけでございますけども、そういう立場から今回やっております。

本来は、これは指定管理者制度とは全く別な話です。私、今考えてるのは、プロポーザル方式で週1回休んで経費がかなり浮くというような試算もしてありますが、そのプロポーザル方式の中で自分とは、まあ月に1週ぐらい休んだら管理運営ができるよというようなもし提案があったとすれば、それは市民サービスの向上になりますので、それについては取り入れてい

きたいなというふうを考えてます。この指定管理者制度になりますと、議会の皆さんにどこどここの施設はどここの財団あるいは会社あるいは団体に管理運営を任せますよという議決をもらいます。そのときにもしかして週1回の休みを月に1遍でもいいですよという提案があって採用したとすれば、今条例を改正してますけども、その条例の改正の見直しも考えなければいけないのかなと、そこまで私ども柔軟には考えているところでございます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） わかりました。この指定管理者制度というのは、本当に太宰府の公共サービスのあり方を考える意味でも、一つのいいきっかけになると思います。現状がどうか、市民にとってどうなのかとしっかりと精査していただいて、指定管理者制度に移るのがですね、ただ経費の削減、そこに働く人の人件費の圧縮だけに終わらせるようなことがないよう、きちんと対応してやっていただきたいと思います。

以上をもちまして今日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員の一般質問は終わりました。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告をいたしております危機管理について質問をさせていただきます。

市長も本会議冒頭で述べられましたが、本年の3月20日に発生した福岡西方沖地震、それに伴います4月20日の最大余震で玄界島をはじめ福岡市西区、中央区などで大きな被害をもたらしました。この席をおかりしまして、被害に遭われた方にお見舞いを申し上げます。

福岡は大きな地震は経験がなく、ないものと多くの人は信じていました。しかし、地震列島日本に例外の地域はないことを改めて実感をしたところでございます。本市も北谷、内山地域を中心に被害を受けたわけですが、地域防災計画の地震対策について見直しを行うとの市長の表明がありました。いつまでに改定が行われるのか、その時期についてお聞かせいただきたいと思います。

また、4月25日にはJR福知山線の鉄道事故でたくさんの死者、重傷者が発生いたしました。被害に遭われた方やとうとい人命を失われた方々に心よりお見舞いとお冥福をお祈り申し上げます。この事故の影響を受けて不届き者があらわれ、何を血迷ったか、本市の朱雀において5月21日、西鉄大牟田線の線路上に自転車を置くという事件が起こりました。電車は自転車をはねたものの、大きな事故にはなりませんでしたが、一步間違えれば大惨事になるところでした。翌日犯人が逮捕されましたが、その動機について、尼崎の列車事故を見て自分も迷惑をかけてやろうと思ったと供述をいたしております。この事件を知って、学校に侵入してたくさんの死傷者を出した池田小学校の惨劇を思い出しました。次々と起こる自然災害や事件、事故を考えると、本当にいつ、何が起きてもおかしくありません。

本市の地域防災計画は、風水害、地震などの自然災害のみに対応いたしております。自治体

によっては地震、風水害などの自然災害への対応が中心だった従来の防災計画を見直し、鉄道事故、テロ、通り魔殺人、経済混乱、個人情報漏えい等幅広く想定した総合的な危機管理体制の整備に取り組んでいる自治体も増えてきております。市民の生命、身体、財産を守るという本市の責務はますます重くなっています。危機管理計画等を策定し、危機管理体制を全庁的に再構築する必要があると考えますが、市長の所見を求めます。

あとは、自席にて再質問をさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 危機管理についてということで市長答弁ということですが、まず私の方からご答弁を申し上げます。

まず、1点目の見直しについての時期でございますけども、現在の地域防災計画につきましては、阪神・淡路大震災を教訓といたしまして、従来の防災計画を風水害対策と地震対策に分けて、それぞれの対応を明確にしたものであります。しかしながら、今回の地震では初めての経験とはいえ、予告なしに発生する地震の怖さを身をもって実感いたしました。こうした状況におきまして、一部では今回特に電話のふくそうによる連絡に苦慮した状況もありました。そうしたことから職員の参集状況や迅速な被害状況の把握など、反省するところも幾つかありましたので、現在、今回のこの地震を教訓といたしまして、現在のこの防災計画の一部見直しを行っております。詳細な内容も含めました、いわゆる総体的なものにつきましては、平成18年度の早いうちに改定版として策定をしていきたいというふうに思っております。

次に、危機管理計画等の策定と危機管理体制の全庁的な構築についてという提言でございますけども、ご指摘のように、自然災害に加えまして事件や事故が多発する状況につきましては、国民の危機感を増幅すると同時に、行政をはじめ関係機関等に対する問題解決への期待が大きく、その責務の重大さを痛感はいたしております。今後こうした自然災害や人的災害などに対する総合的な危機管理体制等につきましては、先進地の事例もございますので、そうしたところの調査研究をいたしますとともに、県や警察署などとの関係機関とも十分協議をしながら、市民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりの方策を今後とも検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 危機管理計画について検討するというご答弁でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

昨日から今日にかけて、特に防災関係に関しまして、福岡では地震の空白地帯ということで、今も次長が答弁しましたが、予告なしに私たちの地震が今回あったわけですね。それで、いろいろ様々な教訓を得たわけでございます。私、市長にお尋ねしたいんですが、まず、本当に予告なしに来たこの地震、いろんな面で事件、事故も多発しております。市長、今回のこの地震を受けてですね、市長自身が最大に思われた教訓というんですかね、太宰府市民にど

うこれからそういうものに対して防御をしていくかというようなことをお考えになられたんだろうと思いますが、市長が最大に今回のこの福岡沖地震ですね、感じられた教訓というんですかね、は何なのかなあとということを、まず、そこからいろいろスタートが、太宰府市民を守るスタートが出てくるんじゃないかと私は思ってるんです。私の最大の教訓は、本当に危機管理と言わせていただくと、本当にいつ、何が起こるかわからないということがですね、本当に私は実感として感じられたわけですが、市長は今回の福岡沖地震をですね、どのように、太宰府市民を守るという立場ですね、教訓を、反省というか反省じゃないでしょうけども、やはり守っていかなくちゃいけないということをお感じになられたのかですね、まずこの辺のところをお答えいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 風水害あるいは地震対策いわゆる防災対策でございますが、これに関しましては、太宰府市の地域防災計画でいろいろ今日までの積み上げに対する対策をしたわけですが、今回の地震の反省といたしましても、まだまだ初期あるいは対策あるいは準備等備えなくちゃならない。これは全市的な対策でございます。

個人的体験を申し上げますと、まず市民の皆さんが地震への予備知識が非常に知りつつも、非常に対応の方法は知らなかったということで、ぐらっと来たとき何をしたかということでございます。やはり、ぐらっと来たときに自分の体は自分で守るんだと、そのための個人の準備というものは必要だなということを痛感しました。実際問題ぐらっとして、まあ本当に戸をあけ、あるいはガラス戸をあけながら庭へ出る道とか、そういうことよりもまず棚から落ちたものを一生懸命整理するとか、そういう対応が実感でございます。そういう意味で、今回も地域の防災体制、それから家庭の防災態勢、そして個人の自分の身を守る態勢、準備、そういうものの啓発啓蒙が必要だということで、いろいろ議員の皆さんから今回の災害に対するご指摘がございましたように、市民の皆さんに一人ひとり災害に備える危機管理に対するマニュアルというか、啓発の冊子等を示しながら、準備して、また心構えを持ってもらう、この啓発が必要じゃないかということを痛感いたしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 昨日、防災マニュアルをですね、全戸配布の検討をするというようなご答弁がございましたので、市長のような、今のような感じ方があったから、こういう形で市民に再啓発という形で出されたのかなと、今答弁を聞いておりました。

マニュアルということでございまして、いろんな冊子があったとしても、結果的にはそれは自分のものにしないといけないわけでございます。私、今回この問題で質問をしようということですね、本市にあります地域防災計画書、これをいただきに行ったわけですが、前の防災計画書はいただいたんですね、議員でしたのでもらったんです。今回はこの新しいのはもらってないんですよ。そして、いただきに行きましたら、いやもうないということで、お話を聞

きしますと、1課に1冊しかないというなお話でございました。これは恐らく財政上の問題かどうか分かりませんが、1課に1冊ということでは問題があるのじゃないかと。何かというと、これは地域防災計画書というものは、市民を守るすべての、いうなら羅針盤ですね、よりどころですよ、職員の。そのよりどころとなるものいざというものがですね、棚の中に1冊あるだけでね、本当に役に立つのかどうかということが一番最初に私感じたわけです。どんなに立派な防災計画書をつくったとしても、それを自分のものにしないと何にもならないわけですよ。机上の空論で終わってしまう。今回は平成15年の災害があったからですね、非常に初動体制はうまいぐあいにいったという、一部不備があったというお話もありましたが。これはもう少し、この450冊ぐらいありますのでこれを全員に、私もこれ読みましたけど、読みこなせません、とてもやないけど。そういうことですね、少なくとも職員1冊ずついくぐらいですね、携帯版というか、マニュアルというか概要版ですね、を策定されてですね、そして職員が自分がいざというときに何をするか、そういったことをですね、私は再発行する必要があるんじゃないかと、来年改定をするということでございましたので、その辺のお考えはですね、今回の、うまいぐあいにいったからよかったようなものですけども。

実は35自治体のですね、防災担当者の反省文がずうっとあるわけです。この反省文を見ますとですね、やはりほとんど読まれてないというのが多いですね。初動体制の遅れ、これが1番、このアンケートの中出てます。そら読めないでしょ、これだけたくさんあるし。春日も新聞に載ってましたが、春日もうちと同じような形でやっぱり、あそこは震度5弱ですか、だから全員職員が登庁しなくちゃいけなかったんですが、ほとんど読まれてなかったというようなことが、これ新聞等であります。うちの職員はそんなことはないと思いますけども、全員熟読されてると思いますが、やはり実体的に見ますと厳しいんじゃないかということで、私は概要版なり、そして職員がいざというときにかけるですね、よりどころとなるものをですね、きちっと各1冊配布するぐらいの考えがあつていいんじゃないかと思いますが、その辺はどうですか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 今回初めて地震を体験したわけですけども、先ほど申しましたとおり、地震が発生いたしまして職員が参集したのが72名でした。これはほとんど総務課いわゆる本部の職員が電話連絡等で指示したのはもうわずかの職員です。震度4という、いわゆる太宰府市の震度計が示しますようにテレビ、ラジオ等でも報道されましたので、職員が自主的に参集をいたしております。と申しますのは、一昨年、平成15年の例の7月の豪雨災害のときに、この防災計画の初動体制の見直しを図りました。そのときに、確かにこの防災計画に地震の部分がございました。地震の場合については、震度計が4を観測したら職員は自主的に参集という項目がございました。たまたま職員、特に幹部を中心にこの防災計画の見直しを図ってまいりましたときに、その地震の参集基準というのを見てましたので、そういう一つの成果もあつたのではないかなという、いわゆる意識がですね、地震に対する意識があつたのではないかと

いうふうに思います。

職員に確かにこの分厚い防災計画を1冊あるいは市民の関係者にも差し上げるのが一番いいんですけども、やはりそれはいろんな諸般の事情によりまして、たまたま今現在のこの防災計画は平成12年の3月に作成をしたものでございます。既に5年を経過いたしましたので、本来ですと昨年見直しを図って、平成17年の3月に改訂版を発行する予定でしたけども、これもちょっと事情によりまして1年ほど遅れてるわけですけども、早急にこの見直しを図りますし、またご提案いただきます、いわゆる小冊子、ダイジェスト版につきましてもですね、できるだけ多くつくって、市民の方にも周知をしていきたいというふうな考えを持っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 初動体制の話の中でですね、私もテレビを見て、一番最初に感じたのは体で感じたわけですが、そして震度計を見て震度計というのか、こちらの方におられて太宰府市の震度計が4という形で出るわけですが。先ほど片井議員さんの方からも話がありましたが、太宰府のテレビの流れがなかったということですね。設置基準の中にですね、災害警戒本部の立ち上げは市内に震度4の地震が発生したときということで、これに基づいてやられてるわけですが、その前にですね、この地域防災計画の第1項の設置基準の中に、市は太宰府市及びその周辺地域で地震が発生した場合、震度階級や状況に応じて以下に示すとおり災害警戒本部、市対策本部を設置すると書いてあるわけですね。ここで私最初この段階を見たときにね、太宰府市及びその周辺地域で地震が発生した場合と、テレビには出てこない、震度計が、そしたらいろいろ出てきてるけど、春日あたりは震度5だとかあるわけですが、この周辺地域で、地域防災計画で書いてあるこの周辺地域というのは、太宰府市及びその周辺地域というたら何を指すのかなと。太宰府の震度計というたら庁舎の中に1か所しかないですね。及びその周辺地域とあるわけでしょ。そしたら、これは筑紫野市とか大野城市とか宇美町を指すのかと、大野城市は震度5弱。そうすると、その周辺地域が大野城市を指すのであれば、災害対策本部を立ち上げる全員が来なくちゃいけないという話になるわけですね。その辺が、この周辺地域という、私非常にわからないもんですから、この辺は。で、下を読むと市内にと書いてあるわけです。てっきりどっちがどうなのかなというような感じもするわけですが、その辺はどうなんですかね、これ、整合性を図っていく必要があると思います。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 確かに現在のこの防災計画の設置基準の表現にそうした市及びその周辺地域で地震が発生した場合という表現があります。清水議員さん言われますように、本市の場合の地震計というのは、この庁舎の地下に1か所だけしかございません。近隣と申しますのは、当然大野城市に近い大佐野地区もありますし、筑紫野市に近い高雄周辺もございます、それからあるいは宇美町の方の北谷地区、いろんな範囲が広がるございますので、単にこの庁舎だけで震度4で判断するのかということもございまして、先ほど言われましたように周辺、例えば筑紫野市で震度4あるいは大野城市で5が発生すれば当然市の職員判断として自主的にま

ずは参集をすると、そして震度4という一つの震度計が表示してあれば、直ちに警戒本部をつくって、その周辺の、市の状況等を把握するという動きをつくるという判断の一つになるうかと思えます。

しかしながら、こういうふうな、いわゆるわかりづらいといいたいまいしょうか、ぱっと見たときにあいまいな表現等もございますので、それも含めた中での見直しという部分で今後検討していきたいというふうに思えます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） ちょっと大事な発言なんですよ。実は、大佐野あたりとかというのは大野城市と近い地域ですね、春日は5強、大野城市が5弱、4と5というのは全然違うわけですね。警戒本部と対策本部の違いがあるわけです。これ震度はですね、4とか5とか数字を言いますが、気象庁の分け方でいきますとね、4と5というのはもう大変な違いなんですね、これ。単なる通信簿の成績じゃないんですけど、数字の4と5の違いじゃないんですね。5も幅が広いということで5弱と5強、6も弱と強という形です。そういうことで恐らく国は災害対策基本法ですね、5はそういう形で全職員が登庁しなさいというような話になると思えます。だから、特に今回の場合は、3月20日の場合は速報がなかったわけですね。そうすると、大野城市とか春日市が出たのかどうかわかりませんが、さっきの話でいくと強いところから出ると。そうすると、これからいくと職員は全員、今の答弁でいくと職員は全員登庁しなくちゃいけなかったのかなあというような、周辺地域という話から、それ以上範囲を広げるとね。その辺のところはね、やっぱり見直しをするということでございますので、見直ししていただきたい。

ただ、見直しをする場合にですね、私はやっぱり今次長が言われた太宰府市及びその周辺地域で、多いところにやっぱり焦点を合わせるべきだと思うんです、真ん中ですから、太宰府は。宇美町もあるでしょうし、北谷とか内山は宇美断層が走ってるんじゃないかとかというようなこともあるわけですが、そういう意味で言うと、私は周辺地域で、その周辺地域の場合はどこまでをするかということは、来年で決めていかなきゃいけないと思いますが、この辺をまずはっきりしていただきたい。先ほどの答弁ありましたので、もうこれは再答弁は結構でございますので、お願いをしておきたいと思えます。

それと、震度計の話ですね、先ほど片井議員から出ました。なぜテレビに出なかったかというお話ありまして、るる説明を聞いたわけですね。そして、たしか全員協議会のときでも安部陽議員が震度計のテレビの話がされました。先ほど次長が説明したようなことを市民に説明をして、理解を求めたというようなお話がございましたね。これは、震度計というのは、極めてテレビの情報というのは大事なんですね。だから、こういう傾向でもう自然的にこちらへ人為的なあれがなかったんですよと、そういう形で地震の震度の強いとか言ってますよというような説明ですが、防災科学技術研究所の所長さんのお言葉ですけどね、地震大国である我が国の住民や自治体にとって震度計の情報は、防災対策のかなめだと書いてあるんです、かなめだ

と。この情報の有無が住民の生死を分けることもある。さらにですね、我が国では大きな地震が発生すると、周辺地域の震度情報が数分間にテレビやラジオで放送されると、多くの国民はこの情報で地震の強さと範囲を知り、とるべき行動を判断する。当然防災の担当者あるいは救助活動を行う専門家にとっても、この初動段階のそのテレビが一番早いわけですね。体で一番感じるのが早いわけですけど。そういう意味においてですね、単なる経路がどうだとかこうだとかという問題で済まされる問題じゃないんじゃないかと思う。同じようなことが起きたときに、また太宰府も流れないじゃ困るわけですね。私は、何と言われたと思います。もう市民は、市民やないけど、情報の変なところで流れたんですよ、太宰府は震度計が置いてないと言われました。確信持って言わっしゃったわけですよ。ええ何をもってそういうように言われるのですかと。いや、太宰府は震度計がありませんと言わっしゃるわけですよ。確認して、目の前で電話してですね、ありますよということで、そういう誤解があるわけですね。これは、やっぱり考えなくちゃいけない。震度計の情報がテレビで流れないということであれば、流れるように私は工夫をするのがね、私は危機管理だと思うんですよ。この人は、かなめとおっしゃってます、やっぱり考えてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうかね。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） この震度ですね、表示につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたけども、県、そして气象台、そしてNHK、この関係機関に問い合わせをいたしております。一部、先ほど答弁したんですけども、この速報、情報というのが福岡県の場合に限っては、第1報、第2報、第3報と、いわゆるグループがあるということなんです。そのグループといいますのは、いわゆる震度が大きいところがまず第1報というふうになるそうです。それで、今回太宰府の場合が震度4でしたので、いわゆる第3報、一番最後に表示がなされたということをお聞きしました。これにはまず、既にテレビ等でご承知だろうと思いますけども、特にテレビで出す速報につきましては第1報としては、例えば福岡地方震度6とかというふうに、まず地方で表示すると思います。それから、順を追って1分後、2分後、集約した中でのそれぞれの市町村の名前を出しながら順を追って表示をしてるというふうに思います。

そういうことで、特に今回の場合は太宰府の震度が4だったと、ほかの福岡市とか周辺に比べて震度が低かった関係で、最後の方に表示をされたということになります。確かに議員さん言われますように、いかにして早く表示をするかというのを工夫すべきだということは、私どもも理解できます。今後ともそういう関係機関とも調整を図りながらですね、いち早く情報の表示というのを求めていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） もう一つですね、震度計の件ですね、この科学技術の研究所の所長さんがおっしゃってるんですね。悪い例をおっしゃってるんですね。もともと阪神・淡路大震災があったということで、地震震度計があちこちについてなかったわけですよ、国が補助金を出して空白地帯がないようにということで市町村につけるようになったんですが、その結果

どうなったかということですね。その結果、本来は地盤特性を考慮し、地域の震度を代表するような場所を選ぶべきなのに、揺れが小さくなる鉄筋コンクリートの庁舎内に設置された例があるわけです。一番悪い例として書かれとるわけです、うちは一番悪い例。そういう意味においてですね、ちょうど10年で何か更新という、平成7年に設置したということで更新時期が迎えられると思いますので、もう少しですね、やっぱり地震の地盤の特性を考えたところをやってほしい。

で、これは私新聞でしか見てないんですが、地震の構造についてですね、警固断層のことに詳しく調査をすると、これは地震の専門家ですが、8月に福岡県太宰府市周辺で詳細な調査をすることにしてるといふ警固断層の新聞記事が載ってた。これはご存じですか。そういうような話は、聞かれてません。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 警固断層の調査につきましては、市の方には直接いついつ、どこをするんだという報告はあっておりません。私どももこうした新聞情報等ですね、あ、今回警固断層について調査をしてもらえるんだなということで、結果がわかり次第私どもも県を通してその報告は受けたいというふうには思います。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 震度計のことはよろしくお願ひしときます。

次に耐震性の問題についてですね、ずっと質問がっております。そして、ちょっとお聞きしながら、わからないところが幾つかありますので、ちょっと質問したいんですが。

平成13年度に太宰府中学校と水城小学校と太宰府小学校の校舎のみの耐震診断をされたと、実施したと。そして、平成15年に耐震工事をしたということでございますね。特に水城小学校なんですが、体育館で耐震工事をしたということで、終わってるわけですけども、耐震基準ということのをさっきからずっと言われておるわけですね。耐震診断をやって耐震基準をクリアしたかどうかという問題があるわけですが、この耐震基準、要するに震度5とか6とか4だとか、いろいろあるわけですが。ここで言う震度の幾つを想定した形で言われているのか。この耐震基準というのはね、もう一つよくわからないんですが、どの辺の地震まで大丈夫なのかということなんですけども、その辺はあれですかね、耐震基準という問題ですね、全庁的な話になると思うんですが。私も聞きよってですね、震度4まで対応できるのかなあ、5まで対応できるのかなあと思うんですが、この辺は、耐震診断というのは大体何をもとに、建築基準法に基づいてやられてるといふ話ですけども、その辺はどうなんですかね。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） この耐震基準と申しますのが非常に専門的になりまして、私どももまだ十分理解はいたしておりません。ただ、気象庁の方に一つのいわゆる地震の揺れに対する被害の想定という記入がございます。先ほど言われましたように、震度5弱であれば家具の移動や食器やガラスが割れるよと、あるいは6になれば大きなビルのガラスとかが飛び散るといふ

ふうな一つの基準がございまして、それを含めた中で一定の基準が設定してあるんだろうというふうに想定はいたします。例えば、その学校の体育館の壁の量あるいは柱の量によって概算される建物の強度により算出をするというふうな基準がある程度はあるようですけども、これが果たして我々素人が見てどういうふうな部分での耐震なのかというのが非常にまだ理解をしておりません。今後こういう耐震の調査をする中で、専門者の方にもお尋ねしながら、その知識を得ていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 水城小学校は平成13年に耐震診断を実施したと、それを受けて補強工事をしたと、平成15年に。今回のこの補強工事をしたにもかかわらず体育館の天井が崩落したと、こういう図式になるわけですね。これはその補強が、震度4ということですね、太宰府市としては。その補強工事がまずかったのか、平成15年度の補強工事で耐震診断をクリアしたけども、それ以上に大きい地震が来たのか。これは今ちょっと話聞きましたらね、ジュニアバレーボールがバレーボールをちょうどしてたと、そしてたまたま休憩で落下する場所にいなかったと、まともにぽんと落ちてきたという話なんですけど、それが真実かどうかということもあるわけなんですけども。そうすると、これ大きな問題になるわけですね。もし何かがあったらこんな問題じゃないわけですね。これは大変な問題で、けが人でもおってれば大変な議会になってたと思うんですが、幸いになかったということで、天井が崩落したというだけの話ですが。

私が問題にしたいのは耐震診断をした、で、ここは補強しなさいとした、補強をして工事をした。そのところが落下したというのは、ちょっともう少しね説明が足りないんじゃないかなと。私の認識が間違っていれば訂正していただきたい。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 私の手元にあります資料によりますとですね、昭和56年の新耐震基準施行についてはですね、大地震の被害経験を踏まえ、従来の設計法に加え大地震時に建物の倒壊により人命被害が生じないことを目標として、新たに耐震設計法が定められたと、昭和56年の建築基準法施行令の改正によってなされたというふうにご覧いただけます。それで、今ご指摘のようにですね、このままの文章としますと、崩壊というふうにご覧いただけますので、そこまで至らないところもこの基準に通るのかなというのを、今聞きながら感じたところです。ちょっと詳しい内容については私も十分理解してないんですが、とりあえずと言いましょうか、そういう基準をですね、達してるかどうかということをもまず診断をすることと、それと部内の方にはですね、どういうふうなことを診断しているのか。それから、今言われたように、落下とか壁の壊れるというのはどうなのか、その辺をもう少し明らかにしておく必要があるだろうと。今のだけを読んでおられますと、建物が倒れるか倒れないか、ちょっと乱暴な言い方ですけど、というようなところなのかなと思ったりもするわけですね。そういうところちょっと、そこまですべてまで至ってありませんので、内部の方でもう少しよく関係者に聞いてほしいということで調べさせているところでございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 教育長がおっしゃったとおりだろうと思います。私も耐震基準で読みましたけどね、よくわからないような感じがする。ただ、はっきりしてるのはですね、建物じゃなくて人の命を守りますよというのが、この新耐震基準ですね。だから、特に天井から落ちてくるとかというのは、耐震基準にクリアしないわけです。だから、福ビルの窓ガラスが割れるとかね、そうだろうと私は思います、この書いてある部分でいくとですね。だから、この辺はですね、よく何ぼ耐震診断やって金かけてですね、補強工事やって、震度4の地震でね、一番人があるようなところにぼおんと落ちてきたらね、こら大変問題ですので。私は、これも一つの危機管理のあらわれだと思しますので、単なる報告だけで終わらないようにね、私はしていただきたいと思ってます。これは教育長の方から答弁ありましたんで、再度調査するというところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

危機管理の、地震の方が中心だったんですが、西鉄の大牟田線の事故が、置き自転車というのがありました。一昨日ですか、太宰府線で脱線があったという話ですが。これは例えばJRの福知山線で事故があったわけですが、こういう鉄道事故があったということで、太宰府市としてそういうJRだとか西鉄だとか、そういったことに関して何らかの点検なりの、そういう申し入れみたいなことはされたんですか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 前回の例の尼崎の鉄道事故あたりを参考に、今回の西鉄でしたか、鉄道事故に対しましては全くそういうような点検の指示はしておりません。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 私は要請をしたかということ調査しなさい。というのは、これは私も新聞で、テレビで見たんですけど、カーブの高低差があつてですね、太宰府線は高低差が、いうなら基準ですか、国土交通省が定めてる基準、それを満たしてないカーブが6か所もあつたということを新聞で報道してました。だから、そういうような問題もありますし、それから今日の新聞でしたが、長崎発の全日空機が飛行機の高度の情報を8,000ftなんか知りません、高さですね、これを間違えたとかという形で、これはもう正面衝突するというのは限りなくあつたそうです、その新聞の記事によりますと、専門家じゃないけど、よく話聞きましたら。私こういうことを見たときにですね、本当に何が起きるのかなと、これからは個人情報の問題もあるでしょうし、それからコンピューターの問題も出てくるでしょうし。

先ほど先進地を研究してみるというお話がありました。そして、草加市というところが危機管理計画というのをつくっておりまして、ここは160項目の予想をしとるわけですね。これはやり方が職員に全部聞いとるわけですよ。この市でどういうことが起きる可能性があるかと、市で起きる可能性、想定し得る可能性全部挙げさせとるわけですね、職員のアンケートで。だから、いろいろあります、いん石が落ちるとか、飛行機の落下だとか、鉄道事故だとか、テロだとかというのがいろいろあります。これ草加市というのは、全国初ということで言われてま

す、そういう危機管理計画。これ見ながら思ったのは、非常にやっぱ何と言うんでんすかね、それだけのことを考える。私も今回危機管理ということで、たまたま今朝の新聞の記事を見たときに、もしも太宰府の上で何かがあったらと思ったわけですね。だから、やっぱり危機管理というのは、非常に何が起きるかわからないというのが危機管理なんですよ。そういったことを、やっぱり職員がいろんな形で、アンケートの中で想定をしながら、そのことによって太宰府の市民をどう守るかといったことに私はつながってくるんじゃないかなと思うわけでございます。ぜひこの危機管理計画についてですね、ただ単に計画をつくるというだけじゃなくて、その過程においてですね、私は太宰府市にとって貴重な財産が生まれるんじゃないかなと思うわけでございますが、最後その辺のところをですね、ご答弁いただいて、私の質問を終わりたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 清水議員さん言われますように、行政の責務として市民の生命、身体あるいは財産を守るという、いわゆる基本的な考えに立ち返りまして、今後のこういう総体的な危機管理体制について研究をしていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は6月17日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会いたします。

散会 午後3時21分

~~~~~

1 議事日程(5日目)

[平成17年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成17年6月17日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第41号 太宰府市公共施設の委託に関する条例を廃止する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第2 議案第42号 太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について(総務文教常任委員会)
- 日程第3 議案第43号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第4 議案第44号 太宰府市表彰条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第5 議案第45号 太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第6 議案第46号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第7 議案第47号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第8 議案第48号 太宰府市立太宰府跡遺構保存覆屋設置に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第9 議案第49号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第10 議案第50号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第11 議案第51号 太宰府市立運動公園設置条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第12 議案第52号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第13 議案第53号 太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第14 議案第54号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について(建設経済常任委員会)
- 日程第15 議案第55号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について(環境厚生常任委員会)

- 日程第16 議案第56号 太宰府市立老人福祉センター設置条例の全部改正について（環境厚生常任委員会）
- 日程第17 議案第57号 太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第18 議案第58号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について（各常任委員会）
- 日程第19 請願第11号 良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願（環境厚生常任委員会）
- 日程第20 請願第1号 「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書採択を求める請願書（総務文教常任委員会）
- 日程第21 請願第2号 市道（鶴畑 - 芝原線）と市道（芝原 - 朱雀線）を結ぶ、西鉄都府楼前10号踏切の現状維持を求め現状どうりの通行願う請願書（建設経済常任委員会）
- 日程第22 意見書第1号 県営山神ダム上流域産業廃棄物処理施設に関する意見書
- 日程第23 議員の派遣について
- 日程第24 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	地域振興部長	石橋正直
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
建設部長	富田讓	上下水道部長	永田克人
教育部長	松永栄人	監査委員事務局長	木村洋

総務部次長	松田幸夫	地域振興部次長	三笠哲生
健康福祉部次長	村尾昭子	総務課長	松島健二
財政課長	井上義昭	地域振興課長	大藪勝一
市民課長	藤幸二郎	建設課長	武藤三郎
上下水道課長	宮原勝美	教務課長	井上和雄

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一
議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛
書記	満崎哲也
書記	高田政樹

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1から日程第13まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第1、議案第41号「太宰府市公共施設の委託に関する条例を廃止する条例について」から日程第13、議案第53号「太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第1から日程第13までを一括議題とします。

日程第1から日程第13までは総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 6月3日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第41号「太宰府市公共施設の委託に関する条例を廃止する条例について」から議案第53号「太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について」につきましては、6月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を一括して報告します。

まず、議案第41号「太宰府市公共施設の委託に関する条例を廃止する条例について」及び議案第42号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定については、公の施設の管理運営について、指定管理者制度に移行するために条例を廃止し、新たに条例を制定するという内容の議案でしたので、一括して審査を行いました。

本議案に対して多くの質疑がございましたので、質疑の中で確認した主な内容と審査結果を報告いたします。

この条例に基づき、今回指定管理者制度の導入がされる施設は、現在管理委託している13施設です。そのうち、太宰府史跡水辺公園と北谷運動公園については、公募により指定管理者が指定されます。理由として、13施設を全部公募にしてもいいが、失敗が許されないことから、プールやテニスクラブの運営が民間で行われており、民間はいろんなノウハウを持っていて、

市が運営する以上の市民サービスが十分に期待できると判断し、2つの施設について公募することです。

他の11施設については、第5条に基づき公募せずに現在委託している文化スポーツ振興財団、古都大宰府保存協会、社会福祉協議会を指定管理者に指定し運営を代行させるとのことです。

契約期間は、公募する2施設については指定を受ける団体の設備的な投資を考慮して3年契約、公募しない施設については2年契約としておくことで、公募した施設の1年目、2年目の状況を見て、他の施設についても公募でやれるかどうか判断していくとのことです。

委員会での審査結果の主な内容としては、手数料、使用料については、各施設の条例で上限を定めるので、現行どおりかそれ以下になること。また、指定管理者の選考については、所管部を含めた内部の10人以内で組織する候補者選定委員会を設置し、対応していくこと。公募しない施設の指定管理者についても議会の議決を要すること。個人情報の取り扱いに関する罰則規定は、個人情報保護条例を準用することなどを確認しております。

質疑を終え、まず議案第41号について討論、採決を行いました。討論はなく、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号について討論、採決を行いました。

討論において、2名の委員から賛成の立場で討論がありました。その内容は、現在雇用されている方々の身分を保障すること。施設の利用目的を明確にし、目的に沿った運営に心がけること。選考委員の選出に際しては公平性を期すること。市民に対し説明会を開くなど、きちんと説明を行うこと。市民サービスを確保すること。NPO、自治会等も参加できるような方法を検討すること。公募によらない場合の理由などを規則の中で位置づけることなど要望した賛成討論でした。

討論を終わり、採決の結果、議案第42号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第43号「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は、職員の国際機関等への派遣期間を3年から5年に改めるものです。

本議案については、執行部より説明がございましたので、委員からの質疑、討論もなく、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号「太宰府市表彰条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は功労表彰、善行表彰に新たに特別表彰を加える内容です。

委員から欠格条項について内規等の有無についての質疑があり、執行部の回答は、きちんとした決め事はないが選考委員会があり、その中で判断しているとのことでした。

本議案についての質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第44号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号「太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

改正の内容につきましては、非常勤消防団員の退職報償金について、分団長、副分団長、部長、班長にあって、10年以上25年未満の勤続年数があった者について一律2,000円を引き上げるものです。

本議案については、委員からの質疑、討論もなく、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は、太宰府市国立博物館設置促進会議が目的を達成したために、この会議を廃止するという内容です。

本議案についてはさしたる質疑もなく、討論もなく、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号から議案第53号までについては、さきに報告しました議案第42号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定」に伴い、施設の管理運営について指定管理者制度への移行が必要となったことに伴う条例の一部改正です。

まず、議案第47号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案については、委員から多くの質疑がありました。主なものとしては、休館日の曜日までを条例でうたう必要があるのか、指定管理者にある程度の裁量権を持たせる形での条例の書き方はできなかつたのかとの質疑がありました。これに対し、休館日については総務省から通知の中の条例で規定すべき事項が入っていたこと、休館の日数、曜日等はきちんと決めていた方が、議会の意見が十分に聞けることなどから条例に入れたとのことでした。

また、指定管理者は文化スポーツ振興財団として、管理運営を代行していただく箇所は現在委託している部分と変更がなく、今後は仕様書できちんと区分していくこと、財団に出向している職員の勤務体制は今までと同じ形になることなどを確認しています。

さらに、指定した指定管理者の中に市職員が管理職にいることから、管理指導する権限が指定する市にあるのか、指定管理者にあるのかが明確でない点や、生涯教育について市が行う業務と指定管理者が代行する業務の区分が明確でない点については、仕様書ができるまでに整理を行うとのことでした。

以上、本議案について質疑を終え、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋設置に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案については、委員からの質疑、討論もなく、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり

り可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

委員から、どの範囲を指定管理者にするのかの問いに対し、現在文化スポーツ振興財団に委託している1階部分のふれあい館の自主事業のまま指定管理者制度に移行することです。また、ふれあい館に設置されているパソコンに子どもたちがたむろしてゲームばかりやっている状況で、指定管理者制度に移行された後、管理者の権限で撤去することができるのかとの質問があり、それに対する回答としては、歴史系のクイズ等のゲームのようなものができるようになっており、今後指定管理者制度とあわせて詳細に協議していくとの回答でした。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案については、体育施設の休館日、利用料金等の改正が議会への説明もなく市の広報に掲載されていた。これらは規則で改正できることから、議会の議決は必要ないが、市民にかかわる部分の改正については、市民に知らせる前に議会に説明していただきたいとの意見が出されました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号「太宰府市立運動公園設置条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案については、委員からの質疑、討論もなく、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案の質疑の中で、委員から障害者の方や高齢者の減免は規則で定められており、条例の方に上げていただきたいとの要望があります。

質疑を終え、討論では条例の中に月曜日という休館日を定めることは、最初から指定管理者の裁量権をなくすことになるので、規則の中で定めていただきたいとの要望の上、賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号「太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案の質疑において、図書館の管理運営を指定管理者に代行させ、館長については市の職

員を配置することとなると、管理者が2人になるという問題点があるのではとの質疑に対し、指定管理者制度は管理運営の全部または一部を代行させることができることとなっており、今回の図書館については、業務の一部である貸し出し、返却業務を指定管理者に代行させるとしているため、管理者が2人になることはないとの回答でした。また、委員から休館日と開館時間は条例でなくて規則でうたっていただきたいとの意見がありました。

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第41号から議案第53号までについての報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第41号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第42号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第43号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第44号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第45号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第46号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第47号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第48号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第49号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第50号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第51号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第52号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第53号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第41号「太宰府市公共施設の委託に関する条例を廃止する条例について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時23分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第42号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について」これから討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

1番片井智鶴枝議員。

1番(片井智鶴枝議員) 私は賛成の立場から討論いたします。

指定管理者制度の導入の背景を見ますと、2003年度の衆議院の総務委員会会議録によれば、1つは住民のニーズの多様化であり、それに効果的、効率的に対応するためには民間の事業者のノウハウを広く活用することが有効である。

2つ目には、公的団体以外の民間主体においても十分なサービスの提供能力を認められるものが増加しているということ。

さらに、2002年度の構造改革特区構想の第1位提案の中に、複数の自治体から第三セクターなど自治体の出資法人など以外に民間企業に公の施設を管理できるようになってほしいとの提案が出されたということが理由に上げられています。

このような経緯があり、太宰府市においても条例を制定し、制度導入をすることになりますが、その制度導入するに当たって次の2点について要望したいと思います。

まず1点目、この指定管理者制度の政策目的を明確化してほしい、すなわち公共性を明確にしてほしい。これはそもそも公共性が認識されていなければ、運営したり支援したりする必然性はありません。だれのために、何のためにするのかということをきちんと明確にしておいてほしいと思います。

2点目、納税者すなわち市民の合意があり、説明責任が果たせるかどうか。公的な費用負担を行う市民に対して説明できるかどうかということは大変重要になってまいります。今回の制

度導入に当たり、公募が原則と言いながら市内のほとんどの公的施設の管理運営に文化スポーツ振興財団が当たることとなりますが、その財団の運営に当たりまして次の2点について要望したいと思います。

まず、開館時間、休館日、職員の接客態度など市民のサービスのあり方など、今の現状をきちんと把握してほしい。

2点目、出向行政職員の今後の処遇など。

以上、2点を要望したいと思います。

これで賛成討論を終わります。

議長（村山弘行議員） 次に、11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 議案第42号につきましては、幾つか要望を述べた上で賛成いたします。

指定管理者制度については、公の施設の管理運営が営利を目的とした事業者にゆだねられた場合、地方自治法に定められた趣旨が守られ、住民の利益と権利が保障されるのか。また、それまで働いていた人たちの雇用が守られるのかなど危惧される点が多々あります。

しかし一方で、住民が主体の民間組織やNPOなどの団体が管理者になることができるという点で、市民と協働のまちづくりが進められるという可能性も生まれたこと。そして、公募によらず現行の出資法人が引き続き指定管理者になることも可能である条項が条例に盛り込まれていることから、手続条例や今回提案をされております各施設の条例改正については、反対はいたしません。今後指定管理者の指定が行われ、議会で議決を求められたときに、市民から見ると指定された団体あるいは事業者が指定管理者として適切なのかどうか。その際に十分議論を尽くし、見きわめたいと思っております。

それで、要望ですが、まず指定管理者の指定について、議会審議の際には要求のあった資料はすべて提出をすること。そして、市民に広くその内容を知らせること。選定委員会は透明性を考慮して、団体や事業者とはかかわりのない人物で組織すること。協定書で労働基準法など関係法令の遵守をうたい、労働者の権利を保障させること。

以上を要望し、討論を終わります。

議長（村山弘行議員） 次に、8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 議案第42号に対しまして、賛成の立場から討論いたします。

まず、公共施設の設立趣旨と照らし合わせまして、協議書を作成していただくこと。福祉目的で建てられた施設については特に注意をしていただきたいと思います。

次に、公募の場合、その選考に関する公平性を高めるために、指定管理者選定委員会の構成メンバーには応募してきている団体と関係のある人材は登用しないこと。

以上、2点を要望して賛成討論といたします。

議長（村山弘行議員） 次に、19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今回総務文教委員会に付託されましたこの指定管理者制度ですが、委

員会で終日条例に基づく審議をいたしました。その委員会議事録というのを、執行部におかれましては、今後指定管理者制度移行に当たっては委員会審議の内容をよく精査していただき、問題点が起こらないようにしていただきたいと思います。

私は、この指定管理者制度という中で、委員からの質疑に対し執行部の答弁を聞いておりまして、やはり監督すべき行政の職員が指定管理者に指定したところに職員が配置をされるという問題については、ある一定の説明を受けましたが、当然今職員が大変不足している状況の中で、やはり指定管理者の施設に職員が6名近くも出向する。文化振興財団、それから社会福祉協議会とか、こういうところに職員が出向していることはやはり問題ではないかなと。業者の説明はよくわかりましたが、本来徹底した立ち入り検査や指導をする状況の中で、職員がおれば、そこはですね、市から出向している職員があるために安心してとこうなりますが、そういう矛盾点もありました。

また、やはり今後いろんな問題が起こってくると思います。やはり議会の監査委員、そして行政の監査委員がありますが、その財団、指定管理者の機関がその中で監事、監査とかという状況を報告してくるわけですが、住民が今後やはり住民監査請求などができるのか。また、その情報公開についても大変厳しい問題もありますし、今後本当に先ほどからも各議員から討論がありますが、初めてこういう指定管理者制度に移行していく上で様々な問題点がありまして、議会でも今後も論議もされと思いますが、問題のないようにしていただきたいし、問題点は直ちに議会に報告するようにお願いをして、この指定管理者制度については賛成をいたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時32分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第43号「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時32分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第44号「太宰府市表彰条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時33分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第45号「太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時34分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第46号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長 (村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時34分

議長 (村山弘行議員) 次に、議案第47号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長 (村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時35分

議長 (村山弘行議員) 次に、議案第48号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第48号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長 (村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時35分

議長 (村山弘行議員) 次に、議案第49号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長 (村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時36分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第50号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成18名、反対1名 午前10時36分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第51号「太宰府市立運動公園設置条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時37分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第52号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時37分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第53号「太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第53号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時38分

~~~~~

日程第14 議案第54号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第14、議案第54号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 6月3日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第54号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」につきましては、6月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部から補足説明を受け審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

今回の改正は、主に指定管理者制度の導入に伴うものとなっております。

審査において、委員から有料公園が毎週月曜日を休園日とすることについて、月曜日にしか利用できない方のために、今後見直しを考えていただきたいという要望があり、見直しの必要が生じれば調整を図っていきたいとの回答を受けました。

本議案に対する質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第54号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時41分

~~~~~

日程第15から日程第17まで一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りいたします。

日程第15、議案第55号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」から日程第17、議案第57号「太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第15から日程第17までを一括議題とします。

日程第15から日程第17までは環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番(福廣和美議員) 6月3日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第55号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」、議案第56号「太宰府市立老人福祉センター設置条例の全部改正について」、議案第57号「太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について」につきましては、6月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

まず、議案第55号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」は、主に指定管理者制度の導入に伴うものとなっております。

委員より、指定管理者制度導入後も管理は引き続き太宰府市文化スポーツ振興財団に任せていくのか尋ねたところ、来年の4月からこの指定管理者制度にのっとり、相手先はかえずに管理していく考えであるとのこととあります。

また討論では、指定管理者制度については公の施設の管理運営が営利を目的とした事業者ゆだねられた場合、本当に住民の利益と権利が保障されるのかなどが危惧されるため、指定管

理者の指定の議案が上程された場合は、指定された指定管理者が住民から見て適切かどうか十分議論し、不向きだと判断した場合は反対をしていくということを明確にした上での賛成討論がありました。

採決の結果、議案第55号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第56号「太宰府市立老人福祉センター設置条例の全部改正について」も議案第55号と同様、指定管理者制度の導入に伴うものとなっております。

委員より現在の委託先である社会福祉協議会には市から職員が1名派遣されているが、指定管理者制度導入後の取り扱いはどうなるのか尋ねたところ、社会福祉協議会の自立を目的に職員を派遣しているが、指定管理者制度に移行された後については、現時点での方針は出ていないとの回答を得ました。

討論では、先ほどの議案第55号に対する討論と同様の賛成討論がなされましたが、特に当施設の設置目的や事業内容を考えると、営利目的の事業者ではなく、現在の委託先である社会福祉協議会に引き続き委託をしてほしいとの要望がなされております。

採決の結果、議案第56号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第57号「太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について」は、環境美化センターの使用料を、現在の「事業活動に伴うもの、50kgにつき400円」、「それ以外のもの、50kgにつき250円」から「10kgにつき140円、10kg未満の端数は10kgとみなす」に統一するものであります。

さしたる質疑はありませんが、討論において、事業用と一般用の料金が同一ということは納得できないとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第57号については、大多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

以上、報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第55号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第56号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第57号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第55号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時48分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第56号「太宰府市立老人福祉センター設置条例の全部改正について」これから討論を行います。

通告がっておりますのでこれを許可します。

11番山路一恵議員。

11番(山路一恵議員) 委員長報告にもありましたけれども、これも意見を述べた上で賛成したいと思います。

老人センターの設置の目的や事業内容からしまして、これが営利を目的とした事業者にゆだねられた場合に利用者の公平性や平等性、またプライバシー権が確実に保障されるのかどうかという点で問題点が多いということから、老人センターにつきましては現在の委託先であります社会福祉協議会を引き続き指定管理者に指定していただきたいということを強く要望しまして、討論を終わります。

議長(村山弘行議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時49分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第57号「太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について」これから討論を行います。

通告がっておりますのでこれを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 議案第57号の環境美化センターの条例改正については、反対の立場から討論をいたします。

議案の内容は、環境美化センターに不要品を持ち込む場合の利用料金が上がるというものです。

負担の公平性という理由で、事業活動以外は40kg未満は無料だったものを10kg単位で有料にしています。幾らかでも負担をしてくださいというのは理解できるとしても、今度の改正で事業活動と一般が同一料金になったことは認めがたく、そこはやはり区別をすべきだと思います。

それに、近隣市町との均衡を図るとして10kg140円という額になっていますが、余りにも値上げ幅が大きいのではないのでしょうか。

以上の理由により、この議案については反対をいたしまして討論を終わります。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時51分

~~~~~

日程第18 議案第58号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

議長（村山弘行議員） 日程第18、議案第58号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 6月3日の本会議において、各委員会に分割付託されました議案第58号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の総務文教常任委員会所管分については、6月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、執行部から項目ごとに説明を受け審査を行いましたので、その主な審査内容と結果をご報告いたします。

まず、歳出の主なものとしたしましては、小学校4校、中学校1校のそれぞれの体育館の耐

震診断委託料として1,020万円。福岡県西方沖地震及び余震により学校施設に被害が生じたため、復旧関係費として546万7,000円が計上されております。

歳入につきましては、今回補正の不足分に充当するために前年度繰越金1,615万5,000円が補正されております。

審査において、耐震診断の結果、工事が必要となった場合は、既決予算の中でできるものについては実施すること。市内の小・中学校の体育館の耐震診断については、今回の補正ですべて終了することを確認しています。

審査を終え、討論もなく、採決の結果、議案第58号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 6月3日の本会議において各常任委員会に分割審査付託されました議案第58号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の当委員会所管分につきましては、6月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

今回の当委員会所管分の補正は、歳出8款4項4目の佐野土地区画整理事業の1件です。

その内容は、当初市が施工予定していた宅地土留め工事を、地権者協議において、地権者本人が工事施工することになったため、15節の工事請負費8,000万円を22節の補償、補てん及び賠償金に組み替えるものです。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第58号の建設経済常任委員会所管分については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 6月3日の本会議において3常任委員会に分割審査付託されました議案第58号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の環境厚生常任委員会

所管分につきましては、6月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

今回の補正における主な内容は、歳出において福岡県西方沖地震に伴う37件分の被災住宅補修等利子補給金の増444万円。保健師の育児休業に伴う職員給与費の減200万5,000円及びその代替嘱託職員の賃金の増171万2,000円が補正されており、歳入についてはそれに伴う補正となっております。

委員よりさしたる質疑はなく、また討論もなく、採決の結果、委員全員一致で議案第58号の当委員会所管分につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時59分

~~~~~

日程第19 請願第11号 良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第19、請願第11号「良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願」を議題とします。

本案は平成16年12月議会において環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 平成16年12月3日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第11号「良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願」につきましては、6月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告い

たします。

委員より、今は早急に条例制定を求めるよりも、今は行政側の判断にゆだね、結論を出すのはその状況を見守ってからではどうかとの意見が出され、本請願は継続審査することで採決を行いました。

その結果、委員全員一致で請願第11号については継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第11号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、請願第11号は継続審査とすることに決定しました。

継続審査 賛成19名、反対0名 午前11時01分

~~~~~

日程第20 請願第1号 「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書採択を求める請願書

議長（村山弘行議員） 日程第20、請願第1号『「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書採択を求める請願書』を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 請願第1号『「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書採択を求める請願書』については、6月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、審査内容と結果を報告します。

この請願について委員に意見を求めたところ、意見はありませんでした。私から関係者の意見を聞いて審査を行いたいので継続審査とすることを提案しましたところ、委員から異議がな

かったので、本請願を継続審査にすることについて採決を行いました。

その結果、請願第1号については、委員全員一致で継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、請願第1号は継続審査とすることに決定しました。

継続審査 賛成19名、反対0名 午前11時04分

~~~~~

日程第21 請願第2号 市道（鶴畑 - 芝原線）と市道（芝原 - 朱雀線）を結ぶ、西鉄都府楼前10号踏切の現状維持を求め現状どうりの通行願う請願書

議長（村山弘行議員） 日程第21、請願第2号「市道（鶴畑 - 芝原線）と市道（芝原 - 朱雀線）を結ぶ、西鉄都府楼前10号踏切の現状維持を求め現状どうりの通行願う請願書」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 6月3日の本会議において、建設経済常任委員会に審査付託された請願第2号「市道（鶴畑 - 芝原線）と市道（芝原 - 朱雀線）を結ぶ、西鉄都府楼前10号踏切の現状維持を求め現状どうりの通行願う請願書」につきましては、6月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、現地調査の上審査いたしましたので、その主な内容と結果について報告いたします。

6月3日に紹介議員から補足説明を受けておりますが、今回の請願では、県道新設に伴い、

既存する西鉄都府楼前10号踏切が自動車が通行できなくなる踏切となることについて、現状のままの踏切として残してもらうことが求められております。

なお、請願者の意見を伺っていただきたいということについては、傍聴者の中に請願者がおられ、意見を述べることを希望されておりましたので、現地調査前にその取り扱いについて委員会協議会で協議することを提案し、休憩中に論議いたしました。その中で、請願は請願書によって願意を示すものであるため慎重に検討しなければならない。また、紹介議員の説明が十分であったと判断できるとの意見が出されました。よって、再開後の委員会において請願者の意見は伺わないことを私の方から提案したところ、異議はなく、請願者の意見は伺わないことに決定いたしました。

審査に当たりましては、まず現地を確認し、執行部に対しこれまでの経緯について説明を求めました。

説明では、西鉄二日市駅東口まで、既に供用している県道観世音寺・二日市線を延伸するため、途中西鉄太宰府線を横断する踏切を新設し、市道御垣野・隈野線に接続するための事業として、現在、新設踏切道及び道路本体工事の詳細設計がなされているとのことです。

踏切を増設する場合、国の踏切道交通の安全に関する施策における踏切道統廃合促進の通達から、鉄道管理者である西日本鉄道からも踏切を統廃合することが条件とされておりますが、当該地域の方々に西鉄二日市駅東口や駅周辺施設を利用していただくためにも、踏切を確保しておくことが必要であるため、西日本鉄道、福岡県と協議の結果、当該踏切を廃止するのではなく歩行者専用踏切とすることで協議が調ったとのことです。

当該踏切を生活道路や営業用道路として自動車を利用されている方にとって大変重要な踏切であり、不便をかけることについて十分承知しているが、バリアフリー施策や安全上の問題から、最寄りの踏切を利用していただきたいとのことでした。

協議において、委員から、当該踏切から新たに新設する県道観世音寺・二日市線に接続した場合の問題点や、現状のままでも大変危険な踏切であることは理解できるため、当該踏切の縮小に伴う同地区のまちづくりとして、現在検討している内容について確認いたしました。

まず、当該踏切を現状のままとし、新たに新設する県道観世音寺・二日市線に接続することについては、県道に交差点を設置することになり、これまで以上に自動車の往来が増えることが予測されることから、大変危険であり、警察からの強い指導があつているとのことです。

なお、西鉄太宰府線に並行している既存の市道般若寺・芝原線については、安全性の問題から現地にて廃止することを確認しております。

当該踏切の縮小に伴う周辺のまちづくりとしては、西鉄二日市西口方面の市道鶴畑・芝原線の整備など、筑紫野市を含め、今後あらゆる方法を検討し、提案していきたいとのことでした。

また、地元説明が不足していたのではないかととの意見があり、市民に直結する問題については、今後地元に対し十分な説明がなされるよう要望いたしました。

協議を終わり、討論はなく、採決の結果、請願第2号につきましては、採択することに賛成する委員がいなかったため、不採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 建設経済委員長、大変委員会で審査をしていただき、現場も見ていただいたということですが、その中でまず地元説明不足については、執行部に対して指摘はされたでしょうか。やはりまだですね、この踏切が歩行者専用になったり、一方の踏切が廃止されるということが、この関係の住民の方が知らないという状況ですね。こういう問題について、委員会としてやはり担当部に地元説明をなぜ行っていなかったのかとか、今委員長報告では説明不足を指摘されたようですが、やはり関係住民として長年通っていた踏切がなくされるというのは、生活圏の関係で大きな影響を受けるという形で私も提案理由を説明しておりますが、担当課に対してどのような内容でですね、審査されたのかが1点です。

それから2点目ですが、本当に関係住民についてはですね、この踏切が歩行者だけになるということで不安であって、委員会の現地調査も傍聴されて、説明も行う中で、筑紫野警察署に行かれたそうです。筑紫野警察署から指導を、どういう形でこれが歩行者専用になったのかを説明を求めたいというふうにして筑紫野警察署に行ったところ、太宰府市と西鉄と県で協議をして筑紫野警察署に持ってきたそうです。そのときに、今皆さんのところ地図があると思うんですが、点々をこう入れてるところの通行については、はっきり言って警察としては認められないと言ったそうでありまして。ところが、この請願については今までどおりの部分について出されておりましたが、警察としては、できれば今西鉄の所有地であります車どめをしてるところ、これを踏切の拡幅とそれから点々をしてるところについては暗渠が入っているようですが、これが市の公道であるし、この部分と今車どめの部分についてできれば変更し、まあ対等交換するとかですね、そういう状況で一方を通行させて、この県道の581号線に入ると。

それから一方、このもう一つの五条駅近くの踏切の部分についても、この線の入ってるところについて、交差するのにも問題があるということでロータリーという形になっておるということで、警察の方が詳しく関係者に説明されたようですが、こういう内容についても行政側の方から説明を受けたかどうかですね、報告をいただきたいと思うんですが。討論はまた討論でさせていただきますので。

議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） ただいまの武藤議員からの質問に対してお答えいたします。

市からの説明では、平成16年3月に地元説明会を行われたということです。

それと平成17年3月、地区道路整備促進協議会を開催されているということで、非常に説明

が少ないということで、先ほど報告いたしましたように地元説明が不足しているということで、十分今後とも説明をするように指摘いたしておりました。

2点目につきましては、今議員から言われたように、真っすぐに行って今度新しくできる県道に交差することについては、委員からいろんな意見が出ておりました。今武藤議員から言われました通行どめにしてる歩道、今歩ける歩道のところについては、委員からの審議はなされておられません。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 大変今、所管の委員長から説明も受けましたが、この請願について、少し請願の内容についての問題があっておまして、やはり警察の指導を受けたときにこういう新たに踏切との関係があって、問題があるということで、地元としてはそのまま真っすぐ、今車どめをしてるところ、それから新たに廃止される面積以上のものをですね、対等交換すれば通行もできるわけですし、今からできていくわけですが、ぜひ改めて請願を提出をしたいという願いがあるようです。

行政側としても平成18年度完成をさせてやるわけですが、やはり長年通行してるこの踏切、これもしかも現在車どめがなされておりますが、何らかの方向でこれを通過させるようにしていただければ、本当に関係住民も助かります。私もその近く、榎寺神社の前の踏切前に住んでおりますが、本当に上下線の関係で遮断機がおりると、本当もう5分から6分間渡れないという状況なんですね。そうすると、その間にこの踏切がやはり通行できなくなると、その手前の踏切とそれから榎社の前の踏切と、こういう状況ですね、大変な渋滞が考えられますし、またこれが通行できなくなると、提案理由説明をしたように東口に回って、そしてまたその榎社の1つ手前に回ってくるとか、本当に通行不便な状況、大変な混乱が出てくるわけですね。

それで、やはり再度検討ができるかどうかは行政として努力もしていただきたいし、それから関係住民にやはり説明をしないと、私どもも初めてこういう内容がですね、明らかになって、こういう議会で審議をすると。しかも、3月23日に関係者を集めてというか、代表者だけの説明。それから、そういうこの道路関係をつくる委員だけが集まって、県と市と西鉄と警察との協議事項の報告を受けて進んでいくようでは、地元の人は何も知らなくて行われているという状況が事実明らかになっております。

私としては、こういう問題については地元の意見を聞くこと。新たに1つは歩行者専用、一

方は廃止という問題が出てきておりますので、今後説明をすることとやはり交通渋滞やこういう交通混雑を招かないためにも、この踏切を車が通行できるように直進し、ロータリーで通行できるような方法を検討いただくことをお願いをして、この請願を採択することに賛成する立場で討論をいたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は不採択です。請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

議長（村山弘行議員） 起立少数です。

したがって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

不採択 賛成2名、反対17名 午前11時21分

~~~~~

日程第22 意見書第1号 県営山神ダム上流域産業廃棄物処理施設に関する意見書

議長（村山弘行議員） 日程第22、意見書第1号「県営山神ダム上流域産業廃棄物処理施設に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

18番岡部茂夫議員。

〔18番 岡部茂夫議員 登壇〕

18番（岡部茂夫議員） 県営山神ダム上流域産業廃棄物処理施設に関する意見書についてご説明いたします。

本案については、山神ダムから水の供給を受けております筑紫野市、小郡市、太宰府市が同様の趣旨に基づく意見書を福岡県知事あてに提出することとなったものであります。この意見書の提出者は私、岡部茂夫、賛成者は山路一恵議員、武藤哲志議員、佐伯修議員、福廣和美議員、安部陽議員、清水章一議員、小柳道枝議員、渡邊美穂議員、不老光幸議員の方々です。

理由は、市民の飲料水を賄う山神ダム周辺の環境を守り、市民の健康に対する安心と安全の確保を求めためであります。

裏面をご参照願います。この意見書の朗読をして説明にかえます。

株式会社産興が設置している産業廃棄物処理施設は、筑紫野市、太宰府市、小郡市20万人有余の市民の飲料水を賄う山神ダムの直近上流に位置し、20年近くの長きにわたり水質、大気等に関する将来への大きな不安を市民に抱かせてきた。

これまでも、硫化水素による3名の痛ましい死亡事故をはじめ、許可容量を超える埋め立

てや会社関係者による畳等の不法投棄など多数の違反行為が続発し、廃棄物処理に対する市民の不安は極限まで達していた。

このような中で、5月2日、3日のテレビ報道、そして3月15日、18日、24日の施設に対する県立ち入り調査の中で違法な廃棄物処理の実態が明らかにされ、強い衝撃と大きな憤りを覚えるものである。

今回の廃棄物処理法違反による行政処分は、産業廃棄物問題の抜本的解決に向けた新たな第一歩ではあるが、廃棄物が処理施設に持ち込まれない状態になっただけでは完全解決にはほど遠い。

20万人有余市民の命の水がめである山神ダム上流には、依然として改善がされない状態のまま廃棄物が存在しており、子々孫々にわたる市民の健康に対する安心と安全の確保を求め、下記事項について適正な措置が講じられるよう強く要望する。

記といたしまして、1、操業が再開されないように許可の取り消しを行い、監視指導体制を強化すること。

2、第1期処分場の許可区域外埋め立てについては、改善命令が出ているにもかかわらず未着手の状態であり、早期着手とともに改善命令を完全に履行し、違反廃棄物の完全撤去を行うこと。

3、テレビ報道及び県の立ち入り調査で明らかになったように、中間処理工程（選別）を経ずに埋め立てられた廃棄物の完全撤去を行うこと。

4、操業停止後の施設の維持管理には万全の措置を講じること。

5、県営山神ダムの水及び産業廃棄物処理施設周辺環境が、将来にわたる安全宣言が行えるよう、抜本的な対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月17日として、村山議長名で福岡県知事に出すものであります。ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時27分

~~~~~

日程第23 議員の派遣について

議長(村山弘行議員) 日程第23、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~

日程第24 閉会中の継続調査申し出について

議長(村山弘行議員) 日程第24、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項字句その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によってその整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~

議長(村山弘行議員) 以上で本定例会に付議されました案件の議案はすべて終了しました。

これをもちまして平成17年太宰府市議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、平成17年太宰府市議会第2回定例会を閉会します。

閉会 午前11時28分

~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成17年8月25日

太宰府市議会議長 村山弘行

会議録署名議員 大田勝義

会議録署名議員 安部啓治